

# 監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監16の第21号

監査の対象：平成15年度定期監査等 大阪港埋立事業関係事務

所管所属：港湾局

通知を受けた日：令和元年10月25日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|---|------|-----------|
| 1     | 収入の確保に努める要のあるもの<br>土地賃貸料等の過年度未収金について引き続き収入の確保に努められたい。 | <ul style="list-style-type: none"><li>・債務者代表者は、国税や社会保険料も滞納しており、国税は既に債権放棄され、会社に差し押さえできるような資産はないと主張している。</li><li>・財産調査のため、平成30年2月21日に債務者代表者と面会し、調査への同意書の提出を依頼したが、拒絶されている。</li><li>・平成30年度において、当該法人の財産調査を実施した。各金融機関及び保険会社に対し計201件の照会を行った結果、第三債務者の存在を確認した(2件)ものの、差押え対象となる預金等の総額が僅か(約3千円)であることが判明した。</li><li>・平成31年4月に、財産調査の結果やこれまでの経過等を踏まえ、今後の対応について市債権回収対策室に相談したところ、「徴収停止の要件を満たしていると考える。」との回答を得た。また、令和元年6月に法律相談を実施したところ、弁護士から「本件を徴収停止することについては適法かつ妥当である」との意見を得た。これらことから、地方地自法施行令171条の5第1項に基づき、徴収停止を決議した。</li></ul> | 措置済  | 令和元年6月19日 |

# 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監29の第3号

監査の対象：平成28年度定期監査等 健康局総務部及び健康づくり・精神保健福祉部門所管事務

所管所属：健康局

通知を受けた日：令和元年9月9日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                             | 措置日   |
|-------|--|--|----------------------------------|---|
| 1     | <p>地方独立行政法人大阪市民病院機構に対する運営費交付金について</p> <p>(1) 平成26年度下半期運営費交付金交付決定時の申請内容確認について<br/>           運営費交付金は、中期計画に定める各年度の運営費交付金の上限額（平成26年度下期については46.8億円）を限度として交付することとしており、病院機構は積算額から、経営努力による減額分等を差し引いて、中期計画に定める上限額を交付申請額としている。<br/>           監査において、平成26年度下半期（平成26年10月1日～平成27年3月31日）の運営費交付金申請に係る関係書類を確認したところ、以下の実態が見受けられた。<br/>           ・交付決定額46.8億円には、人件費について退職手当相当額が含まれていた。<br/>           ・しかしながら、交付申請時の積算額（A）48.6億円には、本来含まれるべき退職手当相当額が含まれていなかった。<br/>           執行額確定時における退職手当相当額は約1.7億円であることから、これを加味した本来あるべき積算額は50.3億円と推計される。<br/>           上記のことから、運営費交付金の積算内容が適正ではなく、その信頼性に疑義が生じている。</p> <p>(2) 平成28年度運営費交付金交付決定時の申請内容の確認について<br/>           今回の監査で、運営費交付金交付要綱及び運営費交付金交付申請書類を確認したところ、以下の実態が見受けられた。<br/>           (病院機構)<br/>           ・病院機構は、外部委託により算定した平成28年度運営費交付金交付申請額（以下「交付申請額」という。）の政策医療分野の算定根拠資料等を健康局に提出していなかった。<br/>           (健康局)<br/>           ・健康局は、運営費交付金の政策医療分野の算定根拠を確認することなく交付決定を行っていた。<br/>           ・健康局は、算定方法が平成28年度から変更されているにもかかわらず、交付要綱第2条に定める算定基準を改正していなかった。</p> <p>(3) 平成27年度運営費交付金の執行額確定について<br/>           平成27年度運営費交付金の年度末時点における執行確定額について確認したところ、以下の実態が見受けられた。<br/>           ・病院機構から健康局に対して運営費交付金執行確定額の根拠資料が提出されておらず、健康局は根拠資料を確認できていない状況にある。</p> | <p>[改善勧告1]<br/>           ・平成28年度より運営費交付金の対象とする政策医療分野の取り扱いを含めた積算方法を見直しているが、交付要綱第2条に定める算定基準について、平成27年度までの基準のままになっていた。<br/>           ・現状に即した内容に修正し、改正を行った。</p> <p>[改善勧告2]<br/>           ・平成28年度交付決定分から、政策医療分野の取り扱いを含めた積算方法を確立したところである。<br/>           ・平成28年12月に病院機構から平成27年度運営費交付金執行確定額の算定根拠資料及び平成28年度運営費交付金の算定根拠資料を受領するとともに、金額の適正性を確認した。<br/>           ・今後、毎事業年度、交付決定時及び執行額確定時に病院機構に対して算定根拠資料の提出を求め、金額の適正性を確認する。（改善勧告4、5と関連）</p> <p>[改善勧告3]<br/>           ・「地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金交付要綱」第11条第2項において別途定めるとしていた運営費交付金の精算方法について、健康局として「地方独立行政法人大阪市民病院機構運営費交付金の精算に係る細則」を定めた。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成28年12月28日</p> <p>平成29年3月31日</p> <p>令和元年5月23日</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|---|------|------------|
| 1     | <p>(4) 中期計画期間最終年度の精算について<br/> 病院機構に係る運営費交付金についても、第1期中期計画期間（平成26年度から平成30年度）の最終年度末時点において、精算する必要があるとされていることから具体的な精算方法について確認したところ、以下の実態が見受けられた。<br/> ・運営費交付金の精算方法については、交付要綱第11条第2項において、「別に定める」としながらも、現状において精算方法は規定されていなかった。</p> <p>(5) 平成29年度以降の運営費交付金の申請について<br/> 病院機構は、平成28年度運営費交付金申請時に外部委託により算定した方法と同様の算定方法が可能となるシステム（以下「システム」という。）を外部委託により構築しており、平成29年度以降の運営費交付金申請額については、当該システムを用いて算定することとしている。<br/> しかし、現状を確認したところ、病院機構、健康局ともに、システムの正確性を検証した証跡は提示されなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/> 1. 健康局は、運営費交付金の支出実態に合致した算定基準を規定した要綱となるよう、要綱を改正すること。<br/> 2. 健康局は、毎事業年度の交付決定時及び執行額確定時は、申請者である病院機構に対して交付申請額の算定根拠資料の提出を求め、交付申請額の適正性を確認するプロセスを構築し、実践すること。<br/> 3. 健康局は、中期計画期間の運営費交付金額の確定額が、予算を下回り剰余金が発生する場合等も勘案し、早急に具体的な精算方法を関係部署等と協議・調整し決定すること。また、決定した精算方法を交付要綱等に明確に規定すること。<br/> 4. 健康局は、病院機構に対して、システムに基づく申請額の算出及び執行額確定処理が適正になされるかどうか、事前の検証を求め、その内容を確認すること。<br/> また、その検証内容どおり運用されているかどうか、毎年度確認すること。<br/> 5. 健康局は、病院機構においてシステムの改修等が発生するときは、その都度上記4と同じく事前の検証を求め、その内容を確認すること。</p> | <p>[改善勧告4, 5]<br/> ・平成28年12月に病院機構から平成27年度運営費交付金執行確定額の算定根拠資料及び平成28年度運営費交付金の算定根拠資料を受領するとともに、金額の適正性を確認した。<br/> ・積算においては診療報酬改定等医療制度の影響を受ける場合があるため、毎年度、健康局—市民病院機構間で積算行程を確認すると共に、積算過程を含めた算定根拠資料の提出を受け、毎事業年度、適正性を確認する。<br/> ・今後システムの改変等が発生するときは、内容の報告を受け動作検証を行う。（改善勧告2と関連）</p> | 措置済  | 平成29年9月30日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監29の第11号

監査の対象：平成28年度随時監査等 財政局税務部及び市税事務所所管事務

所管所属：財政局

通知を受けた日：令和元年10月2日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                  | 措置日   |
|-------|--|--|-----------------------|---|
| 1(1)  | <p>固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の賦課に関する実地調査について<br/>非課税認定に係る調査について改善を求めたもの<br/>実地調査状況を確認したところ、調査結果の記録について、事務所ごとに記録事項が異なっていた。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 税務総長は、各市税事務所の実態を把握した上で、要領により具体的な調査手法や判断基準を示し、調査結果をチェック方式で記録するなど、市税事務所間の事務を標準化し、適切で公平な非課税認定を実施すること。</p> <p>2. 税務総長は、1について、市税事務所における実施状況を定期的に確認すること。</p> | <p>【1】平成28年度3月から過去の事務連絡の整理を開始し、平成29年度中に各市税事務所の実態把握を行い、実態を踏まえて具体的な調査手法や判断基準を示し、調査様式にチェック方式を導入する等、記録方法を整理し、市税事務所間の事務を標準化する。</p> <p>非課税対象案件については、対象件数が膨大なため、全体件数の上位を占める「宗教法人」「学校法人」について、平成30年3月事務通知発文により、平成30年度先行運用を開始した。今後、事務の妥当性を検証した結果を踏まえ、平成31年度より、他の事由を含めた全体の運用を開始する。</p> <p>【2】平成30年度は先行実施分について新しい事務の妥当性を検証し、検証結果を踏まえ全体運用開始後の平成31年度以降は毎年7月に税務部が各市税事務所を訪れ、実地調査の調査記録を確認する仕組みとした。</p> <p>・上記の仕組みについて、7月18日と20日に分けて全市税事務所を訪れ、平成30年3月事務通知に基づく事務の実施状況及び事務の妥当性を確認した。</p> <p>・令和元年度、全体運用を開始し税務部が令和元年6月20日、21日、24日に各市税事務所を訪れ、実施状況を確認した。以降は、毎年7月に税務部が各市税事務所を訪れ、実施状況を確認する。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成30年3月14日</p> <p>令和元年6月24日<br/>平成30年7月20日<br/>(先行分)</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監29の第35号

監査の対象：平成29年度随時監査等 学校園におけるICTの管理に関する事務

所管所属：教育委員会事務局

通知を受けた日：令和元年11月22日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等 | 措置分類 | 措置日 |
|-------|---|-------------|------|-----|
| 1     | <p>教育の情報化推進体制の整備を求めたもの</p> <p>今回教育委員会事務局における情報化推進体制を監査したところ、次に示す状況が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ICT担当のCIOを定めるなど、情報化戦略やICT管理を推進する組織や体制に係る基本方針が定められていなかった。</li> <li>■ 教育委員会事務局では、ICT統括部署を教育委員会事務局総務部総務課としていたが、その事務分掌にICTに関する事項を定めておらず、また職員教育についてもICT戦略室が実施する担当職員向け研修の受講に留まっており、専門的知識習得や教育体制の構築の必要性に対する理解が不足していた。そのため、総務部総務課にはICTを統括する上で必要とされる知識を有した専門人材が在籍しておらず、専門性を発揮して学校園のICTや情報セキュリティを管理できる状況になかった。</li> <li>■ 教育委員会事務局では、ICT管理を行うにあたって、本市市長部局のICT調達ガイドライン等を参考にして情報システムの開発・運用・保守等に係る事務を行うこととしている。推進規程及びICT調達ガイドラインは、市長部局に対し、情報システムの企画や調達の際のICT戦略室との事前協議の実施を求めている。当該事前協議については、教育委員会事務局においても実施しているものの、その運用を定めた規程等が明文化されていないなど、情報システムの開発・運用・保守等に係る事務のICT調達ガイドライン等への準拠性を確保する仕組みが構築されていなかった。</li> <li>■ 教育委員会事務局のICT推進体制を強化するため、平成28年8月からICT戦略室職員が教育委員会事務局兼務（平成29年4月からはICT戦略室長以下8名の体制）となっていたが、兼務者について、ICT推進に関する役割や、課題解決に向けた役割等が明文化されていなかった。</li> </ul> |             |      |     |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類  | 措置日  |
|-------|--|---|---|--|
| 1     | <p>[改善勧告]</p> <p>教育委員会事務局及び教育次長は、ICTを活用した重要施策の推進や適切なICT管理の実現に向け、人材の確保を含む情報化推進体制の整備の必要性を再認識し、ICT戦略室の協力を得るなどして次の取組を行うこと。</p> <p>1. 情報化推進に係る基本方針や規程等を整備し、CIOの設置など、情報化推進や適切なICT管理に向けた役割や責任を明確にしつつ、重要な情報化施策（校務支援ICTや学校教育ICTなど）を推進していくこと。</p> <p>2. ICTが果たすべき役割やリスクに係る理解を深め、総務部総務課のミッションを見直し明文化するとともに、人材の確保を含めたミッション遂行に向けた体制整備を行い、事務分掌等に明文化すること。</p> <p>また、体制整備に向け、総務部総務課職員等に対する専門的知識習得のための教育・研修を計画的に行うこと。</p> <p>3. ICT戦略室兼務者の業務分担等を明確にし、教育の情報化推進体制の整備に兼務者を活用したり、教育委員会事務局において不足しているスキル分野について有効な業務支援を受ける体制を構築するなど、ICT戦略室との更なる連携強化を図る体制とすること。</p> | <p>【1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT戦略室所管の「大阪市ICT戦略の推進に関する規程（平成19年達第18号）」において、学校園が除外されている箇所などの規程を別途定めることや、それに伴う各種規程の整備におけるICT戦略室との調整が終わり、新たに「大阪市教育委員会ICT戦略の推進に関する規程」、「大阪市教育委員会学校園情報通信ネットワーク管理要綱」、「大阪市教育委員会総合情報システム室管理要綱」を7月1日に施行した。</li> </ul> <p>【2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局にICT企画調整等を専管する部長、課長及び係長を設置することで、組織体制を整備した。また、大阪市教育委員会事務局等事務分掌規則第6条総務部総務課の項に、ICT統括関連事務を定めた。</li> <li>・総務部総務課のICT担当に対し、組織上必要となる知識を習得させるため、文科省主催の「教育情報セキュリティポリシーガイドライン説明会」を受講させた。</li> </ul> <p>【3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会事務局のICTにかかる組織体制整備と連動して、ICT戦略室と調整のうえICT戦略室兼務者の業務分担を明確化した。</li> </ul> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>令和元年7月1日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>平成29年11月20日</p> <p>平成30年4月1日</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第5号

監査の対象：平成29年度定期監査等 大規模災害に対する業務継続計画に関する事務

所管所属：危機管理室

通知を受けた日：令和2年1月7日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|---|------|------------|
| 2(2)  | <p>危機管理室の本市BCPに関する取組について<br/>各所属作成部分の妥当性及び正確性の確認について改善を求めたもの</p> <p>本市BCP第1.1版を確認したところ、次のとおり不正確な記述や不整合のある箇所が見られた。</p> <p>■ 本市地域防災計画において、大阪市災害対策本部の運営を所掌する危機管理部の業務に従事する危機管理室以外の5つの局・室について、本市BCP第1.1版の業務詳細一覧の記載を確認したところ、2つの所属は市災害対策本部の準備・運営等の危機管理部としての業務を挙げておらず、その必要人員も計上していなかった。</p> <p>■ 業務詳細一覧には、詳細化した業務名称だけでなく、発災後の経過時間ごとの必要人数を併せて示している。しかし、区役所については概数で示す形になっており、区役所間の同様の業務での比較で最大10倍近くの差異が生じていたが、危機管理室はその数値の妥当性を検証していなかった。</p> <p>■ 本市BCP第1.1版では、各所属が提出した参集予測をまとめたものが数か所で使用されている。そのうち1か所で、参集率非常時優先業務の必要人員の表と組み合わせる際に、参集予測人数の数値を、時間軸を誤って記載していた。</p> <p>[改善勧告]<br/>危機管理室は、本市BCP策定に当たって必要となる被害想定やそれに伴う災害対応のための資源の把握については、情報システムを活用して定例作業化する、クロスチェックを徹底して確認するなど、十分に正確性を期すこと。また、各所属で整合が取れていない点について、必要な指導を行うこと。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度人事異動を反映した職員参集予測並びに各局業務詳細一覧の更新を平成31年3月29日実施した。</li> <li>・なお、動員計画の見直し作業と並行して、令和元年5月に新年度人事異動を反映した職員参集予測及び区業務詳細一覧の更新作業を各所属に依頼し、7月31日までにすべての所属から提出があり、10月15日に大阪市業務継続計画第1.3版として公表した。</li> <li>・第1.3版の更新に当たっては、令和元年5月の照会で、各所属に対して所属の業務詳細一覧が地域防災計画の所管事務を網羅し、有効に機能するものとなっているか確認し、必要に応じた更新を行うよう促し、修正がある場合は業務詳細一覧の提出を求めた。</li> <li>・また、BCPの内容等の正確性を期すため、各所属との協議のうえ取りまとめた内容に誤り等がないかをチェックする体制を構築するため、担当職員を増員した。</li> <li>・今後も、災害時の人的資源の過不足を把握するため、職員の参集予測については、毎年度の人事異動に合わせて更新できるよう、毎年5月に照会を繰り返し実施することで定例化する。</li> <li>・各所属で整合が取れていない点などについて危機管理室が適切な指導を必要に応じて行えるよう、今後のBCPの更新に当たっては、該当所属と継続した協議を行い、認識の共有化を図りながら、進捗管理を行っていく。</li> </ul> | 措置済  | 令和元年10月15日 |



## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第9号

監査の対象：平成29年度定期監査等 建設局西部及び北部方面管理事務所における下水道事業会計に関する事務（関連する下水道河川部所管事務を含む。）

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和元年9月4日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等 | 措置分類 | 措置日 |
|-------|--|-------------|------|-----|
| 1     | <p>包括委託に係る委託金額の算定について改善を求めたもの<br/>           (1) フェーズ1の検証項目について、十分な確認・検証が行われていない。<br/>           建設局は、「経営形態見直しの基本方針（平成27年2月）」（以下「基本方針」という。）において、フェーズ2への移行に当たり、フェーズ1の試行期間中に確認・検証すべき項目として、以下のとおり4つの項目を定めている。</p> <p>①業務履行と要求水準の達成状況に対する監視（モニタリング）による、業務品質の確認<br/>           ②地震・大雨・台風など自然災害発生時での、危機管理体制機能状況の検証<br/>           ③性能発注方式の仕様書に定める要求水準、業務実施計画目標値の検証可能性の確認（委託業務・作業個々の性能発注方式への適合の可否を確認する。）<br/>           ④委託の範囲やリスク分担による受託者の裁量で取り入れる様々な工夫に対する支障の有無</p> <p>建設局では、上記の4項目について、平成25年度及び平成26年度の検証結果では、①から③についておおむね要求水準を満たしているとし、④についても受託者の裁量拡大の範囲を検証し、確認したとしている。<br/>           しかし、具体的にどのような検証が行われたのかについて、十分な検証記録が残されておらず、その根拠は不明確であった。</p> <p>特に①及び③は、フェーズ2で新たにCWOに包括委託する際の要求水準の判断、また業務量や委託金額の決定に大きく影響するものと考えられる。<br/>           しかし、フェーズ1の包括業務委託の業務の履行状況や要求水準の達成状況について、具体的な検証の実施手順や評価基準に基づく検証記録が残されていなかった。</p> |             |      |     |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日   |
|-------|--|--|------|---|
| 1     | <p>(2) 建設局が委託金額の積算の際に用いた業務量について、実際の業務量と比較する等十分な検証が行われていない。</p> <p>建設局では、フェーズ1の各年度の委託金額については、過去の平均的な業務量をベースに積算・決定し、その金額をもって委託料を支出している業務がある。</p> <p>個別の業務について、建設局が積算に用いた想定業務量と実際の業務量に差異がある場合、それが許容される差異の範囲であるか、また差異が発生した理由は何かについて、検証する必要がある。</p> <p>建設局の委託料は、積算どおり支払われているが、各業務において、平成28年度の建設局積算で使用している想定実施箇所数と実績箇所数は大きくかい離しており、今回の監査で当該かい離分の差額を試算すると、建設局の積算額の方が業務実績に基づく試算結果より約54百万円大きくなっている。</p> <p>包括業務委託には、上記の4業務以外の管路維持管理業務に加えて処理場・抽水所維持管理業務等も含まれることから、かい離がより一層生じている可能性がある。</p> <p>しかし、建設局では、フェーズ1の各年度の積算で用いた想定実施箇所数と実績箇所数のかい離について、上記で示したような許容される差異の範囲であるか、また差異が発生した理由は何かといった観点からの比較検証は行われていなかった。</p> <p>上記(1)及び(2)から、フェーズ2の平成29年度からのCW0への委託金額について、フェーズ1の業務量や委託金額について十分な検証が行われた結果決定されたものであるという確証を得ることはできないため、平成29年度の委託金額の妥当性にも疑義が残る。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 建設局長は、フェーズ1の試行期間の包括業務委託の全業務ごとの業務量や委託金額について精緻な検証を行い、平成29年度以降の包括業務委託の委託金額の妥当性について説明責任を果たすこと。</p> <p>2. 建設局長は、フェーズ2からフェーズ3への移行に向けて、フェーズ2の各年度の包括業務委託の実施状況及び業務量について、具体的な判断基準に基づき十分確認・検証を行うこと。</p> <p>3. 建設局長は、重要な決定事項の判断根拠について、記録を残すという基本的事項を職員に徹底すること。</p> | <p>(是正内容：改善勧告の1について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フェーズ1の業務について、評価基準を定めて検証を実施し、記録として報告書にまとめた。</li> <li>・包括業務委託の委託金額の妥当性について、検証を行うとともに、フェーズ1の管路維持管理業務について、業務量の確認を行い、記録として報告書にまとめた。</li> </ul> <p>(是正内容：改善勧告の2について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フェーズ2(平成29年度)の業務実施状況について、フェーズ1と同様に検証を実施し、記録として報告書にまとめた。</li> <li>・フェーズ2(平成29年度)の管路維持管理業務について、業務量の確認を実施するとともに、委託金額についての確認を実施し、記録として報告書にまとめた。</li> </ul> <p>(是正内容：改善勧告の3について)</p> <p>改善勧告1並びに2に対する措置内容を踏まえた上で、8月30日開催の局部長級の会議で、重要な決定事項の判断根拠について、記録を残すという基本的事項の周知を実施した。なお、文書により周知を徹底する。</p> | 措置済  | <p>【改善勧告1、2】<br/>令和元年8月14日</p> <p>【改善勧告3】<br/>令和元年8月30日</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第13号

監査の対象：平成29年度出資団体監査等 地方独立行政法人大阪市民病院機構に関する事務

所管所属：健康局

通知を受けた日：令和元年12月11日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|--|------|------------|
| 2     | <p>地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会への対応について改善を求めたもの</p> <p>【病院機構及び健康局に対して】</p> <p>評価委員会の評価結果に対する改善状況を確認したところ、以下の実態が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価委員会による「地方独立行政法人大阪市民病院機構業務実績に関する評価結果」（以下「評価結果」という。）を確認したところ、平成27年度実施分（病院機構の平成26年度業務実績に対する評価）、平成28年度実施分（病院機構の平成27年度業務実績に対する評価）ともに「評価にあたっての意見、指摘等」が付されている。</li> <li>・今回の監査で、評価委員会の意見、指摘等への対応状況を確認したところ、女性職員の勤務に配慮した病児保育の導入については、2か年連続で意見が付されており、改善策を検討しているとの説明を受けたが、監査日現在において具体的な改善が図られていなかった。</li> <li>・評価委員会が各年度の評価結果に意見、指摘等を付しているにもかかわらず、病院機構は適時に改善に取り組んでいない。</li> <li>・各年度の評価結果に付されている意見、指摘等に対する病院機構の改善状況について、フォローアップするプロセスが構築されておらず、健康局は個別にモニタリングを行っていなかった。</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院機構は、評価委員会からの評価結果に付された意見及び指摘を真摯に受け止め、適時に改善に取り組む仕組みを構築し、適切に運用すること。</li> <li>2. 健康局は、病院機構に対して意見及び指摘への改善・対応状況を報告させ、確認する仕組みを構築し、適切に運用すること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院機構として、平成30年4月に改正された地方独立行政法人法第28条に基づき平成29事業年度及び第1期中期目標期間（見込）における業務について、自ら評価を行い平成30年6月29日に「平成29年度事業実績報告書」及び「第1期中期目標期間（見込）事業報告書」を市長に対し提出した。</li> <li>評価結果については、平成30年10月18日に市長より受け取り、記載されている意見等に対する取り組み等について、地方独立行政法人法第29条に基づき「平成31年度 年度計画」及び「中期計画（期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）」に反映した。</li> <li>なお、病児保育の導入については平成30年4月から、より実態に見合った「自宅訪問型病児保育」を導入した。</li> <li>今後も、市長の評価結果等が適切に当機構の業務運営等に反映されるよう対応してまいりたい。</li> <li>2. 健康局として、平成30年4月に改正された地方独立行政法人法第28条に基づき平成30年6月29日付（大病財第4号）で「平成29年度事業実績報告書」及び「第1期中期目標期間（見込）事業報告書」の提出を病院機構から受け、本市が評価を行うにあたり評価委員会（第1回開催 8月6日、第2回開催 8月22日、第3回 9月21日）から意見を聴取した。</li> <li>評価結果については、平成30年10月18日付（大健第894号及び895号）で病院機構に対し通知を行った。なお、地方独立行政法人法第28条第6項に明記される措置を講ずる必要は認めなかった。</li> <li>評価の際の意見等に対しては、「平成31年度 年度計画」及び「中期計画（期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）」において、適切に反映されている。</li> <li>また、病児保育の導入については病院機構より平成30年4月から「自宅訪問型病児保育」を導入した旨の報告を受け、評価結果を令和元年10月17日付（大健第804号）で病院機構に対し通知を行った。</li> <li>今後も、本市の評価結果等に対する病院機構の取り組み等については、年度計画の作成過程や業務実績報告書等の提出時に報告を受け、進捗管理等の確認を行う。</li> </ol> | 措置済  | 令和元年10月17日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第27号

監査の対象：平成29年度随時監査等 本市が所管するスポーツ施設（野球場、庭球場及び運動場）に関する事務

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和元年9月4日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                  | 措置日                                |
|-------|---|--|-----------------------|------------------------------------|
| 2(2)  | <p>スポーツ施設（指定管理施設）に係る業務代行料に関する事務について</p> <p>収支の確認について改善を求めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度までは、指定管理施設（大阪城野球場・長居運動場）の施設別の収支を把握していないほか、平成28年度より指定管理者の事業報告書提出時に施設別の収支などの報告を受けているが、大阪城野球場については、人件費を含め、支出の内訳を把握していなかった。また、科目の内訳明細や証ひょうについても確認を行っていなかった。</li> <li>自主事業について、人件費のあん分が適切に行われているか、事業経費以外の支出に自主事業の経費が含まれていないかまでの確認を行っていない等、指定管理事業及び自主事業の支出を適切に計上しているかを確認していなかった。</li> <li>人件費に本部経費等当該施設で直接従事していない職員の人件費が含まれているかを、確認していなかった。</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>経済戦略局スポーツ部及び建設局公園緑化部は、全ての施設について、適宜証ひょうや明細との照合を行うなどして収支報告の正確性の確認及び業務代行料の妥当性の検証に係る仕組みを構築し、実施すること。</li> <li>経済戦略局スポーツ部及び建設局公園緑化部は、自主事業に係る収支についても、指定管理業務の報告の正確性を確認する観点、業務代行料の適切性を確認する観点から指定管理事業の収支とは分けて、十分確認を行うこと。</li> </ol> | <p>1<br/>平成30年度より各公園での実施調査において、適宜、収支報告等と証憑や明細の照合を行っていくこととし、実際に平成30年度の各公園における実地調査において、収支報告等と証憑や明細の照合を行った。</p> <p>2<br/>事業報告書において自主事業に係る収支と指定管理者事業に係る収支とを分けていなかったものについては、平成30年度分より分けて提出させ、十分に確認した。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成31年1月30日</p> <p>令和元年5月31日</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第30号

監査の対象：平成30年度定期監査等 市設建築物における設備機器等の維持管理に関する事務

所管所属：市民局

通知を受けた日：令和元年8月29日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|--|------|------------|
| 1     | <p>指定管理施設における設備機器等の不具合対応について改善を求めたもの【市民局、こども青少年局及び教育委員会事務局に対して】<br/>（不具合の改善状況）<br/>監査対象とした指定管理施設において、直営施設と同様に確認したところ、早急に対応すべき消防用設備等の不具合が長期間改善されていない施設が複数確認された。また、監査実施通知時点で改善済であったものの、誘導灯及び誘導標識のバッテリー充電不足といった不具合の改善に、半年から1年半近く時間を要しているものが見受けられた。<br/>（不具合を改善するための統制状況）<br/>指定管理施設では、建築設備点検をはじめとする主な法定点検等を指定管理者等が実施している。施設所管課によると、法定点検結果の施設所管課に対する報告は、ガイドラインで示された指定管理者による自己点検シートの提出時や調整会議時に行われるとのことであった。<br/>監査においてその報告状況を確認したところ、直営施設と同様に指定管理施設においても、指定管理者から法定点検結果に係る報告がなされ施設所管課がその内容を把握するといった、維持管理を行う上での基本的かつ重要な事務が適切になされていない状況であった。</p> | <p>（市民局）<br/>1. 所属長から、施設所管課長をはじめ職員に対して、非常時における施設利用者の安全を確保するための設備機器等は人命を守る上で極めて重要なものであり、その維持管理を適切に行うことは施設を供用する上で最低限必要な事項であること、火災や事故等が発生した際には利用者に対する民事責任だけでなく刑事責任の対象にもなり得ること、民間事業者に法定点検等を求めていく行政側の立場にあることをしっかりと自覚すべきことを改めて認識させ、また、上司である局部長級職員にも同様の注意喚起をし、こうした認識が施設所管課長をはじめ関係職員に持続されるよう適切な指導管理を求めた。（10月 実施済み）</p> <p>2. 公の施設であるかどうかを問わず事業所等も含めた市民が利用するすべての局所管施設の所管課に対して、非常時における施設利用者の安全を確保するための設備機器等について、点検の実施状況やその結果に応じた不具合への対応状況を確認するよう指示し、点検漏れや不具合が生じていないことを確認した。（8月 実施済み）<br/>また、局部長会を開催し、所属長から、公の施設であるかどうかを問わず事業所等も含めた市民が利用するすべての施設について非常時における施設利用者の安全を確保するための設備機器等の維持管理を適切に行うことは施設を供用する上で最低限必要な事項であること、火災や事故等が発生した際には利用者に対する民事責任だけでなく刑事責任の対象にもなり得ること、民間事業者に法定点検等を求めていく行政側の立場にあることをしっかりと自覚すべきことを改めて認識し、こうした認識が施設所管課長をはじめ関係職員に持続されるよう適切な指導管理を求めた。（10月 実施済み）</p> | 措置済  | 平成30年10月9日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|---|------|------------|
| 1     | <p>[改善勧告]</p> <p>1. 所属長は、施設所管課長をはじめとする職員に対して、施設所管課としての責任を改めて再認識した上で適切に施設の維持管理を行うよう指導すること。</p> <p>2. 所属長は、今回監査対象とした施設のほか所管する市民利用施設において、法定点検の実施状況及び消防用設備や施設運営上重要な設備等、緊急に改善が必要な設備等の不具合状況を把握した上で、必要な点検及び改善等を直ちに行うよう指示すること。</p> <p>3. 施設所管課は、建築設備点検及び消防用設備点検の結果、不具合のあった設備機器等について、速やかに対応策を検討し、確実に改善を行うこと。</p> <p>以上（結果（1）から（3））</p> <p>【こども青少年局、教育委員会事務局、市民局及び健康局】</p> <p>4. 施設所管課は、法定点検の結果の把握、指摘事項に対する修繕検討及び修繕実施といった施設の維持管理を行う上で基本となる事務について、責任者を定めた上で適切に実施されるよう指導及びモニタリングを行うこと。また、担当職員に対する研修、事務マニュアルの策定等により、継続的かつ適切な運用を図ること。</p> <p>（結果（1））【こども青少年局及び教育委員会事務局】</p> <p>5. 施設所管課は、指定管理者等が実施する法定点検の結果の把握、改善の進捗管理について責任者を定めた上で適切に実施されるよう指導及びモニタリングを行うこと。また、担当職員に対する研修、事務マニュアルの策定等により、継続的かつ適切な運用を図ること。</p> <p>（結果（2）及び（3））</p> <p>【こども青少年局、教育委員会事務局、市民局及び健康局】</p> | <p>3. 指摘のあった5項目については、施設所管課の指示のもと指定管理者においてすべて改善を行った。</p> <p>（11月実施済み）</p>  | 措置済  | 平成30年11月5日 |
|       |   | <p>5. 指定管理者との協定において、非常時における施設利用者の安全を確保するための設備機器等の法定点検結果の報告を指定管理者に義務づけ、施設所管課長において点検項目と点検結果の双方をモニタリングしていくこととした。（1月実施済み）</p> <p>また、当該設備機器等の適切な維持管理について、施設所管課長をはじめ関係職員が責任を負っていることを常に自覚し続けるよう、事務マニュアルの作成や人事異動時の研修を実施していく。平成31年4月の対応としては、作成した業務手順フロー（マニュアル）をもとに、担当者全員で、業務手順の確認や振り返りによる改善ポイントの確認などを行うことで、担当職員に人事異動は無かったものの、あらためて年度当初の職員の意識の向上を図った。（4月24日実施済み）</p> <p>なお、こうした取組は、今回の監査対象施設だけでなく、市民が利用するすべての施設について実施していく。（12月実施済み）</p> | 措置済  | 平成31年4月30日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|---|------|------------|
| 2     | <p>協定書等に基づくリスク分担について改善を求めたもの<br/>【こども青少年局及び市民局に対して】</p> <p>(市民局)<br/>監査において、男女共同参画センターにおける設備機器等の工事実施状況を確認したところ、「空調機更新」や「駐車場精算機更新」等の工事を指定管理者が実施していた。施設所管課によると、協定書上は本市が実施すべき工事であるが、指定管理者が実施したものであるとのことであった。また、これらの工事については、緊急的な対応が必要であるとして、業務代行料の増額に伴う変更協定締結等に係る手続がなされていた。<br/>これらの工事については、緊急的な不具合が生じ施設運営に支障が出るため実施が必要であったとのことであるが、施設設置当初に施設・設備機器等に係る中長期的な修繕計画を策定した上で、法定及び日常点検等によって施設所管課が施設・設備等の劣化状況を把握し、予算確保及び工事実施に至る工程管理を徹底しておれば、本市で対応可能なものもあったと考えられる。<br/>なお、男女共同参画センターにおいては、施設設置当初に中長期修繕計画を立てておらず、これらの施設・設備機器等については設置当初から更新されていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 所属長は、指定管理施設における設備機器等の補修・更新等に係り指定管理者が実施した工事内容について、自ら定めたリスク分担の規定及びそれに基づく運用状況を再確認し、必要な改善等を直ちに行うよう指示すること。<br/>【こども青少年局及び市民局】<br/>2. 施設所管課は、これまで実施した設備機器等の補修・更新に係る工事実績等を基に、協定書に基づくリスク分担上、本市及び指定管理者が実施する修繕等の実施対象等を再検証した上で、本来、本市が実施すべき基幹的な施設・設備等の不具合の修繕は責任を持って実施すること。また、検証の結果を経ても修繕の実施対象が不明確な場合は、市民への説明責任を果たすため、経過を明確にし、組織的に判断を行った上で、工事を実施すること。<br/>【こども青少年局】<br/>3. 施設所管課は、施設・設備機器等の修繕計画を策定し、必要な予算を確保した上で、協定書上本市が実施すべき修繕は責任を持って実施すること。<br/>【市民局】</p> | <p>(市民局)<br/>1. 協定書上、本来本市が実施すべき施設・設備機器等の修繕・更新工事を指定管理者に実施させていたケースについては、設備等の状況把握の十分な徹底や中長期的な修繕・更新計画の策定ができていなかった中で、施設運営上緊急の必要性があったものであると認識しているが、設備等の適切な状況把握や中長期的な修繕・更新計画の策定、必要な予算の確保等によって、本市において計画的に対応できるものもあったと考えられる。<br/>こうしたことから、所属長から、今後は、緊急性という名の下に安易に指定管理者に工事を実施させて、その便宜を図っていると、いった誤解を招くことのないよう、設備等の状況を把握した上で、中長期的な設備等の修繕・更新計画を策定し、計画に基づき毎年度必要な予算を確保するよう施設所管課をはじめ関係課に指示を行った。(10月 実施済み)</p> | 措置済  | 平成30年10月9日 |
|       |   | <p>3. 施設所管課において、協定書上、本来本市が実施すべき施設・設備機器等の修繕・更新工事を指定管理者に実施させることは指定管理者の便宜を図っていると、いった誤解を招きかねないものであり、施設運営上真にやむを得ない場合に限られるということを改めて認識し、法定点検や保守点検の結果等を踏まえて施設・設備機器等の劣化状況を把握した上で、修繕・更新にかかる個別施設計画(専有部分)を策定した。局の予算担当課と連携し、毎年度計画に基づき必要な予算措置を講じていく。<br/>また、個別施設計画についても、毎年度の施設・設備機器等の更新状況等を踏まえて見直していく。</p>  | 措置済  | 令和元年6月12日  |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第30号

監査の対象：平成30年度定期監査等 市設建築物における設備機器等の維持管理に関する事務

所管所属：教育委員会事務局

通知を受けた日：令和元年9月18日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                  | 措置日                                  |
|-------|---|--|-----------------------|--------------------------------------|
| 1     | <p>(1) 直営施設における設備機器等の不具合対応について改善を求めたもの【こども青少年局及び教育委員会事務局に対して】<br/>(不具合の改善状況)<br/>監査対象とした直営施設において、平成28年度及び平成29年度上期の建築設備点検及び消防用設備点検の結果、不具合が確認された設備機器について、監査実施通知時点（平成30年5月10日）における改善状況を確認した。その結果、「消火器具の耐圧試験若しくは取替が必要」、「誘導灯及び誘導標識のバッテリー不良・器具不良」といった早急に対応すべき消防用設備等の不具合が、点検で指摘されているにもかかわらず長期間改善されていない施設が複数確認された。また、監査実施通知時点で改善済であったものの、消火器具の有効期限切れや誘導灯及び誘導標識の器具不良といった不具合対応に、1年以上時間を要しているものが散見された。<br/>(不具合を改善するための統制状況)<br/>監査において、各施設所管課における、法定点検結果の把握及び修繕の検討状況を確認したところ、次に示すとおり、法定点検結果を確認する、必要な修繕内容を検討するといった維持管理を行う上で当然行うべき基本的な事務について組織的になされていなかった。</p> <p>(2) 指定管理施設における設備機器等の不具合対応について改善を求めたもの【市民局、こども青少年局及び教育委員会事務局に対して】<br/>(不具合の改善状況)<br/>監査対象とした指定管理施設において、直営施設と同様に確認したところ、早急に対応すべき消防用設備等の不具合が長期間改善されていない施設が複数確認された。また、監査実施通知時点で改善済であったものの、誘導灯及び誘導標識のバッテリー充電不足といった不具合の改善に、半年から1年半近く時間を要しているものが見受けられた。<br/>(不具合を改善するための統制状況)<br/>指定管理施設では、建築設備点検をはじめとする主な法定点検等を指定管理者等が実施している。施設所管課によると、法定点検結果の施設所管課に対する報告は、ガイドラインで示された指定管理者による自己点検シートの提出時や調整会議時に行われるとのことであった。<br/>監査においてその報告状況を確認したところ、直営施設と同様に指定管理施設においても、指定管理者から法定点検結果に係る報告がなされ施設所管課がその内容を把握するといった、維持管理を行う上での基本的かつ重要な事務が適切になされていない状況であった。</p> | <p>(総務課)<br/>1. 監査結果を踏まえ、10月19日で所属長名の局内通知を行い、施設の維持管理の重要性について、改めて周知徹底を行った。併せて、局内庶務担当課長会議（11月20日）の案件とし、周知徹底を行った。</p> <p>(総務課)<br/>2. 改善勧告1の回答にある通知において、必要な点検の未実施や不具合箇所の長期にわたる未改善について速やかに対処するよう指示を行った。そのうえで、今回の監査対象外の施設についても点検の実施状況及び不具合の改善の有無に関して調査を実施し、その結果については所属長まで供覧を実施した。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成30年11月20日</p> <p>平成31年2月12日</p> |



| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類   | 措置日  |
|-------|---|--|--|--|
| 1     | <p>(3) 関係法令に基づく点検業務等の未実施について改善を求めたもの【健康局及び教育委員会事務局に対して】</p> <p>監査において、建築設備点検及び消防用設備点検等法定点検の実施状況及び施設所管課における点検結果の把握状況等を確認したところ、2施設において、次の点が認められた。</p> <p>イ デザイン教育研究所</p> <p>■昭和62年に建設されたデザイン教育研究所は、同一敷地内に市立工芸高等学校（以下「高校」という。）を併設した施設であるが、建築基準法に基づく法定点検を実施していなかった。</p> <p>■施設所管課によれば、未実施の理由は、建築基準法、消防法及び電気事業法に基づく法定点検について、併設する高校の点検に含めて実施していると認識していたが、実際は建築基準法に基づく点検が含まれていなかったとのことであった。</p> <p>■施設所管課は、自らが委託する点検結果の不具合は把握していたが、高校の点検と合わせて実施した、消防用設備点検で指摘された不具合内容やその改善状況を把握していなかった。</p> | <p>(生涯学習担当) (中央図書館) (教育活動支援担当)</p> <p>3.</p> <p>○図書館は、監査対象となった3館の早急に対応すべき不具合については、改善済である。</p> <p>監査対象館以外の21館で早急に対応が必要とされた16項目の不具合については、12項目が改善済みであり、残る4項目のうち2項目を年内、2項目を年度内に改善するよう事務手続きを進め、改善については完了した。</p> <p>○総合生涯学習センターは、不具合4項目のうち、3項目について改善済である。(30.11.14付依頼通知に対する報告時点で改善済)</p> <p>残り1項目(煙感知器設置位置の不適切箇所)について、移設工事を実施し、改善済(30.12.25)。</p> <p>○デザイン教育研究所は、未実施であった建築基準法に基づく点検について、都市整備局に契約手続きを依頼し、点検結果の報告に基づき、不具合があった点については改善を行った。</p> <p>(中央図書館)</p> <p>4. 中央図書館総務担当では、点検結果報告書は、すべて総務担当課内で課長まで供覧し、新たに複合施設も含めた施設ごとの「法定点検結果等指摘事項一覧表」の作成を行った。</p> <p>(複合施設における、他所属が所管している点検結果報告書の提供は要請済)</p> <p>技術職員、技能職員が「市設建築物マネジメント推進連絡会」による研修会等へ積極的に出席し、事務マニュアルについては、市設建築物に係るマニュアル等(日常点検ハンドブック、定期点検マニュアル、建築基準法第12条基準に基づく点検マニュアル、施設カルテ整備マニュアル等)を活用するなど、施設の継続的かつ適切な運用を図っている。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成31年3月31日</p> <p>平成30年12月25日</p> <p>令和元年6月12日</p> <p>平成30年11月30日</p> <p>平成31年3月31日</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日         |
|-------|---|---|------|-------------|
| 1     | <p>【改善勧告】</p> <p>1. 所属長は、施設所管課長をはじめとする職員に対して、施設所管課としての責任を改めて再認識した上で適切に施設の維持管理を行うよう指導すること。</p> <p>2. 所属長は、今回監査対象とした施設のほか所管する市民利用施設において、法定点検の実施状況及び消防用設備や施設運営上重要な設備等、緊急に改善が必要な設備等の不具合状況を把握した上で、必要な点検及び改善等を直ちに行うよう指示すること。</p> <p>3. 施設所管課は、建築設備点検及び消防用設備点検の結果、不具合のあった設備機器等について、速やかに対応策を検討し、確実に改善を行うこと。</p> <p>以上（結果（1）から（3））</p> <p>【こども青少年局、教育委員会事務局、市民局及び健康局】</p> <p>4. 施設所管課は、法定点検の結果の把握、指摘事項に対する修繕検討及び修繕実施といった施設の維持管理を行う上で基本となる事務について、責任者を定めた上で適切に実施されるよう指導及びモニタリングを行うこと。また、担当職員に対する研修、事務マニュアルの策定等により、継続的かつ適切な運用を図ること。</p> <p>（結果（1））【こども青少年局及び教育委員会事務局】</p> <p>5. 施設所管課は、指定管理者等が実施する法定点検の結果の把握、改善の進捗管理について責任者を定めた上で適切に実施されるよう指導及びモニタリングを行うこと。また、担当職員に対する研修、事務マニュアルの策定等により、継続的かつ適切な運用を図ること。</p> <p>（結果（2）及び（3））</p> <p>【こども青少年局、教育委員会事務局、市民局及び健康局】</p> | <p>（生涯学習担当）（教育活動支援担当）</p> <p>5.</p> <p>○生涯学習センターについては、ともに区分所有施設のため、法定点検はビル管理組合が行っていることから、施設単独の結果報告用シートを作成の上、各ビル管理組合に対して報告（年2回）に関する協力を依頼し、了承された（10月下旬）。2月に提出依頼を行い、各ビル管理組合から受領した法定点検等実施状況報告シートを施設所管課内にて回議（31.3.11）。</p> <p>施設所管課による不具合のある設備機器等の改善に係る進捗管理については、指定管理者に毎月の提出を義務付け、担当課長まで回議（供覧）している「施設管理施設点検シート（自己点検シート）」について、不適であった箇所を標準例に沿った様式に修正することを、指定管理者との調整会議（10月19日）で確認し、10月分について修正後の様式で受領した。</p> <p>担当職員に対する研修については、施設所管課単独での実施は非効率なことから、関係部署が実施する研修や説明会（例「市設建築物マネジメント推進連絡会」が実施する「保全に関する説明会」等）を研修機会に位置付け、参加を進めることを12月の課内会議にて周知、共有を図った。</p> <p>また、事務マニュアルについて関係部署が作成している市設建築物に係るマニュアル等（日常点検ハンドブック、定期点検マニュアル、建築基準法第12条基準に基づく点検マニュアル、施設カルテ整備マニュアル等）を活用することとし、担当職員がより活用しやすいよう、一箇所にまとめて管理する。そのことを12月の課内会議にて周知し共有を図った。</p> <p>○デザイン教育研究所にかかる法定点検結果については、教育活動支援担当が併設の高校と合わせて実施する点検結果を入手し、自ら委託する点検結果と合わせて、担当課長まで回議（供覧）した。</p> <p>不具合があった場合は、その改善に向けて進捗管理を行っていく。研修等については、局内施設整備課技術職員に助言を受け、整理した施設カルテ及び施設の維持管理（点検・修繕等）に関する業務フローを活用し、事務スケジュール等を明示した事務マニュアルを作成し、所管課グループ内での周知・共有を図った。</p> | 措置済  | 平成31年3月11日  |
|       |   |   | 措置済  | 平成30年11月29日 |
|       |   |   | 措置済  | 平成30年12月3日  |
|       |   |   | 措置済  | 平成30年10月31日 |
|       |   |   | 措置済  | 平成31年3月31日  |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類   | 措置日   |
|-------|---|--|--|---|
| 4     | <p>施設カルテを適切に作成、管理するよう改善を求めたもの<br/>【市民局、健康局、こども青少年局及び教育委員会事務局に対して】</p> <p>監査において、設備機器等の維持管理の実施状況及び施設カルテの記載内容を確認したところ、次の点が認められた。<br/>■実施していない点検等を実施したと誤って記載している。<br/>■建築設備点検及び消防用設備点検等の法定点検の結果、指摘事項があるにもかかわらず、その内容を記載していない。<br/>■複合施設の共用部分の施設カルテを作成する担当所属が、他所属が実施した点検内容及び結果を記載しないまま作成完了としている、あるいは作成後の共用部の施設カルテを作成所属のみ保管し、ほかの所属は内容を把握していない。</p> <p>さらに、施設カルテの作成責任者を確認したところ、全ての施設において施設所管課長とのことであったが、施設カルテ作成及び提出に係る決裁をされていない施設所管課があった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 所属長は、施設カルテの重要性・作成意義を再認識し、適切な運用を行うよう施設所管課長含め担当者に対して周知徹底すること。<br/>2. 施設所管課は、施設カルテの内容を再確認し、不備がある場合は修正すること。また、施設所管課長といった作成責任者が適時適切にその内容を確認すること。<br/>以上【市民局、健康局、こども青少年局及び教育委員会事務局】<br/>3. 健康局、こども青少年局及び教育委員会事務局は施設カルテの作成責任者を明確にした上で、上記改善を行うこと。<br/>【健康局、こども青少年局及び教育委員会事務局】</p> | <p>(総務課)<br/>1. 施設カルテの適切な管理の重要性について、10月19日で所属長名の局内通知を行い、改めて周知徹底を行った。併せて、局内庶務担当課長会議(11月20日)の案件とし、周知徹底を行った。(改善勧告1(1)と共通)</p> <p>(生涯学習担当)(中央図書館)(教育活動支援担当)(教育センター)</p> <p>2.<br/>○デザイン教育研究所については、未実施の点検等を実施したと誤って記載していたため、点検を実施し、カルテへの記載を行った。</p> <p>○生涯学習施設については、①「施設カルテ整備マニュアル」に基づき、不備のあった箇所について修正した。(30.9.30)<br/>②「日常点検」について、実施手法を誤認し、施設カルテに「実施」と誤記していたため、日常点検ハンドブックに沿って実施することを、指定管理者との調整会議にて再確認した(30.10.19)。<br/>実施にあたり、ハンドブックに示されている点検シートの標準例を改めて確認したところ、区分所有施設には不要な内容も含まれているため、施設に沿った内容に修正。各施設の休館日に指定管理者が日常点検を順次実施(施設所管課も各1日同行)。各施設が年2回の日常点検を終了した時点で、日常点検シート(写し)を受領し、施設所管課内にて回議(31.3.29)。また、各施設の日常点検終了ごとに、点検結果等について、施設カルテに記載。</p> <p>○中央図書館については、法定点検結果の指摘事項のうち、施設カルテへの未記載があったものについては、全て修正を終えた。<br/>複合施設については、他所属所管の法定点検結果報告書も中央図書館で提供を受け、中央図書館所管分と合わせて不具合の指摘内容の確認を行い、施設カルテに記載し、担当内で情報共有の上、適切に施設の維持管理を行っている。</p> <p>○教育センターについては、法定点検の結果の指摘事項が未記載であったものについては、全て修正を終えた。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成30年11月20日</p> <p>令和1年6月12日</p> <p>平成31年3月29日</p> <p>平成31年3月31日</p> <p>平成30年9月19日</p> |
|       |   | <p>(中央図書館)<br/>3. 中央図書館においては、総務担当課長を施設カルテの作成責任者とし、施設カルテの修正、提出等については、作成責任者(総務担当課長)の決裁を徹底することとした。</p>  | <p>措置済</p>   | <p>平成30年10月5日</p>   |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第32号

監査の対象：平成30年度定期監査等 公用車に関する事務

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和元年9月4日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 2     | <p>車両に係る配置基準及び廃止・更新基準の策定について改善するよう求めたもの</p> <p>【環境局、建設局及び港湾局に対して】</p> <p>本市の各事業においては、地方自治法第2条第14項及び第15項に照らして有効性、効率性、経済性の観点から合理的な経費支出となっていることが求められる。車両については、購入費だけでなく、維持管理費も必要となるため、無駄な経費支出を抑えるべく保有車両台数は必要最小限に抑える必要があることから、各所属は、業務量・稼働率・維持管理費等を考慮して配置基準を設定するとともに、経過年数や走行距離等を考慮して廃止・更新基準を設定し、稼働率や維持管理費等に基づき、適切な車両台数を確保することが求められる。</p> <p>しかしながら、今回の監査において確認したところ、以下の事実が見受けられた。</p> <p>①環境局の事業管理課を除く各課及び港湾局は、車両配置基準及び車両廃止・更新基準を策定していなかった。</p> <p>②環境局の事業管理課では、自ら定めた予備率に基づき予備車両を保有するとされている。予備率は、整備や修理に係る日数等から算出した休車率1をもとに設定している（小型プレス車等8.5%、軽四輪5%）が、この予備率から算出される台数と実際の予備車両の台数は一致していなかった。</p> <p>③環境局の事業管理課で保有している車両のうち、トラック7台（普通貨物車・ダンプ）は、ごみ中継センターから舞洲工場にごみを搬送する業務がなくなったことから、その活用方法について検討中であるとして、平成28年11月30日以降稼働しておらず、また、具体的な活用方法やスケジュールについては決定していなかった。</p> <p>④建設局は、車両配置基準及び車両廃止・更新基準について、その考え方を記載した資料は確認できたが、これらを組織的に意思決定したことが明記された決裁書類等はなかった。</p> <p>⑤港湾局の施設管理課（緑地：2台）、海務課（海務：2台・防災保安：1台）及び設備課（機械：3台）の車両は、売却予定であるとして実地監査日（平成30年8月3日）現在稼働していなかったが、売却手続等はなされていなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1.環境局及び港湾局は、業務量や車両の稼働率、維持管理費等を考慮した車両配置基準及び経過年数や走行距離等を考慮した車両廃止・更新基準を策定すること。</p> <p>2.環境局は、予備車両については、定められた基準以内の配置とし、稼働していない車両については、廃止又は他の用途への活用方法について早急に決定すること。</p> <p>3.建設局は、業務量や車両の稼働率、維持管理費等を考慮した車両配置基準及び経過年数や走行距離等を考慮した車両廃止・更新基準を策定した際は、その際の意思決定内容について、決裁書類等に明記すること。</p> <p>4.港湾局は、稼働していない車両について、速やかに今後の活用方法等を決定し、実践すること。</p> | <p>3</p> <p>・「車両廃止、更新基準」については、経過年度や走行距離を考慮した上、局内（道路、公園、下水各部門）で統一化したものを平成30年9月11日決裁により意思決定を行った。</p> <p>・「車両配置基準」については、日常の稼働状況や災害・応急対応時における必要性などの考え方を整理し、災害業務が多発した「平成30年度の稼働率」を分析したうえで配置台数の妥当性について検証を行い、令和元年8月19日決裁により局として組織的な意思決定を行った。</p> | 措置済  | 令和元年8月19日 |

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第33号

監査の対象：平成30年度定期監査等 公衆トイレ及び建設局所管の公園管理に関する事務

所管所属：港湾局

通知を受けた日：令和元年10月25日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|--|------|-----------|
| 1     | <p>施設のあり方の検討について改善を求めたもの</p> <p>監査において、個別公衆トイレのあり方の検討状況を環境局、建設局及び港湾局に確認したところ、それぞれの局で施設のあり方が定められていることを「トイレの存続・廃止の方針について」等で確認したが、港湾局が所管する一部のトイレ（マーメイド広場トイレ及び南港ポートタウン東駅前広場トイレ）において、あり方が定められていなかった。</p> <p>港湾局の担当者によれば、マーメイド広場トイレは護岸の一部であるとの位置付けで海務課が所管しており、海遊館が隣接する親水護岸に設置されていることから利用も多く、継続して所有していくことが必要との考えであった。</p> <p>次に、南港ポートタウン東駅前広場トイレについては、港湾局が所管するバスターミナルの付帯施設であり、南港ポートタウンの重要な交通手段でもあることから、本市で継続して所有していくことが必要との考えであった。</p> <p>上記の両施設は、担当者によれば継続して所有していくことが必要な施設であるとの考えであったが、長寿命化させる施設として港湾局内で意思統一したものや、その考えに基づいた維持管理計画などは作成していないとのことであった。</p> <p>このような事態が生じた原因は、個別公衆トイレの維持管理や施設のあり方を検討する部署が一元化されておらず、責任を持って港湾局全体の個別公衆トイレを管理する部署が定められていなかったことにある。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 個別公衆トイレの管理方法について、局全体で一元的に管理する部署を定めるなど施設管理に漏れが起きないように、管理方法を再検討し、責任の明確化を図ること</p> <p>2. マーメイド広場トイレ及び南港ポートタウン東駅前広場トイレのあり方について、早急に局内で意思決定するとともに、長寿命化を進めると判断した施設については基本方針にのっとった維持管理を実施すること</p> | <p>1. 個別公衆トイレの管理方法については、①局全体で一元的な考え方のもと今後必要な点検・補修を定めた個別施設計画を作成すること、②同計画に基づき施設毎に明確化した施設管理者が適切に点検・補修を実施すること、③施設毎の点検・補修の実施状況を定期的にチェックする体制を構築することにより、施設管理の漏れをなくし責任の明確化を行った。</p> <p>2. マーメイド広場トイレ及び南港ポートタウン東駅前広場トイレのあり方について、局内の意思決定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マーメイド広場トイレ（平成30年12月18日付け意思決定済）</li> <li>・南港ポートタウン東駅前広場トイレ（平成30年12月28日付け意思決定済）</li> </ul> | 措置済  | 令和元年9月30日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第35号

監査の対象：平成30年度随時監査等 本庁舎及び分庁舎等における執務室等の利用状況及び効率化に向けた取組

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和元年8月29日

| 指摘No. | 指摘の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|--|------|-----------|
| 1(1)  | <p>事務室の利用について改善を求めたもの<br/>【経済戦略局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央卸売市場内事務所において、基準面積に対する事務室面積の割合は158%となっている。同局はこの理由として、事務室スペース内に設置した局所管施設の図面等の書類を収納する書庫や新美術館に収納する予定の資料を保管するスペースを要するためとしている。しかし書庫内には保存期間を過ぎているにもかかわらず、精査なく保管されている簿冊が散見され、まずは書庫の整理が必要な状況であった。</li> <li>・また、一定期間のみ業務が発生する大阪マラソン事務局用の一角（約12平方メートル）や、過去に業務を行っていたが、他所属に業務移管し、今は打合せスペースや作業スペースとしている一角などがあった（約13平方メートル）。</li> </ul> <p>しかし、それらについて利用内容や利用頻度に対する検証が行われていなかった。</p> <p>これらの原因については、経済戦略局においては分散していた庁舎を中央卸売市場管理棟に集約することを目的に、政策決定に基づき現在の場所に移転しているため、事務執行上必要なスペースを精査するとの認識が十分ではなく、不要な部分の賃貸借契約を解除することは難しいと考えていたためである。</p> <p>現状では、スペースが効率的に利用されず、組織や運営の合理化が図られないリスクがある。</p> <p>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]<br/>【経済戦略局に対して】</p> <p>事務室において打合せスペースや作業スペースとしているところについては、真に業務上必要なスペースかどうか検証を行い、必要性が認められなかった際には、スペースの返還による賃借料の削減や局内の他の部署を移転させることなど、その利活用について早急に検討し、実践すること。</p> | <p>事務室において打合せスペースや作業スペースとしているところについて、利用記録を取ることで等により利用実績について検証を行った結果、ほぼ毎日継続的な利用がなされていることから、本件打合せスペースは経済戦略局の日常の業務に欠かせないものであって、業務上の必要性は十分に認められることを確認した。</p> | 措置済  | 令和元年6月30日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第35号

監査の対象：平成30年度随時監査等 本庁舎及び分庁舎等における執務室等の利用状況及び効率化に向けた取組

所管所属：水道局

通知を受けた日：令和元年10月28日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 1(3)  | <p>書庫スペースの有効利用について<br/>【水道局】</p> <p>会議室、市民利用スペースと同様、書庫スペースについても効率的に利用することが求められる。また、公文書管理条例第8条及び大阪市公文書管理条例施行規則第6条によれば、保存期間が満了した公文書については、速やかに廃棄されなければならないとされており、各所属において当該文書の必要性を十分に精査、判断したうえで処理する必要がある。</p> <p>しかし、調査の結果、以下のとおりスペースを効率的に利用していない事例が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和20年代の財務諸表等、通常使用されていないであろう簿冊等が見受けられた。水道局</li> <li>・本来書庫内の棚等の保管スペースに保管されるべき簿冊及び物品が書庫内の床の上にそのまま保管されている状況が確認された。水道局</li> </ul> <p>これらに共通する原因としては、以下のことが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・書庫内の効率的な利用について、廃棄すべき簿冊や引き継ぐべき簿冊の適切な処理が行われていなかった。</li> <li>・賃借物件については、書庫の効率的な運用が、賃料等経費の削減につながるとの発想が十分ではなかった。</li> </ul> <p>現状では、保管庫等のスペースが有効に利用されず、運営の合理化が図られないリスク、加えて賃借物件については、書庫スペースを過度に保有し、不要な賃借料を払い続けるリスクがある。</p> <p>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]<br/>【水道局に対して】（賃借物件に入居している部局）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保存満了期限を過ぎた簿冊等については、当該文書の要否について精査のうえ、速やかに廃棄を行うなど保管庫等の効率的な運用に努めること。また、床の上に直接保管されている物品等については、適正に保管すること。</li> <li>2. 書庫や保管庫を整理することにより、余剰スペースが生じる場合、賃貸借契約の解除による賃借料の削減など、その有効な利活用について検討し、実践すること。</li> </ol> | <p>業務の参考にするため当局で引継ぎを猶予していた歴史的公文書について、当局で保有し続ける必要性を再度精査し、引継ぐべきものは7月に公文書館へ引継ぎを行い、書庫の整理を行った。</p> <p>また、書庫の床の上に直接保管されていた物品等については、物品庫を整理し、適正に保管した。</p> <p>なお、「2. 書庫や保管庫を整理することにより、余剰スペースが生じる場合、賃貸借契約の解除による賃借料の削減など、その有効な利活用について検討し、実践すること。」とあるが、現時点で余剰スペースは発生しておらず、今後も公文書館への引継ぎや不要文書の廃棄等を行い、書庫スペース等の適正利用に努めることとする。</p> | 措置済  | 令和元年9月30日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第37号

監査の対象：平成30年度定期監査等 土地賃貸料

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和元年11月13日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|--|------|------------|
| 2(1)  | <p>適切な財産管理を求めたもの<br/>適切な現場管理を求めたもの<br/>【経済戦略局、契約管財局、都市計画局、福祉局、健康局、都市整備局、港湾局及び教育委員会事務局に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場管理について、各所属の実施状況について確認したところ、現地周辺を訪問する機会等に併せて現地調査を実施しているとのことであり、現地調査の時期や頻度、チェックポイント、記録方法などが具体的に明文化されておらず、現地調査の実施記録の作成や実施結果について担当する課内での情報共有、必要な措置等について組織的な対応が行われていなかった。</li> <li>・今回の監査において、契約管財局が所管する継続賃貸地のうち任意に抽出した25件について現地調査したところ、賃貸借契約書における使用目的「本件土地を自己所有の非堅固建物敷地としてのみ使用しなければならない。」とは異なる用途で使用されている契約違反が1件あった。</li> </ul> <p>また、契約管財局は、その状態を把握出来ていなかった。<br/>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約管財局は、制度所管局の責務として明文化すべき項目を提示するなど各所属が適正に現場管理が行えるよう、サポートを実施すること。</li> <li>2. 各所属は、現地調査の時期や頻度、チェックポイント、記録方法などを明文化し、持続可能な現場管理を実施すること。また、その結果を記録し、組織的に情報共有すること。</li> <li>3. 契約管財局は、契約違反となっている事案について可及的速やかに事実関係を確認し、確認結果に応じて賃貸借契約書の約定に基づく措置等を講じること。</li> </ol> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年1月23日付けで契約管財局が制定した「現地管理要領作成指針」に基づき、平成31年4月1日付けで「経済戦略局現地管理要領」を制定し、現地調査を実施する際の頻度、チェックポイント、記録方法などを定めた。今後は「経済戦略局現地管理要領」に基づき、適正な現場管理を実施し、現地調査結果を担当課で供覧する。</li> </ul> | 措置済  | 平成31年4月22日 |



## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第37号

監査の対象：平成30年度定期監査等 土地賃貸料

所管所属：教育委員会事務局

通知を受けた日：令和元年9月18日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 2(1)  | <p>適切な財産管理を求めたもの<br/>適切な現場管理を求めたもの<br/>【経済戦略局、契約管財局、都市計画局、福祉局、健康局、都市整備局、港湾局及び教育委員会事務局に対して】</p> <p>・現場管理について、各所属の実施状況について確認したところ、現地周辺を訪問する機会等に併せて現地調査を実施しているとのことであり、現地調査の時期や頻度、チェックポイント、記録方法などが具体的に明文化されておらず、現地調査の実施記録の作成や実施結果について担当する課内での情報共有、必要な措置等について組織的な対応が行われていなかった。</p> <p>・今回の監査において、契約管財局が所管する継続賃貸地のうち任意に抽出した25件について現地調査したところ、賃貸借契約書における使用目的「本件土地を自己所有の非堅固建物敷地としてのみ使用しなければならない。」とは異なる用途で使用されている契約違反が1件あった。</p> <p>また、契約管財局は、その状態を把握出来ていなかった。</p> <p>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>【改善勧告】</p> <p>1. 契約管財局は、制度所管局の責務として明文化すべき項目を提示するなど各所属が適正に現場管理が行えるよう、サポートを実施すること。</p> <p>2. 各所属は、現地調査の時期や頻度、チェックポイント、記録方法などを明文化し、持続可能な現場管理を実施すること。また、その結果を記録し、組織的に情報共有すること。</p> <p>3. 契約管財局は、契約違反となっている事案について可及的速やかに事実関係を確認し、確認結果に応じて賃貸借契約書の約定に基づく措置等を講じること。</p> | <p>【施設整備課】<br/>2<br/>・契約管財局から示される明文化すべき項目に基づき、新たに現地調査の時期や頻度、記録方法等に関する作業手順等を規定した要綱を制定し、平成31年3月31日から施行した。<br/>・要綱に基づいて現地確認を適切に実施し、実施結果については所管課長まで供覧し情報共有を行った。<br/>・今後も、要綱に基づき、現地調査を実施し、実施結果を組織共有のうえ必要な措置を講じるなど、適正な管理に努める。</p> <p>【学校給食課】<br/>2<br/>・契約管財局から示された明文化すべき項目に基づき、平成31年3月31日までに新たに現地調査のチェックポイント、記録方法等に関する作業手順等を明文化した教育委員会事務局学校給食課現地管理要領を作成した。<br/>・明文化した要領に基づき、現地確認を適切に実施していく。<br/>・実施結果を記録し、所管課長まで供覧し情報共有を行った。<br/>・今後も、要領に基づき、現地調査を実施し、実施結果を組織共有のうえ必要な措置を講じるなど、適正な管理に努める。</p> <p>【生涯学習担当】<br/>2<br/>・契約管財局から示される明文化すべき項目に基づき、平成31年3月6日に新たに現場調査のチェックポイント、記録方法等に関する作業手順を明文化した教育委員会事務局生涯学習部現場確認要領を作成した。<br/>・作成した現場確認要領に基づき、現場確認を適切に実施する。なお、現場調査は現行と同様2か月毎とし、年度の1回目として平成31年4月1日から平成31年5月31日までに調査する。<br/>・現場調査の実施結果を記録し、供覧等により情報共有を行った。<br/>・今後も、要領に基づき、現地調査を実施し、実施結果を組織共有のうえ必要な措置を講じるなど、適正な管理に努める。</p> | 措置済  | 令和元年5月17日 |
|       | 措置済  | 平成31年4月5日   |      |           |
|       | 措置済  | 令和元年5月17日   |      |           |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第38号

監査の対象：平成30年度定期監査等 高齢者のための施策

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和元年11月27日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類  | 措置日  |
|-------|---|--|---|--|
| 3     | <p>補助事業者による要件確認及び承認の検証を求めるもの</p> <p>本市では、高齢者の健康の増進と孤独感の解消の一助につなげる支援として高齢者入浴利用料割引事業を実施しており、利用に当たっては、初回利用時に年齢のわかる本人確認書類を公衆浴場に提示することで、利用者カードが発行され、当該カードの提示により270円で利用できるものであり、利用者カード発行に当たり対象要件を満たしていることの確認は実施事業者である公衆浴場側に委ねられている。</p> <p>しかし、本市はサンプルベースにおいても実施事業者の要件確認の正確性を検証していない実態にあった。</p> <p>次に、本市では、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業として、寝具類の衛生管理が困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者等で介護保険の要介護状態区分が要介護又は要支援の方に対し、水洗いによる寝具類の洗濯乾燥消毒の支援を行っており、平成30年度においては5区（大正区・浪速区・淀川区・東成区・生野区）のみでの実施となっている。</p> <p>本事業においても、布団又は毛布の洗濯乾燥消毒サービスを希望する方が、対象要件を満たしていることの確認は実施事業者である社会福祉法人等に委ねられている。</p> <p>しかし、本市はサンプルベースにおいても実施事業者の要件確認の正確性を検証していない実態にあった。</p> <p>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 福祉局は、実施事業者による要件確認及び承認の正確性を検証する仕組みを構築すること。</p> <p>2. 福祉局は、今後、本サービスの利用者が増加していく場合も想定しておくべきである。現行の仕組みが適切であるかについての検証とともに、将来、利用者が増加する中においてもベストな仕組みとなり得るかについての検証を講じられたい。</p> | <p>【1】<br/>（高齢者入浴利用料割引事業）<br/>高齢者入浴利用料割引事業においては、実施事業者から提出される実績報告書及び添付資料について、対象者のサンプル調査を平成30年12月支払い分から実施することにより要件確認を行っているところであり、承認の正確性を確認できている。</p> <p>（寝具洗濯乾燥消毒サービス事業）<br/>寝具洗濯乾燥消毒サービス事業においては、利用者要件サンプリング確認方法を定め、それ以後の補助実績について、介護保険システムの情報と交付申請における利用者名簿の情報（氏名・生年月日・住所・要介護度・世帯構成）を照合することにより要件確認を行っているところであり、承認の正確性を確認できている。</p> <p>【2】<br/>（高齢者入浴利用料割引事業）<br/>平成31年1月に、事業を利用されていない方のニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施し、その結果、本事業の実施内容や趣旨について認知が十分でないことが判明したことから、あらゆる機会をとらまえて制度の周知を図ることとする。</p> <p>また、引き続き定期的なアンケート調査を実施することにより本事業の妥当性を評価していく。</p> <p>（寝具洗濯乾燥消毒サービス事業）<br/>現状の事業実態等を把握するためのアンケート調査及び意見聴取や、補助金等のあり方に関するガイドラインに基づいた補助金見直しチェックシートを用いて事業検証を行い、補助を行う仕組みとして適切であることを確認している。</p> <p>引き続き、定期的な意見聴取を実施することにより実態把握を行い、本事業の妥当性を継続的に判断していく。</p> | <p>【1】<br/>（入浴）<br/>措置済</p> <p>（寝具）<br/>措置済</p> <p>【2】<br/>（入浴）<br/>措置済</p> <p>（寝具）<br/>措置済</p> | <p>【1】<br/>（入浴）<br/>平成30年12月5日</p> <p>（寝具）<br/>平成30年12月6日</p> <p>【2】<br/>（入浴）<br/>平成31年1月31日</p> <p>（寝具）<br/>令和元年9月30日</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|--|------|------------|
| 5     | <p>弘済院第2特別養護老人ホームが果たすべき役割の整理を求めるもの</p> <p>弘済院第2特別養護老人ホームは、歩行能力が高く、活動性のある認知症高齢者の方の専用施設として平成2年7月の開設以来、認知症の方に対する専門ケアを行ってきているところである。</p> <p>しかし、入所定員70名に対し年度平均の利用者数は、平成27年度49.0人、平成28年度53.0人、平成29年度52.3人と入所定員を下回っており、毎年2億円ベースの一般財源負担を行っているが、その一方で入所待ち人数は28名となっている。</p> <p>福祉局によれば、特別養護老人ホームを運営するに当たり、入所定員に対し基準で定められている職員数は確保しているものの、認知症を有する方特有のBPSD（認知症に伴う行動・心理症状）に対する専門ケアを行うために必要となる熟練した職員数を充足しておらず、現有職員数では60名程度までの受入が限界となっているとのことであった。</p> <p>現状においては、第2特別養護老人ホームの入所定員数70名を受け入れることができず、所期の目的を達成できないリスクを有する。</p> <p>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>福祉局は、当該施設が認知症高齢者の方の専用施設として存在する意義を踏まえ、施設の現状分析とともに、本施設が受け入れるべき入所定員数やそのための業務体制について客観的に検証の上、弘済院第2特別養護老人ホームが果たすべき役割の整理を講じること。</p> | <p>認知症専門の第2特別養護老人ホームは、平成25年12月の大阪市戦略会議において民間移管の検討方針が出されたが、認知症専門の弘済院附属病院との一体的な運営が不可欠とされたことから、附属病院の建替えとともに、第2特別養護老人ホームのあり方を検討することとなった。</p> <p>「住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関する検討会議」における弘済院の認知症医療・介護の機能を継承する新たな施設のあり方についての議論を踏まえ、第2特別養護老人ホームの役割については住吉市民病院跡地に整備する新病院に併設する介護老人保健施設に機能を継承することとして、新病院等の基本構想を策定するとともに弘済院の今後の方向性の変更について平成31年4月の大阪市戦略会議において決定した。</p> <p>新病院等の基本構想において、介護老人保健施設は併設する新病院（病床数120床）と医療・介護の連携を図り、切れ目のない治療・リハビリが効果的に行えるよう、新病院の病棟に対応した療養室（定員100人）を設け、必要な専門職等の人員を配置することを取りまとめた。</p> <p>今後の方向性では、第2特別養護老人ホームは、新病院等の開設まで本市が運営し、介護老人保健施設の開設に伴い廃止することとした。</p> | 措置済  | 平成31年4月24日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監30の第39号

監査の対象：平成30年度定期監査等 市営住宅業務（大阪市住宅供給公社との管理業務委託契約の適正性等）

所管所属：都市整備局及び大阪市住宅供給公社

通知を受けた日：令和元年9月27日

| 指摘No. | 指摘の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|---|------|-----------|
| 2     | <p>旧府営住宅事業経費等の仕訳について改善を求めたもの<br/>【都市整備局に対して】<br/>大阪市会計別財務諸表作成基準（平成27年4月制定、平成28年8月改正）では、正確な会計帳簿を作成しなければならないとされている。また作成された財務諸表等の情報は、今後の事業運営に際し、分析の上適切に活用されるべきである。<br/>財務会計システムにおいては、市営住宅事業と旧府営住宅事業が管理事業区分（マネジメントの観点から設定された集計単位）として設定されており、経費はそれぞれの区分に計上されるべきである。<br/>今回の監査において、市営住宅事業に係る財務諸表を確認したところ、以下の事実が確認された。</p> <p>■ 財務会計システムにおいて、平成27年度、平成28年度及び平成29年度の市営住宅事業に係るそれぞれの仕訳帳を確認したところ、旧府営住宅事業に係る物件費として計上されている委託料のうち消費的経費は、平成27年度では2億2,564万円、平成28年度は7億1,232万円、平成29年度では2,319万円であった。</p> <p>■ 平成27年度から平成28年度において、同経費は3倍以上に増加しており、また平成28年度から平成29年度において同経費は約97%減少していた。</p> <p>■ 都市整備局によると、上記の経費の推移について、各年度の仕訳処理に係り、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来旧府営住宅事業の経費として計上するもののうち、一部を市営住宅事業として計上していた。</li> <li>・ 逆に、本来市営住宅の経費として計上するもののうち、一部を旧府営住宅の経費として計上していた。</li> </ul> | <p>指摘のあった仕訳処理の誤りについては平成27年8月に移管された旧府営住宅にかかる経費に関してのものであり、処理誤りの直接の原因は確認不十分なままで行われたことによるものである。</p> <p>移管された旧府営住宅の管理にかかる委託については、府営住宅移管が府市で合意された際に円滑な移行のため既に平成28年度末までの5年間の指定管理者である府営住宅の受託管理者を相手方として移管後の残存期間満了まで同一業務内容・金額で業務委託することとなった。また、移管前の府営住宅では計画補修関係業務等は指定管理者の受託業務に含まれていなかったため、こうした業務は従来からの市営住宅の業務と一括して供給公社等に委託することとなった。</p> <p>このため、計画補修関係業務等は本来であれば市営住宅事業と旧府営住宅事業に仕訳処理を行うべきところ、全国的にも例のない約1万戸の移管を年度途中の入居者等や各種事務に最も影響の少ない時期に行ったものの予期せぬ様々な事態に対応するために移管後しばらくは各担当者とも忙殺されたところがあり、誤って一括して市営住宅事業として計上した次第であった。</p> <p>また、府営住宅の受託管理者への支払については物件費・維持補修費が包括して計上されていたため、初めて移管された平成27年度においては各支払の際に受託管理者に内訳を確認するなどして仕訳を行っていたが、平成28年度は担当者が変更となり特に年度の前半にかかる処理案件は移管後初めての処理であり不慣れであったとともに処理に追われたため、財務会計上の仕訳処理を行っていなかった次第であった。</p> | 措置済  | 令和1年8月31日 |

| 指摘No. | 指摘の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日 |
|-------|---|---|------|-----|
| 2     | <p>・維持補修費として計上するものについて、物件費として計上するといった仕訳誤りがあった。<br/>とのことであった。</p> <p>図表－28 市営住宅事業委託料のうち消費的経費（資産計上を伴わない経費）の正誤について<br/>（図表－28については削除）</p> <p>図表－28に示すとおり、平成27年度以降、本来は約16億円から約17億円の規模となる物件費（ア）は、その4倍前後の規模で計上されている。また、本来約52億円から53億円の規模となる維持補修費（イ）については、平成27年度以降、その2割前後の規模で計上されている。</p> <p>適正な規模から大幅に乖離（かいり）した状況であることを確認していれば、仕訳誤りに容易に気づくことができたにもかかわらず、平成27年度から3か年にわたり同様の誤りが発生したことは、職員が仕訳処理の必要性を十分に理解しておらず、またその確認も不十分であったことが原因である。また仕訳処理した情報を分析、活用していなかったことも誤りを見逃す要因になったと考えられる。</p> <p>現在の状況では、市営住宅事業及び旧府営住宅事業に係る事業経費が正しく計上されないリスクがある。<br/>したがって以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]<br/>財務会計システムにおける仕訳処理を適切に実施し、また誤りが見逃されないよう、確認の徹底を行うこと。</p> | <p>更に、平成29年度からは、大阪市住宅供給公社が旧府営住宅を含めて一括して管理受託することとなったが、前例踏襲によりそのまま一括して財務会計上の処理の際に「物件費」「市営住宅事業費」として処理した次第であった。</p> <p>なお、決算処理等の作業においては精査分類していたので今回の監査の際にも正誤を速やかに示すことができたところである。</p> <p>指摘を踏まえ改めて職員間で財務会計システムにおける仕分けの意義・手順を再確認し、個々に処理する際の仕訳処理を徹底することとした。</p> <p>なお、指摘のあった当該委託料については、平成30年10月以降の支出命令分については財務会計システム上において既に仕訳処理を行っている。平成30年度の9月以前のものについては順次仕訳修正を行った。また、定期的に仕訳処理の確認を行ったうえで平成30年度決算処理の際にも事業経費が正しく計上されていることを確認した。</p> |      |     |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第2号

監査の対象：平成30年度定期監査等 債権管理に関する事務

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和元年11月27日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|--|------|-----------|
| 2(2)  | <p>執行停止判定会議に係る記事の記載を要するもの<br/>大正区及び東淀川区の執行停止判定会議において、会議後に執行停止の決定についての決裁は行っていたものの、会議の議事録等を残しておらず、執行停止の判定を行った過程が不明な状態であった。</p> <p>現状においては、執行停止の判定という重大な意思決定過程について、客観的に説明責任を果たせないリスクを有する。<br/>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]<br/>福祉局は、執行停止処分の判定が適正に行われているかについて、適宜全区的なモニタリングを実施し、必要に応じて是正を促すこと。</p>  | <p>福祉局は、区役所に対し以前から滞納者の納付能力を見極めたいと、滞納処分又は滞納処分停止の判断を行うよう通知してきたところである。</p> <p>毎年7月に実施している各区とのヒアリングの場等において、策定した滞納処分の停止基準に基づく各区の執行停止の判定及び実施状況について確認を行い、執行停止処分の判定が適正に行われていないと認められるなどの場合は必要に応じて指導等を行った。執行停止の適用についての判断が困難な事例については、福祉局任期付弁護士職員と連携のうえ対応を図ることとする。</p> | 措置済  | 令和元年7月31日 |
| 2(3)  | <p>滞納処分の停止についての判定を適正に行うべきもの<br/>今回大正区役所において案件抽出（高額滞納者上位5件）による監査を行ったところ、生活保護受給による執行停止者が多かったため、その他の要件適応状況を確認した。その結果、上位から50件（滞納額50,000円以上）のうち、1件（滞納額102,906円）のみが生活保護受給以外の生活困窮による理由で、それ以外は生活保護受給や所在・財産不明者といった、特段の判断を要せずに執行停止の基準を満たす者のみであり、生活困窮者に該当するかについての審議が十分になされていたかの確認を得られなかった。</p> <p>現状においては、本来滞納処分の停止を行うべき案件に対して適正に処分を行わないことにより、滞納整理事務の停滞やその案件に係る公平性・公正性を損なうリスクを有する。<br/>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]<br/>福祉局は、誤った解釈により滞納処分の停止が行われていないか、適宜全区的なモニタリングを実施し、必要に応じて是正を促すこと。</p> | <p>策定した滞納処分の停止基準に基づく各区の執行停止の事務処理について、毎年7月に実施しているヒアリングの場等において、状況の確認を行い、誤った解釈により滞納処分の停止を行っている場合には、必要な指導等を行った。</p>  | 措置済  | 令和元年7月31日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 4     | <p>徴収事務の引継ぎ方法について改善を図るべきもの<br/>平成29年7月下旬に市債権回収対策室に引継ぎが行われた未納国民健康保険料のうち、1件約150万円の案件について、同年12月上旬にほぼ全額が時効を迎えた状況となっていたことを検出した。</p> <p>市債権回収対策室によると、引継ぎ後市債権回収対策室内で順次引継通知書（催告書を同封）の発送手続を実施する中で、平成29年度新たに約千件が引き継がれ、事案ごとの時効確認がシステム（国民健康保険システム）上の引継ぎリストでは困難な状況の中、同年9月に引継通知書（催告書を同封）を送付し、その後区役所等で実施した財産調査の分析等は行われていたものの、その後に行うべき滞納処分や滞納処分の停止相当の決議に至らないうちに、12月上旬に時効を迎えてしまったという状況とのことであった。</p> <p>現状においては、滞納事案引継ぎを行うことのメリットが最大限発揮されず、効果的な徴収事務が行われないリスクを有する。<br/>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 福祉局は、市債権回収対策室への徴収事務の引継ぎに際して、期間管理が適正に実施できるよう市債権回収対策室と相互に連携を図るとともに、時効が迫っている案件についての確認ができるようにシステム改修を行うなど根本的な対策について検討すること。<br/>2. 当面の処置として、例えば既存の引継ぎリストに加えて時効完成日を記載したデータベースも併せて提示するなどの早急な対策を講じること。</p> | <p>現状、引き継ぎリストをデータにより提供しているが、当該リストだけでは債権の時効を確認する仕様になっていないため、次回、7月の引き継ぎ時には、当面の策として時効完成日が記載されたデータを併せて提供することで対応する。</p> <p>市債権回収対策室と協議し、令和元年7月の引継ぎの際、例年「10月末時点で全ての期について、時効が完成する事案」としていたところ、「12月末時点で全ての期について、時効が完成する事案」と変更し、引継ぎから時効完成までに時間の余裕ができるよう改善した。</p> <p>また、今年度に関しては引き継いだものの時効完成日をリスト化したものを市債権回収対策室へ渡すこととした。</p> <p>なお、次年度以降は引継ぎデータに時効完成日を記載するようシステム変更を行う。</p> | 措置済  | 令和元年7月31日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第3号

監査の対象：平成30年度定期監査等 生活保護に関する事務

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和元年9月20日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日      |
|-------|---|---|------|----------|
| 1     | <p>査察指導員、ケースワーカーの資格要件について改善を求めたもの</p> <p>本市の社会福祉主事の有資格者率は、ケースワーカー、査察指導員ともに本市を除く政令指定都市平均に比べて低い。</p> <p>この点、資格取得に向けた取組として、現状では福祉局は、社会福祉主事資格認定通信講座（公務員講座）の受講を各実施機関（区）を通じて要請している。</p> <p>各実施機関（区）への要請内容を確認すると、平成30年度の人数の枠は24実施機関（区）で26人とされている。</p> <p>しかし、本市の査察指導員及びケースワーカーにおいて社会福祉主事資格を有していない者の人数（360人）と社会福祉主事資格認定通信講座（公務員講座）の合格者数の推移を見ても、資格保有者の充足の見込みは立っていない状況と言わざるを得ない。</p> <p>[改善勧告]<br/>福祉局は、社会福祉主事資格認定通信講座（公務員講座）の受講を一層勧奨するとともに、資格未保有職員に対する資格取得の義務付けについて検討すること。</p> | <p>平成30年11月26日に大阪市公正職務審査委員会から社会福祉法の趣旨を満たすための具体的な計画を策定するよう勧告を受けたことから、関係局とも連携・調整しながら、福祉職員の採用数の増員の継続、生活保護業務に従事する福祉職及び有資格者配置数の増員、通信課程の受講枠拡大による資格取得支援に取り組むこととし、このうち資格取得支援については、既に令和2年度の通信課程の受講枠を現行の3倍程度（72名分）に拡大できるよう予算の確保を行い、これらにより令和6年度末までには有資格者充足率100%を満たすための計画を策定した。</p> <p>なお、当該計画については、平成31年3月28日に開催した「大阪市生活保護適正化連絡会議」において確認され、令和元年8月2日に大阪市公正職務審査委員会から勧告に対する終結宣言が出された。</p> | 措置済  | 令和元年8月2日 |



## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第3号

監査の対象：平成30年度定期監査等 生活保護に関する事務

所管所属：住吉区

通知を受けた日：令和元年11月25日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日  |
|-------|---|---|------|--|
| 4     | <p>被保護者の年金受給状況の管理について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査で各実施機関（区）の年金受給の管理状況を確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託職員が年金加入状況管理進行表に年金受給に係る指導等進捗状況について記載していなかったものが一部見受けられた。（浪速区、住吉区、平野区）</li> <li>・ケースワーカー等により被保護者に対する指導等がなされていないもしくはケース記録等に記録していなかったものが一部見受けられた。（浪速区、住吉区、平野区）</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 浪速区、住吉区及び平野区は、年金裁定請求支援・受給資格点検プログラムに基づき、ケースワーカー、嘱託職員に対し、被保護者の年金受給資格点検、年金資格の調査及び被保護者への裁定請求の指導等並びにそれらを管理進行表に適時反映させ信頼性の高い管理進行表を整備することについて、適切に実施されるよう指導を徹底すること。</li> <li>2. 浪速区、住吉区及び平野区は、1について、業務の進捗管理を徹底すること。</li> </ol> | <p>【1】</p> <p>①SVごとで管理していた年金進行管理表を一本化し、60歳以上の被保護者の漏れがないか再確認を行った。</p> <p>②年金調査の未実施がないか再確認し、未実施分は調査（照会）を行った。</p> <p>③年金管理進行表（件数5,520件）から、60才以上で10年年金受給の可能性のある納付月数120か月以上の者（件数1,678件）を抽出し、生活保護システムの汎用抽出結果一覧から、その他収入で収入認定されている者（件数714件）の確認をおこなった。なお、残りの964件については、受給資格等を確認し、10月末までに年金裁定請求の指導支援を行った。</p> <p>④対象者964件の受給資格を確認し、受給資格のある者（215件）に対して、裁定請求の指導支援を行った。その内、68件については、自身で裁定請求を行うことができないため、委任状を取得したのち年金担当嘱託職員に引継ぎ68件の裁定請求をおこなった。</p> | 措置済  | <p>①平成31年1月31日</p> <p>②平成31年3月29日</p> <p>③令和元年7月31日</p> <p>④令和元年10月31日</p> |
|       |   | <p>【2】</p> <p>毎月開催されているSVヒアリングにおいて、平成31年2月より課長・課長代理が年金進行管理表の進捗状況を把握した。平成31年2月以降定期的実施していく。</p>   | 措置済  | 平成31年2月28日   |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第3号

監査の対象：平成30年度定期監査等 生活保護に関する事務

所管所属：平野区

通知を受けた日：令和元年9月4日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|--|------|-----------|
| 2     | <p>高齢世帯に対する生活保護について世帯の特性に応じた適切な支援が行えるよう改善を求めたもの</p> <p>今回の監査で実査対象実施機関（区）の状況を確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託職員が、ケース記録に訪問調査の記録を残していないものや訪問調査を実施していないものが一部見受けられた。（平野区）</li> <li>・ケースワーカーが、援助方針について、病状等の世帯の状況を踏まえたものとせず、単純に「見守り」と設定していたものが一部見受けられた。（浪速区、生野区、西成区）</li> <li>・ケースワーカーが、被保護世帯に対する援助方針を立てていなかったものが一部見受けられた。（記述なし）（平野区）</li> <li>・年金受給に向けた指導をすべき被保護世帯に対して、嘱託職員が、年金受給進捗状況管理表を整備していなかったものが一部見受けられた。</li> </ul> <p>ケースワーカーが、援助方針にも年金に関する指導方針の記述をせず、訪問調査時にも指導を行っていなかったものが一部見受けられた。（浪速区、住吉区、平野区）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス利用の検討や障がい者手帳申請の検討を行うべき被保護世帯に対して、ケースワーカーが、単純に「見守り」の援助方針を設定していたものが一部見受けられた。（生野区）</li> <li>・本市に対する返還金等を有する高齢世帯に対して、ケースワーカーにより援助方針にその旨の指導方針の記述がないため、嘱託職員が平成30年度の初回訪問時に返還金等の納付勧奨を行っていなかったものが一部見受けられた。（浪速区、住吉区、平野区）</li> <li>・病状等から「療養指導」等の援助を行う必要があると見受けられる世帯に対して、ケースワーカーが設定する援助方針が、65歳の高齢世帯の世帯分類になった平成30年度も「見守り」のみと設定していたものが一部見受けられた。（住吉区、西成区）</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 福祉局は、各実施機関（区）に対し、高齢世帯被保護者への適切な支援が行われるよう指導・助言を行うこと。</li> <li>2. 各実施機関（区）は、現状の生活保護実施体制において、援助方針を作成する本務職員（ケースワーカー）と訪問調査を行う嘱託職員が高齢世帯の状況を十分に情報共有の上、個々の高齢世帯に対し、実態に即した援助方針を作成するよう徹底させること。</li> <li>3. 福祉局は、各実施機関（区）における高齢世帯に対する支援状況を把握し、高齢世帯に対する訪問基準（C区分）を含む現状の高齢世帯に対する支援方法が適正か否かを十分に検証の上、適切かつ有効な支援となるよう必要に応じて見直すこと。</li> </ol> | <p>【2】<br/>高齢世帯用の援助方針検討票（年金受給状況や債権状況の記入欄あり）を作成した。平成31年度当初からケースワーカーと高齢者世帯等訪問嘱託職員が情報共有のうえ、個々の高齢世帯に対し実態に即した援助方針を策定した。</p> | 措置済  | 令和元年5月31日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 4     | <p>被保護者の年金受給状況の管理について改善を求めたもの</p> <p>今回の監査で各実施機関（区）の年金受給の管理状況を確認したところ、次のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託職員が年金加入状況管理進行表に年金受給に係る指導等進捗状況について記載していなかったものが一部見受けられた。（浪速区、住吉区、平野区）</li> <li>・ケースワーカー等により被保護者に対する指導等がなされていないもしくはケース記録等に記録していなかったものが一部見受けられた。（浪速区、住吉区、平野区）</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 浪速区、住吉区及び平野区は、年金裁定請求支援・受給資格点検プログラムに基づき、ケースワーカー、嘱託職員に対し、被保護者の年金受給資格点検、年金資格の調査及び被保護者への裁定請求の指導等並びにそれらを管理進行表に適時反映させ信頼性の高い管理進行表を整備することについて、適切に実施されるよう指導を徹底すること。</p> <p>2. 浪速区、住吉区及び平野区は、1について、業務の進捗管理を徹底すること。</p> | <p>【1】</p> <p>管理進行表の整備は完了しており、保護新規開始分の追記等を順次行っている。新年度の実施体制（ケースワーカーの担当替え等）が整った直後のSV会議（5/10）において、「管理進行表に年金受給にかかる指導等の記録や進捗状況を適宜記録するよう」職員に周知した。</p> | 措置済  | 令和元年5月10日 |
|       |  | <p>【2】</p> <p>平成31年度から、随時、査察指導員が業務の進捗状況を確認（課長代理に報告）し、適宜ケースワーカー及び嘱託職員に指導を行うとともに、四半期ごとに課長級が管理進行表を確認した。（第1回目は、第1四半期の6月末時点）</p>                     | 措置済  | 令和元年6月28日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第4号

監査の対象：平成30年度定期監査等 スポーツセンター24館の運営状況

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和元年12月27日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等 | 措置分類 | 措置日 |
|-------|---|-------------|------|-----|
| 2(1)  | <p>施設の維持管理について<br/>消防用設備等の不具合の改善を求めたもの</p> <p>監査において、12施設を抽出して直近2回分の消防用設備等点検結果報告書、建築設備点検報告書及び非常用電源等の点検結果報告書を確認したところ、実地調査開始時点で多くの不具合が適宜改善されていない状況であったため、施設整備課による消防用設備点検等の結果の把握状況、及び指定管理者への不具合の改善に係る指導状況を確認したところ、施設の不具合についての情報共有や指定管理者に対する指導等を含む設備点検に関する業務マニュアルが作成されておらず、その結果、次のような状況が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 施設整備課は、法定点検の実施や改善状況等の把握のために現地モニタリングを年2回実施するとしていたが、10施設を抽出して平成29年度の現地モニタリング実施状況を確認したところ、2施設は本市が主たる管理を行っている複合施設で、法定点検については本市が実施しているとの理由で一度も現地モニタリングを実施していなかった。また、残る8施設についても各1回しか実施していなかった。</li> <li>■ 施設整備課は、不具合の改善状況について、指定管理者から不具合の発生や改善の都度提出される「不具合報告書」により確認しているとのことであったが、消防用設備等の不具合の多くは不具合報告書で報告されていなかった。</li> <li>■ 本市が業務委託等により点検を実施し、不具合修繕を指定管理者が実施する施設は、速やかに点検結果を指定管理者に引き継ぐ必要があるが、本市発注の点検業務委託の完了後にまとめて指定管理者に引き継ぐとのことであり、適時に指定管理者に引き継ぐ仕組みとなっていなかった。</li> <li>■ 指定管理者との基本協定書には、指定管理者に対して期間の満了時の原状回復及び新たな指定管理者への文書による誠実な引継ぎが義務付けられているが、現在の指定管理者が着任した平成28年4月以前からの不具合が改善されていない施設が見受けられた。</li> </ul> |             |      |     |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日  |
|-------|---|---|------|--|
| 2(1)  | <p>[改善勧告]</p> <p>1. 経済戦略局は、既に取り組まれている不具合状況一覧表の作成を含め、改善できていない施設・設備機器等の不具合及びその修繕に係る費用を網羅的に把握した上で、平成28年3月31日以前に発生した不具合を含めて、修繕に係る費用負担や修繕の優先順位を含めた修繕方針を検討、策定すること。</p> <p>2. 経済戦略局は、修繕方針に基づき、現在の指定管理者及び平成31年度以降の指定管理者に対して、実施時期を提示させた上で適時適切な修繕を確実に実施させること。その際、費用負担含め本市が実施すべき修繕については予算措置等必要な措置を講ずること。</p> <p>また、次期指定管理者が着任する際には、未改善の不具合の内容やその負担方法を明確にし、本市の現場立会の上で相互に現状確認を行うて引き継ぐこと。</p> <p>3. 経済戦略局は、指定管理者の収支計画及び業務代行料における修繕費の取扱いや、指定管理者が実施する修繕の報告方法を見直すなど、消防用設備といった利用者の安全確保上重要な設備の不具合について、最優先で修繕を実施するよう指定管理者への指導を徹底するとともに、指導に従わない指定管理者に対しては毎年度実施する事業評価に反映させる等、事務を見直すこと。</p> <p>4. 経済戦略局は、関係職員による指定管理者への管理・監督、指導が適切に行えるよう、指定管理者からの不具合状況一覧表の提出及び所管課における確認、また現地モニタリング等といった維持管理に係る事務マニュアルを整備するとともに、マニュアルに基づく事務の実施状況について適宜確認する仕組みとすること。</p> | <p>【項目1・2について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備等の不具合について、不具合状況一覧表へ記載するよう指定管理者を指導し状況を網羅的に把握した上で、修繕の対応方針を協議して修繕に取り組んだ。</li> <li>・令和元年12月9日、指摘された10施設全てについて不具合箇所の修繕が完了した。</li> <li>・平成31年度に指定管理者が交代した東成SCは、元指定管理者の責任において修繕を実施したことを確認した。</li> </ul> <p>【項目3について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備のような重要な設備について、不具合の修繕が確実に実施されるよう、指定管理者に対して毎年度実施する事業評価において、点検・修繕の実施状況を踏まえた評価基準を定め、令和元年度からの評価方法の変更を指定管理者に周知した。不具合修繕の履行状況については、指定管理者から提出された不具合状況一覧表や故障完了報告書の書類により職員が随時確認を行い、状況に応じて現場確認、指導を行っている。</li> <li>・また、職員が施設を訪問する際には、新たに不具合が生じていないか確認し、万一不具合が生じている場合は、その都度指示、指導を行っていく。</li> </ul> <p>【項目4について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備モニタリング実施マニュアル、不具合状況一覧表に係る業務マニュアルを作成した。</li> <li>・マニュアルを活用して指定管理者への管理・監督、指導を行う。</li> </ul> | 措置済  | <p>【項目1・2】<br/>令和元年12月9日</p> <p>【項目3】<br/>令和元年10月31日</p> <p>【項目4】<br/>平成31年3月31日</p> |
| 3     | <p>防災訓練についての過去の監査意見への対応が不十分なため、改善を求めたもの</p> <p>本市スポーツ施設については、平成27年度に監査を実施した結果、地震を想定した防災訓練の実施について意見を出した。経済戦略局からは、平成29年4月から協定書に防災訓練の実施を記載し、義務付けるとの見解が出されている。</p> <p>平成29年度の防災訓練について、スポーツセンター24館のシナリオ等を確認したところ、程度の差はあるものの、24館全てで十分な訓練が実施できていない状況が見られた。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>経済戦略局は、地震を想定した防災訓練の立案に関する情報を指定管理者に提供するとともに、防災訓練の実施内容を把握して地震を想定して実施されているか点検すること。</p> <p>また、実施内容が不十分と認識した場合、地震に対応した訓練を立案できるよう指定管理者を指導すること。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年5月10日に地震を想定した防災訓練の実施について指示を行ったが、実施内容の確認が不十分であり、十分な訓練が実施できていなかった。</li> <li>・平成31年1月8日にあらためて指定管理者に対して地震を想定した防災訓練の実施についての再度の指示を行った。また、平成31年1月の連絡調整会議にて、趣旨の詳細説明を行い、訓練の実施を指示した。</li> <li>・そのうえで、平成30年度中に実施内容をあらためて確認し、全施設において地震を想定した防災訓練を確実に実施させたところであるが、全施設につき十分な対応できていない状況にあった。</li> <li>・令和元年10月開催の第2回連絡調整会議にて、平成30年度実施内容のフィードバックを行うとともに、各施設において策定された防災計画につき確認を行い、全施設につき防災計画が作成されていることを確認した。また、同会議において、十分な防災訓練がなされるよう指導を徹底した。</li> </ul>   | 措置済  | 令和元年10月31日   |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第5号

監査の対象：平成30年度定期監査等 福祉・保健等関連業務システム

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和元年9月20日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                                    | 措置日   |
|-------|---|--|---|---|
| 1     | <p>業務管理者等を中心としたICT管理体制の整備を求めたもの【福祉局、健康局及びこども青少年局に対して】</p> <p>監査対象の5システムのICT管理体制において、次のとおり、実施手順が整備されていない、また実施手順等が遵守されていないといったICT管理に係る基本的な取組みが実施されていない状況が認められた。</p> <p>■次の2システムにおいてICT管理のベースとなる実施手順が整備されていなかった。</p> <p>（生活保護版レセプト管理システム【福祉局】）</p> <p>システム固有の実施手順は作成されておらず、総合福祉システムの実施手順を準用するとしているものの、その内容は自システムに対応した実施手順となっていなかった。</p> <p>（副本管理支援システム【福祉局】【こども青少年局】）</p> <p>システム所管部署である3課（福祉局障がい者施策部障がい福祉課、福祉局生活福祉部保護課及びこども青少年局子育て支援部こども家庭課）は、平成29年7月の初回本番稼働後1年以上も経過していながら、実施手順を作成していなかった。</p> <p>■5システム全てにおいて実施手順等が遵守されていなかった（詳細は指摘No.2から6のとおり）。</p> | <p>[1 ア]</p> <p>今年度より基幹3システムの円滑で安全な運用のために福祉システム課を設置し、ノウハウの蓄積や継承等にも資する仕組みとした。加えて、局全体のシステムの円滑で安全な運用のため、福祉システム課のノウハウを活かし、必要に応じて福祉システム課が他のシステムへの支援も行っていくこととした。</p> <p>そのうえで、今年度の局人材育成計画において、「福祉システム研修」の実施を計画し、業務システムに携わる担当職員向けの専門性向上に係る研修を、福祉システム課のノウハウを活用して平成30年6月に実施したところである。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、人材育成計画の「福祉システム研修」の一環として業務管理者向けの研修を平成31年1月末に実施し、業務管理者のICTにかかる知見の向上を図った。</p> <p>[1 イ]</p> <p>業務管理者の役割発揮がシステムの信頼性や安全性確保に重要であることから、業務管理者の役割にかかるチェックリストを福祉システム課と連携のもと該当システムごとに作成し、上述の研修時に、意識付けとあわせて活用することによりモニタリングを実施した。</p> | <p>[1ア]<br/>措置済</p> <p>[1イ]<br/>措置済</p> | <p>[1ア]<br/>平成31年2月28日</p> <p>[1イ]<br/>平成31年2月28日</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類                                    | 措置日  |
|-------|---|---|---|--|
| 1     | <p>[改善勧告]<br/>【所属長に対して】<br/>1. 5システムを所管する福祉局、健康局及び子ども青少年局の所属長は、本市対策基準にあるとおりシステムの信頼性や安全性を確保する上で果たすべき業務管理者の役割の重要性を再認識し、次の諸点に取り組むこと。<br/>ア ICT戦略室の協力を得るなどして、業務管理者のICTに係る知見獲得に向けた育成計画を立て実施すること、又はICTに係る知見や経験を有する人材を業務管理者の補佐に充てることを検討するなど業務管理者を支える体制を整備すること。<br/>イ 業務管理者の役割発揮の実態把握とその対応は自らの責任であることを自覚し、業務管理者への意識付けを図るとともに、その役割が十分に果たされているかについて定期的にモニタリングを行い、必要な措置を講じること。<br/>【業務管理者に対して】<br/>2. 5システムを所管する福祉局、健康局及び子ども青少年局の業務管理者は、システムの信頼性や安全性の確保に向け、現場におけるICT管理の責任者であることの自覚と責任感を持って、次の諸点に直ちに取り組み、定められた役割を全うすること。<br/>ア ICT戦略室や外部委託業者の協力を得るなどして、ICTに係る知見や所管するシステムへの理解を深め、所管するシステムにおいて想定されるICTに係るリスクを棚卸しするとともに、それらに対応した実施手順の整備を行うこと。さらに、整備した実施手順について局等情報セキュリティ責任者及び最高情報セキュリティ責任者の承認を得た後、自らもその実施手順を遵守するとともに、システム担当者及び外部委託業者に遵守させること。<br/>イ システム担当者や外部委託業者等が実施するICT管理の実務について、定期的にモニタリングするとともに、自らに課せられているICT管理上の役割が適切に果たされているかについての点検も併せて行うこと。</p> | <p>[2 ア]<br/>所管するシステムにおけるリスクを棚卸ししたうえで、それらに対応した情報セキュリティ実施手順をICT戦略室と協議のうえ策定するとともに、課内で共有し、実施手順の内容を遵守するよう外部委託業者に徹底した。</p> <p>[2 イ]<br/>外部委託先への定期調査やICT戦略室が行うICTセキュリティ検査の際などに、チェックリスト等により外部委託先及びシステム担当者における実施手順等の遵守状況を福祉システム課のノウハウ等も活用しながらモニタリングを実施し、ICT管理上の役割が適切に果たされているかについての点検を行っていく。</p> | <p>[2ア]<br/>措置済</p> <p>[2イ]<br/>措置済</p> | <p>[2ア]<br/>令和元年9月10日</p> <p>[2イ]<br/>平成31年3月29日</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類  | 措置日   |
|-------|--|---|---|---|
| 3(2)  | <p>情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価について改善を求めたもの<br/> <b>【福祉局、健康局及びこども青少年局に対して】</b><br/> 次のとおり4システムにおいて、情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価が実施されていない、又は十分でない状況が認められた。</p> <p>(特養入所待機者管理システム【福祉局】)<br/> 株式会社ニューロテックシステム並びに大阪市老人福祉施設連盟に対する情報セキュリティに係る評価については、平成29年4月の再構築以降一度も実施されておらず、監査時点(平成30年9月末)においても実施予定がなかった。</p> <p>(副本管理支援システム【福祉局】【こども青少年局】)<br/> システム所管部署は、当該システムの実施手順を作成しておらず、外部委託業者に対する情報セキュリティに係る定期的な評価についての規定がないため、実態としてその評価が行われていなかった。</p> <p>(保健管理システム及び衛生管理システム【健康局】)<br/> 実施手順では、情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な確認は規定されていたが、具体的な実施要領が定められていなかった。そのため実施内容は口頭確認に留まっており、情報セキュリティ対策の実施状況の定期的確認の実施を示す証跡はなかった。</p> <p>(幼稚園就園助成システム【こども青少年局】)<br/> 実施手順では、外部委託業者の情報セキュリティ対策の運用状況について年に1回確認、調査を行い、また必要に応じて管理記録簿等の提示を求め、作業場所への立入検査を行うと規定されていたが、実施されていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/> 当該システムの業務管理者は、本市対策基準にのっとり外部委託業者が実施する運用・保守業務に係る情報セキュリティ上のリスクを再認識し、次のとおり情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価を行うこと。</p> <p>1. 2システム(特養入所待機者管理システム及び副本管理支援システム)の業務管理者は、委託元として定期的に外部委託業者に対する情報セキュリティ対策の実施状況を確認することを実施手順に盛り込むこと。</p> <p><b>【福祉局及びこども青少年局】</b></p> <p>2. 4システム(特養入所待機者管理システム、副本管理支援システム、保健・衛生管理システム及び幼稚園就園助成システム)の業務管理者は、外部委託業者に対する情報セキュリティ対策の実施状況の確認内容や確認方法を定め、確実に実施すること。</p> <p><b>【福祉局、健康局及びこども青少年局】</b></p> | <p><b>【特養入所待機者管理システム】</b><br/> [1] 情報セキュリティ実施手順において、情報セキュリティ対策の実施状況の確認については随時に行うとしていたが、実施手順を改訂し(5月31日施行)、少なくとも年に1回確認することを実施手順に記載した。なお、最高情報セキュリティ責任者へ実施手順の変更報告書を5月30日に提出した。</p> <p>[2] 情報セキュリティ実施手順で外部委託業者における情報セキュリティ対策の実施状況の確認内容や確認方法を定め、5月24日及び27日に立入検査を実施し確認を行った。</p> <p><b>【副本管理支援システム】</b><br/> [1] セキュリティ実施手順を作成し、3月29日施行。施行後、関係者へ周知を図った。</p> <p>[2] 外部委託業者における情報セキュリティ対策の実施状況について、1月29日立入検査を実施し確認を行った。</p> | <p><b>【特養】</b><br/> 措置済</p> <p><b>【副本】</b><br/> 措置済</p> | <p><b>【特養】</b><br/> [1]・[2]<br/> 令和元年5月31日</p> <p><b>【副本】</b><br/> [1]<br/> 平成31年3月29日</p> <p>[2]<br/> 平成31年1月29日</p> |



| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類   | 措置日  |
|-------|--|---|--|--|
| 3(3)  | <p>外部委託業者が実施する運用・保守業務の品質管理体制について改善を求めたもの<br/> 【福祉局、健康局及びこども青少年局に対して】<br/> 次のとおり5システム全てにおいて、運用・保守業務の品質管理体制が十分でない状況が認められた。</p> <p>(生活保護版レセプト管理システム【福祉局】)<br/> 運用手順書によれば、運用・保守業務は外部委託業者にて作成される帳票で実施されるとしているものの、実際に実施される作業計画・作業完了の委託元への報告や委託元の承認手続きなどについての運用手順が具体的に定められていなかった。<br/> また、システム停止時の目標復旧時間を設定しているにもかかわらず、外部委託業者との間でSLAが締結されておらず、保守業務仕様書にも当該事項が明記されていなかった。<br/> (特養入所待機者管理システム【福祉局】)<br/> 運用・保守業務におけるプログラム変更についての事務手続きが文書化されておらず、業務管理者による承認や確認が行われていなかった。また本番環境での運用・保守作業にあたって、当該業者の責任者並びにサーバ等管理者の承認記録はなかった。<br/> (副本管理支援システム【福祉局】【こども青少年局】)<br/> 運用・保守業務におけるプログラム変更について、事務手続きが文書化されておらず、実際に実施される作業計画・作業完了の委託元への報告や委託元の承認手続きなどが整備されていなかった。<br/> また外部委託業者のプロジェクト計画書では、外部委託業者との間でSLAの定義(目標復旧時間)を行い、外部委託業者は実績を分析評価し、評価基準の見直し要否を検討するとしていたものの、平成29年度以降においてその報告が行われていなかった。<br/> (保健・衛生管理システム【健康局】)<br/> 運用・保守業務におけるプログラム変更については、事務手続きが文書化されておらず、作業計画及び作業完了に係る本市及び外部委託業者の保守責任者の承認記録がないものがあつた。<br/> また当該システムには月ごとに評価すべきSLA項目がありながら、外部委託業者からは月ごとではなく半年分まとめて評価報告となっていた。<br/> (幼稚園就園助成システム【こども青少年局】)<br/> 外部委託業者による本番環境での作業について、サーバ等管理者による作業計画や作業完了の承認や確認は行われておらず、またそれらの作業記録が作成されていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/> 当該システムの業務管理者等は、外部委託業者が実施する運用・保守業務の品質に係るリスクを再認識し、次のとおり外部委託管理の改善を図ること。<br/> 1. 5システムの業務管理者及びサーバ等管理者(スタンダオンシステムの場合は端末機管理者)は、本市対策基準にのっとりプログラム変更をはじめとした外部委託業者が実施する運用・保守業務に係る手続を整備し、作業計画や作業結果の承認・確認を適時に実施すること。<br/> 【福祉局、健康局及びこども青少年局】<br/> 2. 3システム(生活保護版レセプト管理システム、副本管理支援システム及び保健・衛生管理システム)の業務管理者は、SLAの設定やその運用の徹底をはかり、外部委託業者の運用サービスレベルの維持・向上につなげること。<br/> 【福祉局、健康局及びこども青少年局】</p> | <p>【生活保護版レセプト管理システム】<br/> [1] [2] 運用・保守業務に係る手続き及びSLAについては、保守委託業者と協議し、保守計画書に明記し、作業計画や作業結果の承認及び確認を適時に行うよう改善を行った。<br/> また、SLAの達成状況について、生活保護等版レセプト管理システム保守業務委託の仕様書に、運用保守定例会(四半期ごとの定例会議)にて稼働状況報告書で報告するよう明記し、7月2日に報告を受けた。</p> <p>【特養入所待機者管理システム】<br/> [1] 運用・保守業務に係るプログラム変更等については、業務管理者による承認・確認を文書として残しておらず、「作業計画書兼作業結果報告書」で管理をしていたため、運用・保守業務に係る「作業依頼等手順書」を作成し、「定例決裁簿」を設定して作業計画や作業結果の承認及び確認を適時に行うよう改善を行った。</p> <p>【副本管理支援システム】<br/> [1] 運用・保守業務に係る手続きについて、作業内容の承認・確認を適時できるよう作業計画書兼結果報告書の作成を行った。<br/> [2] 外部委託業者に対しSLAの達成状況について、定例会議(四半期ごと)にて報告及び年度ごとにサービスレベルの評価について評価基準の見直し要否の検討などプロジェクト計画書どおりの作業を行うよう指示し、報告を受けた。</p> | <p>【レセ管】<br/>措置済</p> <p>【特養】<br/>措置済</p> <p>【副本】<br/>措置済</p> | <p>【レセ管】<br/>令和元年7月2日</p> <p>【特養】<br/>平成31年3月20日</p> <p>【副本】<br/>[1]<br/>平成31年1月21日<br/>[2]<br/>平成31年3月26日</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                                     | 措置日  |
|-------|---|--|--|--|
| 4     | <p>障害管理について改善を求めたもの<br/>【福祉局、健康局及びこども青少年局に対して】<br/>次のとおり4システムにおいて、障害記録の整備やその対応内容に改善すべき状況が認められた。</p> <p>（生活保護版レセプト管理システム【福祉局】）<br/>システム障害において、メールのやりとりにて対応を行っているのみで、障害記録簿を作成しておらず、業務管理者による確認記録もなかった。またメール内においても必要な記録が整備されていなかった。</p> <p>（副本管理支援システム【福祉局】【こども青少年局】）<br/>発生した障害については、外部委託業者からの3ヶ月ごとの障害一覧表報告によって管理されており、業務管理者による適時の確認が行われていなかった。また実際の障害において、障害原因の記載が単なる事象の記述のみで、原因究明がなされていないケースがあった。</p> <p>（保健・衛生管理システム【健康局】）<br/>発生した障害を管理する障害報告書では業務管理者による適時の確認が行われておらず、また、当該報告書には障害の原因及び再発防止策などの改善措置が記録されていなかった。</p> <p>（幼稚園就園助成システム【こども青少年局】）<br/>障害報告書には再発防止措置に係る記録がなく、当該報告書の発生原因の記載は本質的な原因分析までには至っていなかった。また、当該報告書では業務管理者による適時の確認が行われていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>4システム（生活保護版レセプト管理システム、副本管理支援システム、保健・衛生管理システム及び幼稚園就園助成システム）の業務管理者は、本市対策基準ののっとり障害管理の重要性を再認識し、次のとおり改善を図ること。<br/>1. 障害一覧表や障害報告書における記載内容について、外部委託業者との間で、具体的な取決めを行うことなどにより、障害記録の整備を行うこと。<br/>2. 障害発生時の業務管理者の適時の確認が行われるよう仕組みを作ること。<br/>【福祉局、健康局及びこども青少年局】</p> | <p>【生活保護版レセプト管理システム】<br/>[1] [2] 障害管理について、障害報告書の記載内容を課題管理台帳に反映し、定例会議において外部委託事業者と協議した。<br/>また、今回の指摘を踏まえ、障害発生時の業務管理者の確認記録が残るように外部委託事業者と協議のうえ、様式を改め、業務管理者が適時の確認を行うこととした。</p> <p>【副本管理支援システム】<br/>[1] [2] 障害管理について、引き続き障害一覧表での管理を行うとともに、障害発生時に業務管理者が適時の確認ができるようトラブルレポートの作成及び事故処理マニュアルの改定を行った。また、障害発生の原因究明については、トラブルレポートにより行うこととする。</p> | <p>【レセ管】<br/>措置済</p> <p>【副本】<br/>措置済</p> | <p>【レセ管】<br/>[1] [2]<br/>平成30年12月14日</p> <p>【副本】<br/>[1] [2]<br/>令和元年7月11日</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類   | 措置日  |
|-------|--|--|--|--|
| 6     | <p>不正アクセス対策について改善を求めたもの<br/> 【福祉局、健康局及び子ども青少年局に対して】<br/> 監査対象5システムにおいて、アクセスログは取得されていたが、定期的なログ分析については次の状況が認められた。</p> <p>■アクセスログの分析については、実施手順において月に1回実施するとしていた幼稚園就園助成システムを含め、全てのシステムにおいて実施されていなかった。</p> <p>■特養入所待機者管理システムにおいて、システム所管部署は当該業者に対して、特権IDを常時付与し、当該業者による本番環境へのリモート接続が常時可能な状態でリモート保守させていたにもかかわらず、特権IDの付与ルールなどその利用に係る手続を定めておらず、またそれを用いた本番環境へのアクセスに係るログのモニタリングも実施してなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/> 1. 5システムの業務管理者又はサーバ等管理者は、不正アクセスへのリスクを十分認識し、ICT戦略室や運用・保守業務を担う外部委託業者の協力を得るなどして、アクセスログの定期的な分析手法を構築するとともに、それを実施手順に反映させ定期的にログの分析を行う体制とすること。<br/> 【福祉局、健康局及び子ども青少年局】<br/> 2. 特養入所待機者管理システムの業務管理者又はサーバ等管理者は、特権IDを利用したリモート保守に係るリスクを十分認識し、特権IDの付与手続やアクセスログのモニタリングなどに係る仕組みを構築し外部委託業者に周知・徹底するなど、特権IDの不正利用に対して予防的及び発見的統制が適時・適切に実施されるよう検討・実施すること。<br/> 【福祉局】</p> | <p>【生活保護版レセプト管理システム】<br/> [1] アクセスログは取得していたが、定期的なログの分析は行われていなかったため、情報セキュリティ実施手順に定期的な実施することを記載し、毎月確認している。</p> <p>【副本管理支援システム】<br/> [1] 情報セキュリティ実施手順に定期的な（年1回）実施することを記載し、確認を行った結果、不正アクセスは認められなかった。</p> <p>【特養入所待機者管理システム】<br/> [1] アクセスログについては、定期的な確認を行うよう改善し、情報セキュリティ実施手順を改正し、定期的に（少なくとも年1回）と記載し、ログ確認実施手順により分析手法を構築した。なお、確認を行った結果、これまでのところ不正アクセスは認められなかった。</p> <p>[2] 特権IDを利用したリモート保守に係る不正利用については、特権IDの付与手続を見直し、本市の事前承認やサーバログの取得を特養入所待機者管理システムで行う機能や運用端末に生体認証を導入し、作業計画書兼作業結果報告書や運用端末の操作ログ、生体認証ログ等との確認を行う運用とした。また、防止対策として特養入所待機者管理システムにワンタイムパスワード機能を導入し、本市でパスワードを管理する仕組みを構築した。</p> | <p>【レセ管】<br/>措置済</p> <p>【副本】<br/>措置済</p> <p>【特養】<br/>[1]<br/>措置済<br/>[2]<br/>措置済</p> | <p>【レセ管】<br/>[1]<br/>平成31年4月1日</p> <p>【副本】<br/>[1]<br/>平成31年1月29日</p> <p>【特養】<br/>[1]<br/>令和元年5月31日<br/>[2]<br/>平成31年3月25日</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第5号

監査の対象：平成30年度定期監査等 福祉・保健等関連業務システム

所管所属：健康局

通知を受けた日：令和元年9月9日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日      |
|-------|--|---|------|----------|
| 3(2)  | <p>情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価について改善を求めたもの<br/> <b>【福祉局、健康局及びこども青少年局に対して】</b><br/>           次のとおり4システムにおいて、情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価が実施されていない、又は十分でない状況が認められた。</p> <p>(特養入所待機者管理システム【福祉局】)<br/>           株式会社ニューロテックシステム並びに大阪市老人福祉施設連盟に対する情報セキュリティに係る評価については、平成29年4月の再構築以降一度も実施されておらず、監査時点（平成30年9月末）においても実施予定がなかった。</p> <p>(副本管理支援システム【福祉局】【こども青少年局】)<br/>           システム所管部署は、当該システムの実施手順を作成しておらず、外部委託業者に対する情報セキュリティに係る定期的な評価についての規定がないため、実態としてその評価が行われていなかった。</p> <p>(保健管理システム及び衛生管理システム【健康局】)<br/>           実施手順では、情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な確認は規定されていたが、具体的な実施要領が定められていなかった。そのため実施内容は口頭確認に留まっており、情報セキュリティ対策の実施状況の定期的確認の実施を示す証跡はなかった。</p> <p>(幼稚園就園助成システム【こども青少年局】)<br/>           実施手順では、外部委託業者の情報セキュリティ対策の運用状況について年に1回確認、調査を行い、また必要に応じて管理記録簿等の提示を求め、作業場所への立入検査を行うと規定されていたが、実施されていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>           当該システムの業務管理者は、本市対策基準ののっとり外部委託業者が実施する運用・保守業務に係る情報セキュリティ上のリスクを再認識し、次のとおり情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価を行うこと。</p> <p>1. 2システム（特養入所待機者管理システム及び副本管理支援システム）の業務管理者は、委託元として定期的に外部委託業者に対する情報セキュリティ対策の実施状況を確認することを実施手順に盛り込むこと。<br/> <b>【福祉局及びこども青少年局】</b></p> <p>2. 4システム（特養入所待機者管理システム、副本管理支援システム、保健・衛生管理システム及び幼稚園就園助成システム）の業務管理者は、外部委託業者に対する情報セキュリティ対策の実施状況の確認内容や確認方法を定め、確実に実施すること。<br/> <b>【福祉局、健康局及びこども青少年局】</b></p> | <p><b>【2】</b><br/>           外部委託業者に対する情報セキュリティ対策の実施状況の確認内容や確認方法を情報セキュリティ実施手順に定め、外部委託事業者に対して情報セキュリティ対策の点検を実施した。</p> | 措置済  | 令和元年9月6日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|--|------|-----------|
| 6     | <p>不正アクセス対策について改善を求めたもの<br/> <b>【福祉局、健康局及びこども青少年局に対して】</b><br/> 監査対象5システムにおいて、アクセスログは取得されていたが、定期的なログ分析については次の状況が認められた。</p> <p>■アクセスログの分析については、実施手順において月に1回実施するとしていた幼稚園就園助成システムを含め、全てのシステムにおいて実施されていなかった。</p> <p>■特養入所待機者管理システムにおいて、システム所管部署は当該業者に対して、特権IDを常時付与し、当該業者による本番環境へのリモート接続が常時可能な状態でリモート保守させていたにもかかわらず、特権IDの付与ルールなどその利用に係る手続を定めておらず、またそれを用いた本番環境へのアクセスに係るログのモニタリングも実施していなかった。</p> <p><b>[改善勧告]</b><br/> 1. 5システムの業務管理者又はサーバ等管理者は、不正アクセスへのリスクを十分認識し、ICT戦略室や運用・保守業務を担う外部委託業者の協力を得るなどして、アクセスログの定期的な分析手法を構築するとともに、それを実施手順に反映させ定期的にログの分析を行う体制とすること。<br/> <b>【福祉局、健康局及びこども青少年局】</b><br/> 2. 特養入所待機者管理システムの業務管理者又はサーバ等管理者は、特権IDを利用したリモート保守に係るリスクを十分認識し、特権IDの付与手続やアクセスログのモニタリングなどに係る仕組みを構築し外部委託業者に周知・徹底するなど、特権IDの不正利用に対して予防的及び発見的統制が適時・適切に実施されるよう検討・実施すること。<br/> <b>【福祉局】</b></p> | <p><b>【1】</b><br/> アクセスログから特権IDの委託事業者の使用状況を分析するとともに、侵害等がないかの分析を1か月毎に行うよう実施手順に反映させ、最高情報セキュリティ責任者の承認を得て、定期的にログの分析を行う体制を整備した。</p> | 措置済  | 令和元年8月14日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第5号

監査の対象：平成30年度定期監査等 福祉・保健等関連業務システム

所管所属：こども青少年局

通知を受けた日：令和元年11月25日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日                |
|-------|--|---|------|--------------------|
| 2     | <p>システムの基本設計書の整備を求めたもの<br/>【福祉局及びこども青少年局に対して】<br/>次のとおり2システムにおいてシステムの維持管理に必要とされる基本設計書の整備が十分でなかった。</p> <p>(特養入所待機者管理システム【福祉局】)<br/>開発当初(平成24年4月本番稼働)の基本設計書が保管されておらず、保管されている平成29年4月の再構築時の基本設計書では一部に不足が見られた。</p> <p>(幼稚園就園助成システム【こども青少年局】)<br/>構築時(平成19年7月本番稼働)の基本設計書は保管されていたものの、毎年のシステム改修時に設計書の更新作業を行っておらず、改修の変更が反映されていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>2システム(特養入所待機者管理システム及び幼稚園就園助成システム)の業務管理者は、本市対策基準にのっとりICT戦略室や外部委託業者の協力を得るなどして、早急に基本設計書の整備を行うほか、システムの維持管理に必要な各種ドキュメントを洗い出しそれらの整備を行うとともに人事異動時の引継ぎに備えておくこと。<br/>【福祉局及びこども青少年局】</p> | <p>【幼稚園就園助成システム】<br/>国の制度変更により、就園助成制度が令和元年9月末で廃止となることが決定し、本システムも令和元年度末で廃止予定である。整備にかかる費用が発生するため、費用対効果も含め検討した結果、廃止するシステムに費用をかけることは効果的でないことから、基本設計書等の整備は行わないこととした。</p> | 措置済  | (幼稚園)<br>令和元年9月30日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類                             | 措置日   |
|-------|--|---|----------------------------------|---|
| 3(2)  | <p>情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価について改善を求めたもの<br/> <b>【福祉局、健康局及びこども青少年局に対して】</b><br/> 次のとおり4システムにおいて、情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価が実施されていない、又は十分でない状況が認められた。</p> <p>(特養入所待機者管理システム【福祉局】)<br/> 株式会社ニューロテックシステム並びに大阪市老人福祉施設連盟に対する情報セキュリティに係る評価については、平成29年4月の再構築以降一度も実施されておらず、監査時点(平成30年9月末)においても実施予定がなかった。</p> <p>(副本管理支援システム【福祉局】【こども青少年局】)<br/> システム所管部署は、当該システムの実施手順を作成しておらず、外部委託業者に対する情報セキュリティに係る定期的な評価についての規定がないため、実態としてその評価が行われていなかった。</p> <p>(保健管理システム及び衛生管理システム【健康局】)<br/> 実施手順では、情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な確認は規定されていたが、具体的な実施要領が定められていなかった。そのため実施内容は口頭確認に留まっており、情報セキュリティ対策の実施状況の定期的確認の実施を示す証拠はなかった。</p> <p>(幼稚園就園助成システム【こども青少年局】)<br/> 実施手順では、外部委託業者の情報セキュリティ対策の運用状況について年に1回確認、調査を行い、また必要に応じて管理記録簿等の提示を求め、作業場所への立入検査を行うと規定されていたが、実施されていなかった。</p> <p><b>[改善勧告]</b><br/> 当該システムの業務管理者は、本市対策基準にのっとり外部委託業者が実施する運用・保守業務に係る情報セキュリティ上のリスクを再認識し、次のとおり情報セキュリティに係る外部委託業者に対する定期的な評価を行うこと。<br/> 1. 2システム(特養入所待機者管理システム及び副本管理支援システム)の業務管理者は、委託元として定期的に外部委託業者に対する情報セキュリティ対策の実施状況を確認することを実施手順に盛り込むこと。<br/> <b>【福祉局及びこども青少年局】</b><br/> 2. 4システム(特養入所待機者管理システム、副本管理支援システム、保健・衛生管理システム及び幼稚園就園助成システム)の業務管理者は、外部委託業者に対する情報セキュリティ対策の実施状況の確認内容や確認方法等を定め、確実に実施すること。<br/> <b>【福祉局、健康局及びこども青少年局】</b></p> | <p><b>【副本管理支援システム】</b><br/> [1] 情報セキュリティ実施手順を策定し、ICT戦略室の承認手続きを完了した。<br/> [2] 情報セキュリティ実施手順に、外部委託業者における情報セキュリティ対策の実施状況について年1回確認及び調査を行うこと、その際は必要に応じて管理記録簿等の提示を求め、作業場所への立ち入り検査を行うことを規定し、本市が実施状況の確認を確実に実施することとした。</p> <p><b>【幼稚園就園助成システム】</b><br/> [2] 外部委託業者にセキュリティポリシーについて書面にて提出させた。また、年1回作業場所への立入検査を行うことで、情報セキュリティ対策が実施されているかを確認した。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>(副本)<br/> [1]<br/> 令和元年7月16日</p> <p>[2]<br/> 令和元年7月16日</p> <p>(幼稚園)<br/> [2]<br/> 令和元年7月9日</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類           | 措置日   |
|-------|---|--|----------------|---|
| 4     | <p>障害管理について改善を求めたもの<br/>【福祉局、健康局及びこども青少年局に対して】<br/>次のとおり4システムにおいて、障害記録の整備やその対応内容に改善すべき状況が認められた。</p> <p>(生活保護版レセプト管理システム【福祉局】)<br/>システム障害において、メールのやりとりにて対応を行っているのみで、障害記録簿を作成しておらず、業務管理者による確認記録もなかった。またメール内においても必要な記録が整備されていなかった。</p> <p>(副本管理支援システム【福祉局】【こども青少年局】)<br/>発生した障害については、外部委託業者からの3ヶ月ごとの障害一覧表報告によって管理されており、業務管理者による適時の確認が行われていなかった。また実際の障害において、障害原因の記載が単なる事象の記述のみで、原因究明がなされていないケースがあった。</p> <p>(保健・衛生管理システム【健康局】)<br/>発生した障害を管理する障害報告書では業務管理者による適時の確認が行われておらず、また、当該報告書には障害の原因及び再発防止策などの改善措置が記録されていなかった。</p> <p>(幼稚園就園助成システム【こども青少年局】)<br/>障害報告書には再発防止措置に係る記録がなく、当該報告書の発生原因の記載は本質的な原因分析までには至っていなかった。また、当該報告書では業務管理者による適時の確認が行われていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>4システム(生活保護版レセプト管理システム、副本管理支援システム、保健・衛生管理システム及び幼稚園就園助成システム)の業務管理者は、本市対策基準にのっとり障害管理の重要性を再認識し、次のとおり改善を図ること。<br/>1. 障害一覧表や障害報告書における記載内容について、外部委託業者との間で、具体的な取決めを行うことなどにより、障害記録の整備を行うこと。<br/>2. 障害発生時の業務管理者の適時の確認が行われるよう仕組みを作ること。<br/>【福祉局、健康局及びこども青少年局】</p> | <p>【副本管理支援システム】<br/>[1] [2]<br/>・障害管理について、外部委託事業者と協議し、平成31年1月4日付けでプロジェクト計画書の改定を行い、障害管理の運用を改めた。<br/>・平成31年度の運用保守業務委託より契約書の障害管理の内容を改定。<br/>・トラブルレポートを使用して、現象の詳細、原因究明及び暫定対処・本格対処について書面により報告を行い、業務管理者が随時の確認を行う運用に改めた。業務管理者による適時の確認が可能となるよう令和元年5月に外部委託業者と協議しトラブルレポートの様式を作成、令和元年7月8日に情報セキュリティ実施手順及び事故処理マニュアルを策定し、同月16日にICT戦略室の承認を経て、運用を開始した。</p> | 措置済            | (副本)<br>[1] [2]<br>令和元年7月16日                          |
|       | <p>[改善勧告]<br/>4システム(生活保護版レセプト管理システム、副本管理支援システム、保健・衛生管理システム及び幼稚園就園助成システム)の業務管理者は、本市対策基準にのっとり障害管理の重要性を再認識し、次のとおり改善を図ること。<br/>1. 障害一覧表や障害報告書における記載内容について、外部委託業者との間で、具体的な取決めを行うことなどにより、障害記録の整備を行うこと。<br/>2. 障害発生時の業務管理者の適時の確認が行われるよう仕組みを作ること。<br/>【福祉局、健康局及びこども青少年局】</p>  | <p>【幼稚園就園助成システム】<br/>[1] 本市情報セキュリティ対策基準に基づき、障害発生時に外部委託業者から<br/>①発生事象 ②調査結果 ③発生原因 ④発生箇所 ⑤修正内容 ⑥修正確認 ⑦再発防止策の項目を盛り込んだ報告書の雛形を作成し、障害発生時に対応できるようにした。<br/>[2] 障害原因及び処理の報告を受けるための障害記録簿をICT戦略室様式を流用し、作成した。</p>  | 措置済<br><br>措置済 | (幼稚園)<br>[1]<br>平成30年12月28日<br><br>[2]<br>平成30年12月28日 |



## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第6号

監査の対象：平成30年度定期監査等 社会福祉法人への補助金に関する事務

所管所属：福祉局

通知を受けた日：令和元年9月20日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 1(1)  | <p>控除対象経費の確認について改善を求めたもの<br/>           今回調査を行ったところ、以下のとおり財産について控除対象となるか否かの仕訳が適正に行われていなかった事例が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人Aの充実残額算定における控除対象経費の仕分けにおいて、「車両運搬具（約40万円）」、「器具及び備品（約700万円）」、「ソフトウェア（約700万円）」については、平成28年度では控除対象としていたが、平成29年度では控除対象外となっていた。</li> <li>・法人側に確認したところ、控除対象とするのが正しいとのことであり、平成29年度については約1,500万円が控除対象となることで、充実残額が約1,500万円減少することになる。</li> <li>・ただし、本件については、結果として、充実残額の計算の特例により、年間事業活動経費を控除対象とすることにより、充実残額は発生していなかった。</li> </ul> <p>現状のままでは、他の案件でも、社会福祉法人が間違った充実残額の算定をすることや、計算間違いが生じていても福祉局が発見できないことで、社会福祉事業等に本来再投下されるべき充実残額が減少するなど市民が不利益を被るリスクがある。<br/>           したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]<br/>           福祉局長は、充実残額の算定について、職員に対し正しく理解させ、監理する社会福祉法人に対し適切に指導するとともに、研修を行うなど、同算定についての法人側の理解度についても向上させるよう努めること。</p> | <p>【福祉局】<br/>           控除対象財産の判別に誤りの可能性が見受けられた事例及び社会福祉充実残額の算定に係る留意事項について、具体的事例を集積し、細部にわたる解釈についてもさらに習得することにより担当職員の理解を深めた。また、社会福祉法人に対し適切に指導するため、令和元年度社会福祉法人・社会福祉施設指導監査説明会を行い、後日、説明資料を市のホームページに掲載し共有化を図った。<br/>           今後も引き続き充実残額の算定が円滑かつ適正に行われるよう、担当職員および社会福祉法人に対して理解度を向上させるよう努めていく。</p> | 措置済  | 令和元年8月15日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監31の第7号

監査の対象：平成30年度定期監査等 土木工事の不正防止に関する事務

所管所属：水道局

通知を受けた日：令和元年11月8日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|--|------|------------|
| 1     | <p>不正工事に関する再発防止策を適切に実施するよう改善を求めたもの</p> <p>水道工事において再発防止策の取組状況を確認したところ、次の（１）及び（２）の状況が認められた。</p> <p>（１）埋戻土等の不正行為の再発防止策について</p> <p>①施工管理の業務プロセスの中で工事品質を確保する上で重要なポイントを設定し、履行確認ができなければ次の工程に進ませないこととする再発防止策について、どのような不備があれば次の工程に進ませないとするのかの重要性の判断基準等がそれぞれの工程において定められていなかった。</p> <p>②現場チェック回数を増やすことは施工業者に不正を働かせない牽（けん）制効果があるため、現場チェックの頻度の増加を再発防止策に入れていたが、現場によっては休日や夜間工事もあり、現場チェックの頻度を一律に回数で設定することは困難であるとのことであった。また、監督職員にはできる限り現場巡視を行うよう指示されていたものの、現場チェックの頻度を把握する仕組みとなっていなかった。</p> <p>さらに、監督職員が施工業者に工事を実施しているかの連絡を事前に入れて現場チェックに行くこともあり、抜き打ち効果が十分に期待できない場合もあった。</p> | <p>1.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当局では、今回の不適正施工について『大阪市水道局発注の工事に係る不適正施工問題報告書』（平成31年3月20日公表）において不適正施工の常態化に至った課題の分析並びに再発防止策を取りまとめた。</li> <li>・まず、不適正施工が常態化するに至った原因として、当局監督員については、書類確認を補完する手段として現場巡視を実施してきたものの「安全管理面中心の巡視」であったこと、新規採用や異動で配置された職員に対し監督業務に関して指導・教育が行われていたものの、先輩職員個々の現場経験の伝達が中心であり「監督員の知識習得の不統一」があったことがあげられる。</li> <li>・こうした分析に基づき、再発防止策として現場巡視時のチェック項目の充実・確認方法の具体化を行うとともに、新たに監督員として配置された職員が未経験者でも理解できるよう、ISO22000水安全管理システムに基づき配水管工事一連の工程に沿って業務を見直すことで具体的な判断基準を設けた。</li> <li>・この判断基準は3月末に監督員研修テキストに反映し、本年4月から運用を開始した。</li> </ul> | 措置済  | 平成31年3月29日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|--|------|-----------|
| 1     | <p>(2) 外部からの通報に対する対応について<br/> 今回の監査で、外部からの通報に対する不十分な対応についての再発防止策を確認したところ、大阪市水道局の統括的リスク管理強化に関する基本方針を定め、大阪市水道局内部統制基本規程の一部を改正した」とのことであった。<br/> 上記基本方針では、「情報を組織内で共有しつつ所定のルールにのっとり速やかに調査・対応を行い、必要に応じて内外に報告するなど、適宜適切に説明責任を果たし、かつ効果的な再発防止を講じることのできる自浄能力の高い自律的なリスク体制を構築しなければならない。」とされている。<br/> しかし、上記基本方針の策定（平成30年5月）から6か月経った現在においても、外部から寄せられた情報を組織内で共有する方法や所定のルールについて、具体的に定められていなかった。</p> | <p>2.<br/> ・現場巡視について抜き打ち効果が期待できる効率的かつ効果的な現場チェックを行うため、巡視の頻度や使用する巡視報告書の様式、結果の共有・対応等について定めた『水道センター配水管工事グループ 監督員現場巡視要領』（以下、「要領」という）を策定した。<br/> ・要領では、監督員間での情報共有、管理職員による確認・指導等マネジメントにも重点を置き、巡視回数や指摘事項、改善状況を会議で報告・共有することのほか、監督員の知識向上、メリハリのある現場巡視を目的とした「重点確認項目の設定」を行うこととした。<br/> ・加えて、改善勧告1. の措置として実施した業務の見直しに基づき、どの段階でどのようなリスクが存在するかを明らかにした上で、それらのリスクが現場巡視報告書の点検項目に反映されているかの精査を行うとともに、判断基準も盛り込むなどして、現場巡視報告書を改訂した。<br/> ・この「要領」については、3月末に監督員研修テキストへ反映させ、4月から運用を開始した。</p> <p>・現場チェックの実施状況は水道センター監督員、管理職が参加する施工監理会議で報告するとともに、センター所長及び技術系管理部門のメンバーが参加して月例で開催している工事係長会議においても報告を行い、その状況や効果について確認・検証した。<br/> ・9月末時点では、これまでの現場巡視実施状況を総括して、他の再発防止策とともに、水道センター統括担当部長及びセンター所課長メンバーが参加する水道センター部課長会議において報告を行い、効果検証を行った。<br/> ・工事係長会議では、これまでに現場で発生した事故や監査指摘の他、監督員の知識向上が必要と思われる事項を抽出、検討し、翌月の現場チェックにおける重点確認項目として、現場巡視報告書にチェック項目を追加するとともに、必要な知識について施工管理会議で研修を行った。<br/> ・これらの取り組みは4月以降継続的に実施できており、巡視要領に定めた頻度による現場チェックの実施や、月毎に変わる重点確認項目による施工業者へのけん制効果等により、これまで不正行為等は確認されていない。<br/> ・今後も引き続き、同取り組みを継続していく。</p> | 措置済  | 令和元年9月30日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|--|------|------------|
| 1     | <p>[改善勧告]</p> <p>1. 水道局は、工事施工の履行に関する具体的な判断基準等を定め実行すること。</p> <p>2. 水道局は、現場チェックに関して抜き打ち効果が期待できる頻度や具体的な方法を策定し、監督業務に従事する全職員に周知すること。併せて、その頻度増加状況の把握及び効果も検証すること。</p> <p>3. 水道局は、外部からの通報に対してその情報を組織内で共有する方法やルールを設定し適宜モニタリングを行い、必要に応じて改善するなどしてその仕組みが効果的、効率的に機能するよう取り組むこと。</p> <p>4. 水道局は、再発防止策全般について適宜その有効性を検証し、必要に応じて改善するなど、より実効性のある取組を進めること。</p> | <p>3.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道局では市民・お客さまの安心安全に向けたリスクマネジメント及び局の内部統制を強化するため、平成30年5月25日付で「大阪市水道局の統括的リスク管理強化に関する基本方針」を策定するとともに、当局の内部統制基本規程等の一部を改正するなど関係規定を整備した。</li> <li>具体的には、業務上のリスクに関わる事案が確認された際に情報を集中管理し、重要事項に迅速かつ機動的に対応するための「統括リスク管理会議」（主要局部長等）、その下に局横断的に検討・対策するため、リスク事象に関する調査分析や予防的対策の策定等を迅速に行う専門的組織として「タスクフォース」（関係部課長等）の設置などを定めており、既に局内全職員に周知して運用しているところである。</li> <li>今回の勧告を踏まえ当局のリスク管理体制をさらに補強するため、外部から寄せられた業務に関する情報を漏れなく確実に共有するための仕組み・ルールをより具体的に定めることとし、当該情報をすべて「統括リスク管理会議」に報告するための報告様式及びフロー等をあらためて整備し、1月15日に局内周知を完了した。</li> </ul> | 措置済  | 平成31年1月15日 |
|       |  | <p>4.</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改善勧告2. の回答の他、これまでの取り組みについて、センター所長及び技術系管理部門が参加する工事係長会議において検証を行った。</li> <li>また、9月末時点の状況については、水道センター統括担当部長及びセンター所課長メンバーが参加する水道センター部課長会議において報告を行い、効果検証を行った。</li> <li>有効性を検証していく中では、不正工事の再発防止に関するこれまでの取り組みが有効に機能していることが確認された。</li> <li>一方で、不正工事の防止において重要な管理点である、二次本復旧着手前の埋戻材料出荷証明書確認では、係長や所長による確認がルール化されていないことが判明するなど、改善の余地があったことから、水道センター監督員、管理職員が参加する施工監理会議でレビューできるよう改善を行った。</li> <li>今後、検証により判明した内容について改善策を検討し実施に移していくとともに、同様の取り組みを繰り返し行い、より実効性のある再発防止策となるよう進めていく。</li> </ul>                                 | 措置済  | 令和元年9月30日  |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第1号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所の人員マネジメント等

所管所属：北区役所

通知を受けた日：令和元年5月27日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 4(2)  | <p>地域支援業務に係る市内出張の記録について改善を求めたもの<br/>【北区及び西淀川区に対して】<br/>平成29年度に市民協働課等に所属する本市職員が出席した地域活動協議会関連の会議に係る出張状況を確認したところ、北区及び西淀川区において、地域での会議に出席するために出張を行っているものの市内出張命令が確認できないものがあった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 2区は、いかなる業務においても、出張する際には勤務情報システムにより出張を命令するなど、適正な手続を行うこと。<br/>2. 2区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> | <p>1. 出張に係る手続きの徹底について、2月に改めて所属内周知を行い、5月分について確認したところ適正な手続きであることを確認した。<br/>2. 監査対象となっていない区の総務課長宛て通知により情報共有を図った。</p> | 措置済  | 令和元年6月18日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|--|------|-----------|
| 5     | <p>業務委託仕様書に定めた納入成果物の確認について改善を求めたもの</p> <p>【北区、西淀川区、東成区及び平野区に対して】</p> <p>4区の仕様書に基づく納入成果物の提出状況等を確認したところ、以下のような事実が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された納入成果物は、区役所の管理監督者による決裁・供覧等がなされていなかった。</li> <li>・「業務マニュアル」について、業務ごとにどのような作業を行うのかなど具体的な作業・取扱方法などをわかりやすく記載したものを受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>・「要員育成報告書」について、業務に必要な研修等が行われているかを確認できる証跡を受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>・「月次報告」として報告すべき内容と規定された業務実績やサービス水準達成状況、業務確認事項管理票等のうち、受託事業者が業務確認事項管理票を提出していないにもかかわらず、区役所は提出を求めていなかった。また、月次定例会議等の議事録が作成されていなかった。</li> <li>・受託事業者が「年次報告」を提出していないにもかかわらず、区役所は提出を求めていなかった。</li> <li>・「年次報告」として報告すべき内容と規定されたもののうち、業務実績報告について、今年度の実績として月別の業務ごとの件数ではなく、全体の件数のみが記載されたものを受託事業者が提出しているにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>・「年次報告」における要員の育成状況報告について、要員育成状況のわかる証跡を受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> </ul> <p>業務・実施手順や手法、運営上の留意点等サービス水準の維持・向上に欠かせない定型的事項等が具体的かつ明確に記載された業務引継ぎ書ではなく、チェックリストのみを前期の受託事業者が提出しているにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</p> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 4区は、仕様書に基づき、受託事業者へ納入成果物の提出を求めること。また、西淀川区は、受託事業者との月次定例会議等を行った際は、議事録を作成すること。</li> <li>2. 4区は、受託事業者から納入成果物の提出を受けた際は、仕様書に基づき報告させるべき内容が記載されているか確認するとともに、仕様書の規定を満たしていない場合は、受託事業者に記載すべき内容を指示し、再提出させること。</li> <li>3. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受託事業者から納入成果物の提出を受けていたが、一部要員育成に関する詳細な報告書（研修内容や参加人数等）の提出を受けていなかったため受託事業者に平成31年2月7日に指示を行い、平成31年3月7日に報告を受けた。</li> <li>2. 受託事業者と双方で平成31年2月7日に確認を行った。</li> <li>3. 令和元年8月20日に区役所住民情報事務所管課長会を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図った。</li> </ol> | 措置済  | 令和元年8月20日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|--|------|-----------|
| 6     | <p>サービス水準の見直し等について改善を求めたもの<br/> 【北区、西淀川区、東成区及び平野区に対して】<br/> (サービス水準の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度途中で必要に応じて見直しを行ったり、月次定例会議でサービス水準達成状況報告及び課題の共有等を行ったりしているもの、4区において、年度末に、1年間の実績等を踏まえ、受託事業者との間で合意書の内容について協議等は行われていなかった。</li> <li>(サービス要求水準に達していない場合の勧告等)</li> <li>・北区及び西淀川区において、サービス要求水準に達していないにもかかわらず、必要な改善の勧告を行っていなかった。</li> <li>・必要な改善の勧告を行ったことを書面で確認することはできなかった。また、改善措置を講じた結果報告書について、係長級のみ承認となっており、決裁権者による確認が行われていなかった。</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 4区は、サービス水準について、重要性を認識し、仕様書に記載のとおり年度末に1年間の実績を踏まえ、次年度の設定項目やその達成度、測定方法等について受託事業者と協議を行い、必要に応じて見直し・変更を行うこと。</li> <li>2. 北区及び西淀川区は、サービス要求水準に達していない場合、書面により、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果報告を受けること。</li> <li>3. 東成区は、サービス要求水準に達していない場合、書面により、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果報告を受けた際は、決裁権者による確認を行うこと。</li> <li>4. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 今回の指摘を受け、31年度に向け平成31年3月7日に受託事業者と協議を行い、サービス水準の見直しや変更が必要かどうか検討を行った。</li> <li>2. 業務仕様書によると、サービス要求水準に達しない場合は、「本市は受注者に対し必要な改善を勧告できる・・・」としていることから、勧告するまでには至っていなかったが、平成30年度第3四半期分がサービス要求水準に達していなかったため、平成31年2月27日に勧告を実施し、同3月7日に改善措置の報告を受けた。</li> <li>4. 令和元年8月20日に区役所住民情報事務所管課長会を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図った。</li> </ol> | 措置済  | 令和元年8月20日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第1号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所の人員マネジメント等

所管所属：西淀川区役所

通知を受けた日：令和元年10月7日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|--|------|-----------|
| 4(2)  | <p>地域支援業務に係る市内出張の記録について改善を求めたもの<br/>【北区及び西淀川区に対して】<br/>平成29年度に市民協働課等に所属する本市職員が出席した地域活動協議会関連の会議に係る出張状況を確認したところ、北区及び西淀川区において、地域での会議に出席するために出張を行っているものの市内出張命令が確認できないものがあった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 2区は、いかなる業務においても、出張する際には勤務情報システムにより出張を命令するなど、適正な手続を行うこと。<br/>2. 2区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> | <p>【1】<br/>・地域支援課を含む全課に対し、出張する際には勤務情報システムによる出張命令等、適正な手続を行うよう周知し取り扱いを開始するとともに、5月分について確認したところ適正な手続であることを確認した。</p> <p>【2】<br/>・区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図った。</p> | 措置済  | 令和1年6月18日 |



| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|---|------|-----------|
| 5     | <p>業務委託仕様書に定めた納入成果物の確認について改善を求めたもの【北区、西淀川区、東成区及び平野区に対して】<br/>4区の仕様書に基づく納入成果物の提出状況等を確認したところ、以下のような事実が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出された納入成果物は、区役所の管理監督者による決裁・供覧等がなされていなかった。</li> <li>・「業務マニュアル」について、業務ごとにどのような作業を行うのかなど具体的な作業・取扱方法などをわかりやすく記載したものを受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>・「要員育成報告書」について、業務に必要な研修等が行われているかを確認できる証跡を受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>・「月次報告」として報告すべき内容と規定された業務実績やサービス水準達成状況、業務確認事項管理票等のうち、受託事業者が業務確認事項管理票を提出していないにもかかわらず、区役所は提出を求めていなかった。また、月次定例会議等の議事録が作成されていなかった。</li> <li>・受託事業者が「年次報告」を提出していないにもかかわらず、区役所は提出を求めていなかった。</li> <li>・「年次報告」として報告すべき内容と規定されたもののうち、業務実績報告について、今年度の実績として月別の業務ごとの件数ではなく、全体の件数のみが記載されたものを受託事業者が提出しているにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>・「年次報告」における要員の育成状況報告について、要員育成状況のわかる証跡を受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> </ul> <p>業務・実施手順や手法、運営上の留意点等サービス水準の維持・向上に欠かせない定型的事項等が具体的かつ明確に記載された業務引継ぎ書ではなく、チェックリストのみを前期の受託事業者が提出しているにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 4区は、仕様書に基づき、受託事業者へ納入成果物の提出を求めること。また、西淀川区は、受託事業者との月次定例会議等を行った際は、議事録を作成すること。<br/>2. 4区は、受託事業者から納入成果物の提出を受けた際は、仕様書に基づき報告させるべき内容が記載されているか確認するとともに、仕様書の規定を満たしていない場合は、受託事業者に記載すべき内容を指示し、再提出させること。<br/>3. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> | <p>【1】<br/>・受託事業者に対して、仕様書に基づく適切な納入成果物の提出を求め、受託事業者から平成31年3月19日に提出された。<br/>なお、平成30年12月からは、納入成果物を受領した際には供覧を行っております。<br/>また、平成30年12月からは、月次定例会議の議事録を作成しております。</p> <p>【2】<br/>・受託事業者から納入成果物の提出を受けた際は、仕様書等に基づき報告させるべき内容が記載されているか確認するとともに、仕様書の規定を満たしていない場合は、受託事業者に記載すべき内容を指示し、再提出させることについて平成30年12月10日の定例会議において確認しました。</p> <p>【3】<br/>・令和元年8月20日に区役所住民情報事務所管課長会を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図りました。</p> | 措置済  | 令和元年8月20日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|---|------|-----------|
| 6     | <p>サービス水準の見直し等について改善を求めたもの<br/> 【北区、西淀川区、東成区及び平野区に対して】<br/> (サービス水準の見直し)<br/> ・年度途中で必要に応じて見直しを行ったり、月次定例会議でサービス水準達成状況報告及び課題の共有等を行ったりしているものの、4区において、年度末に、1年間の実績等を踏まえ、受託事業者との間で合意書の内容について協議等は行われていなかった。<br/> (サービス要求水準に達していない場合の勧告等)<br/> ・北区及び西淀川区において、サービス要求水準に達していないにもかかわらず、必要な改善の勧告を行っていなかった。<br/> ・必要な改善の勧告を行ったことを書面で確認することはできなかった。また、改善措置を講じた結果報告書について、係長級のみの承認となっており、決裁権者による確認が行われていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/> 1. 4区は、サービス水準について、重要性を認識し、仕様書に記載のとおり年度末に1年間の実績を踏まえ、次年度の設定項目やその達成度、測定方法等について受託事業者と協議を行い、必要に応じて見直し・変更を行うこと。<br/> 2. 北区及び西淀川区は、サービス要求水準に達していない場合、書面により、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果報告を受けすること。<br/> 3. 東成区は、サービス要求水準に達していない場合、書面により、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果報告を受けた際は、決裁権者による確認を行うこと。<br/> 4. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> | <p>【1】<br/> ・サービス水準について、重要性を認識し、仕様書に記載のとおり、1年間の実績を踏まえ、次年度の設定項目やその達成度、測定方法等について受託事業者と平成31年3月19日に協議を行いました。</p> <p>【2】<br/> ・四半期毎にサービス要求水準が達していない場合、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果について書面で報告を受けます。<br/> ・平成30年度第4四半期について、サービス要求水準に達していないため、令和元年5月31日に改善勧告を行いました。</p> <p>【4】<br/> ・令和元年8月20日に区役所住民情報事務所管課長会を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図りました。</p> | 措置済  | 令和元年8月20日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第1号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所の人員マネジメント等

所管所属：東成区役所

通知を受けた日：令和元年10月3日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|---|------|-----------|
| 5     | <p>業務委託仕様書に定めた納入成果物の確認について改善を求めたもの<br/>【北区、西淀川区、東成区及び平野区に対して】<br/>4区の仕様書に基づく納入成果物の提出状況等を確認したところ、以下のよう<br/>な事実が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提出された納入成果物は、区役所の管理監督者による決裁・供覧等がなされ<br/>ていなかった。</li> <li>「業務マニュアル」について、業務ごとにどのような作業を行うのかなど<br/>具体的な作業・取扱方法などをわかりやすく記載したものを受託事業者が提<br/>出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>「要員育成報告書」について、業務に必要な研修等が行われているかを確<br/>認できる証跡を受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はその<br/>まま受領していた。</li> <li>「月次報告」として報告すべき内容と規定された業務実績やサービス水準<br/>達成状況、業務確認事項管理票等のうち、受託事業者が業務確認事項管理票<br/>を提出していないにもかかわらず、区役所は提出を求めていなかった。ま<br/>た、月次定例会議等の議事録が作成されていなかった。</li> <li>受託事業者が「年次報告」を提出していないにもかかわらず、区役所は提<br/>出を求めていなかった。</li> <li>「年次報告」として報告すべき内容と規定されたもののうち、業務実績報<br/>告について、今年度の実績として月別の業務ごとの件数ではなく、全体の件<br/>数のみが記載されたものを受託事業者が提出しているにもかかわらず、区役<br/>所はそのまま受領していた。</li> <li>「年次報告」における要員の育成状況報告について、要員育成状況のわか<br/>る証跡を受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領<br/>していた。</li> </ul> <p>業務・実施手順や手法、運営上の留意点等サービス水準の維持・向上に欠か<br/>せない定型的事項等が具体的かつ明確に記載された業務引継ぎ書ではなく、<br/>チェックリストのみを前期の受託事業者が提出しているにもかかわらず、区<br/>役所はそのまま受領していた。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 4区は、仕様書に基づき、受託事業者へ納入成果物の提出を求めること。<br/>また、西淀川区は、受託事業者との月次定例会議等を行った際は、議事録を<br/>作成すること。<br/>2. 4区は、受託事業者から納入成果物の提出を受けた際は、仕様書に基づき<br/>報告させるべき内容が記載されているか確認するとともに、仕様書の規定を<br/>満たしていない場合は、受託事業者に記載すべき内容を指示し、再提出させ<br/>ること。<br/>3. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていな<br/>い区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> | <p>【1】<br/>・年次報告について、月次の定例会の中で年間の振り返りを行って<br/>いたものの、成果物としての年次報告書の提出を求めていなかった<br/>為、今年度分の年次報告に向け、受託業者に報告書の作成の指示を<br/>行い、平成31年4月23日に提出された。</p> <p>【2】<br/>・納入成果物の提出を受けた際は、仕様書等に基づき報告させるべ<br/>き内容が記載されているか確認するとともに、内容につき不十分な<br/>場合、記載すべき内容を指示し再提出させることについて、平成31<br/>年1月17日の定例会において確認した。</p> <p>【3】<br/>・令和元年8月20日に区役所住民情報事務所管課長会を通じて上記の<br/>内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が<br/>生じないように情報連携を図りました。</p> | 措置済  | 令和元年8月20日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|--|------|-----------|
| 6     | <p>サービス水準の見直し等について改善を求めたもの<br/> 【北区、西淀川区、東成区及び平野区に対して】<br/> (サービス水準の見直し)<br/> ・年度途中で必要に応じて見直しを行ったり、月次定例会議でサービス水準達成状況報告及び課題の共有等を行ったりしているものの、4区において、年度末に、1年間の実績等を踏まえ、受託事業者との間で合意書の内容について協議等は行われていなかった。<br/> (サービス要求水準に達していない場合の勧告等)<br/> ・北区及び西淀川区において、サービス要求水準に達していないにもかかわらず、必要な改善の勧告を行っていなかった。<br/> ・必要な改善の勧告を行ったことを書面で確認することはできなかった。また、改善措置を講じた結果報告書について、係長級のみの承認となっており、決裁権者による確認が行われていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/> 1. 4区は、サービス水準について、重要性を認識し、仕様書に記載のとおり年度末に1年間の実績を踏まえ、次年度の設定項目やその達成度、測定方法等について受託事業者と協議を行い、必要に応じて見直し・変更を行うこと。<br/> 2. 北区及び西淀川区は、サービス要求水準に達していない場合、書面により、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果報告を受けること。<br/> 3. 東成区は、サービス要求水準に達していない場合、書面により、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果報告を受けた際は、決裁権者による確認を行うこと。<br/> 4. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> | <p>【1】<br/> ・サービス水準の重要性を十分に認識し、業務を遂行しているところであるが、一方で、サービス水準の見直しについては、仕様書において、年度ごとに必要に応じて見直しを検討するべきものとされている。これに沿って、1年間の実績を踏まえ、令和元年6月1日にサービス水準（標準処理時間）の見直しを行いました。</p> <p>【3】<br/> ・サービス水準が達成されていない場合の対応については、仕様書のとおり勧告を行い、受託業者から書面による報告を提出させたところであるが、今後は、勧告を行ったことをより明確に行う観点から、サービス水準に達していないことが起これば、書面により勧告を行い、改善措置などの報告を受け、決裁権者の確認を行うこととする。<br/> なお、決裁権者までの確認が出来ていなかったものにつき、事後ではあるが平成30年12月20日に確認を行った。</p> <p>【4】<br/> ・令和元年8月20日に区役所住民情報事務所管課長会を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図りました。</p> | 措置済  | 令和元年8月20日 |

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第1号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所の人員マネジメント等

所管所属：平野区役所

通知を受けた日：令和元年9月30日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|---|------|-----------|
| 5     | <p>業務委託仕様書に定めた納入成果物の確認について改善を求めたもの【北区、西淀川区、東成区及び平野区に対して】</p> <p>4区の仕様書に基づく納入成果物の提出状況等を確認したところ、以下のよう事実が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>提出された納入成果物は、区役所の管理監督者による決裁・供覧等がなされていない。</li> <li>「業務マニュアル」について、業務ごとにどのような作業を行うのかなど具体的な作業・取扱方法などをわかりやすく記載したものを受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>「要員育成報告書」について、業務に必要な研修等が行われているかを確認できる証跡を受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>「月次報告」として報告すべき内容と規定された業務実績やサービス水準達成状況、業務確認事項管理票等のうち、受託事業者が業務確認事項管理票を提出していないにもかかわらず、区役所は提出を求めていなかった。また、月次定例会議等の議事録が作成されていない。</li> <li>受託事業者が「年次報告」を提出していないにもかかわらず、区役所は提出を求めていなかった。</li> <li>「年次報告」として報告すべき内容と規定されたもののうち、業務実績報告について、今年度の実績として月別の業務ごとの件数ではなく、全体の件数のみが記載されたものを受託事業者が提出しているにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> <li>「年次報告」における要員の育成状況報告について、要員育成状況のわかる証跡を受託事業者が提出していないにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</li> </ul> <p>業務・実施手順や手法、運営上の留意点等サービス水準の維持・向上に欠かせない定型的事項等が具体的かつ明確に記載された業務引継ぎ書ではなく、チェックリストのみを前期の受託事業者が提出しているにもかかわらず、区役所はそのまま受領していた。</p> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4区は、仕様書に基づき、受託事業者へ納入成果物の提出を求めること。また、西淀川区は、受託事業者との月次定例会議等を行った際は、議事録を作成すること。</li> <li>4区は、受託事業者から納入成果物の提出を受けた際は、仕様書に基づき報告させるべき内容が記載されているか確認するとともに、仕様書の規定を満たしていない場合は、受託事業者に記載すべき内容を指示し、再提出させること。</li> <li>4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</li> </ol> | <p>1・2.改善勧告にある「納入成果物の提出を求めること」について、平野区では月次報告書により内容確認していたが、要員計画にかかる実施内容（研修方法や参加人数等）の記録についても書面で報告するよう受託事業者へ提出を求め、平成31年3月31日に受託事業者から納入成果物の提出を受け、内容について仕様書の規定を満たしていることを確認しました。</p> <p>3.令和元年8月20日に区役所住民情報事務所管課長会を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図りました。</p> | 措置済  | 令和元年8月20日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|--|------|-----------|
| 6     | <p>サービス水準の見直し等について改善を求めたもの<br/> 【北区、西淀川区、東成区及び平野区に対して】<br/> (サービス水準の見直し)<br/> ・年度途中で必要に応じて見直しを行ったり、月次定例会議でサービス水準達成状況報告及び課題の共有等を行ったりしているものの、4区において、年度末に、1年間の実績等を踏まえ、受託事業者との間で合意書の内容について協議等は行われていなかった。<br/> (サービス要求水準に達していない場合の勧告等)<br/> ・北区及び西淀川区において、サービス要求水準に達していないにもかかわらず、必要な改善の勧告を行っていなかった。<br/> ・必要な改善の勧告を行ったことを書面で確認することはできなかった。また、改善措置を講じた結果報告書について、係長級のみ承認となっており、決裁権者による確認が行われていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/> 1. 4区は、サービス水準について、重要性を認識し、仕様書に記載のとおり年度末に1年間の実績を踏まえ、次年度の設定項目やその達成度、測定方法等について受託事業者と協議を行い、必要に応じて見直し・変更を行うこと。<br/> 2. 北区及び西淀川区は、サービス要求水準に達していない場合、書面により、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果報告を受けること。<br/> 3. 東成区は、サービス要求水準に達していない場合、書面により、受託事業者に対して必要な改善を勧告し、改善措置の結果報告を受けた際は、決裁権者による確認を行うこと。<br/> 4. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> | <p>1. サービス水準について、仕様書に基づき、平成30年度の年次報告の提出を受けて平成31年4月26日に受託事業者と協議を行い、サービス水準の見直し・変更を行いました。</p> <p>4. 令和元年8月20日に区役所住民情報事務所管課長会を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図りました。</p> | 措置済  | 令和元年8月20日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第2号

監査の対象：平成30年度定期監査等 防災訓練に関する事務

所管所属：北区

通知を受けた日：令和元年7月25日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 2     | <p>津波避難施設（津波避難ビル）の確保等について改善を求めたもの【危機管理室、北区、此花区、大正区及び淀川区に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北区、此花区、大正区及び淀川区においては、区全体の津波避難ビルの充足率はいずれも100%を超えているものの、区内の地域ごとに見ると充足率を満たさず偏在が発生している状況が見受けられた。</li> <li>・各区における津波避難ビルにおける看板又はステッカー等の掲示状況を確認したところ、いずれの区においても、看板又はステッカー等の掲示を行っていない施設、剥がれかけている施設、稼働時間（時間指定）の掲示がない施設が見受けられた。</li> <li>・また、津波避難ビルの所有者と締結している協定書においては看板又はステッカー等の掲示は義務化されていないことに加え、現地での確認によれば看板又はステッカー等については視認性が良好とはいえない状況であった。</li> <li>・一方、区によると、津波避難ビルの所有者にとっては、地域住民等の避難については一定理解しているものの、看板又はステッカー等の掲示による関係者以外の建物への不法侵入について懸念を持っている所有者も見受けられることから、ステッカー等の掲示について強制することができないとのことであった。</li> </ul> <p>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北区、此花区、大正区及び淀川区は、津波避難ビルの確保について地域偏在が発生している状況を踏まえ、より一層周知や働きかけを行うなど津波避難ビルの確保に努めること。</li> <li>2. 北区、此花区、大正区及び淀川区は、津波避難ビルにおける看板又はステッカー等の掲示について定期的な確認を行うこと等により、徹底すること。</li> <li>3. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</li> <li>4. 危機管理室は、津波避難ビルにおける看板又はステッカー等の視認性の改善及び協定書の記載内容について検討し、実践すること。また、津波避難ビル所有者側の協力が得られるよう、方策等について検討すること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 令和元年6月15日付けで、新たに区内の分譲マンションが津波避難ビルに指定された。今後、マンションコミュニティ支援事業を通じて、分譲マンションへも働き掛けを強化する体制が整い、また市と包括連携協定を締結する予定となっている郵便局（区内の33郵便局）が協力していただけることとなり、区内の民間企業と関わりが多い地元の郵便局の協力を得ながら津波避難ビルの確保に努める体制を確立することができた。</li> <li>2. 津波避難ビルステッカーについては、6月20日までに一旦掲示がされているかは確認済み。今後は、青色防犯パトロールを活用する等、定期的な確認を行うこととし、半年に1回程度は、津波避難ビルステッカーの掲示を定期的に確認することを取り決めた。</li> <li>3. 制度所管所属や区長会議等を通じて、監査対象となっていない区との情報連携を図る。</li> </ol> | 措置済  | 令和元年6月15日 |
|       |  |   | 措置済  | 令和元年6月20日 |
|       |  |   | 措置済  | 令和元年7月12日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|---|------|-----------|
| 4(1)  | <p>直近参集者への研修及び訓練の実施について<br/>直近参集者の実参集人員を踏まえた防災訓練について改善を求めたもの</p> <p>【北区、此花区、大正区、天王寺区、淀川区及び生野区に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回監査を実施した6区の平成30年6月18日に起こった大阪府北部地震における直近参集者の参集状況を確認したところ、参集率については42.1%から69.2%であった。</li> <li>・区の説明によると、通勤途上に発災した場合の参集先が定められていないため自所属に出勤した職員が多数いたことが参集状況が悪くなっている主な原因とのことであるが、危機管理室において算出している各区の直近参集者数については、職員の参集率を60.0%と想定して算出しており、6区中5区については60.0%を満たしていない状況であった。</li> <li>・また、直近参集者が担うべき災害対策本部の設置業務等の優先順位については災害応急対策にかかる職員マニュアル等により定めているものの、直近参集者が少ない場合を想定した訓練等は実施されていなかった。</li> </ul> <p>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各区は、大阪府北部地震における参集率を踏まえ、直近参集者が少ない想定のもと優先順位に基づく効果的な訓練についても検討すること。</li> <li>2. 各区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当区で作成しているマニュアルでは、「区役所に参集した順に2人1組で庁舎の安全点検を行い、安全が確認でき次第、区役所地域課執務室で情報収集や無線通信等の対応を行い、十分な要員（15人程度）が参集すれば、会議室に区本部を設置する」と定めている。例年、マニュアルに沿い、直近参集職員が少ないことも考慮した訓練を実施している。今後も引き続き、この手法で訓練を行う。</li> <li>2. 制度所管所属や区長会議等を通じて、監査対象となっていない区との情報連携を図る。</li> </ol> | 措置済  | 令和元年6月3日  |
|       |  |   | 措置済  | 令和元年7月12日 |



| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                  | 措置日                               |
|-------|--|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 4(2)  | <p>直近参集者への新任者向け研修時期について改善を求めたもの<br/>【危機管理室、北区、大正区、天王寺区、淀川区及び生野区に対し<br/>て】</p> <p>各区においては、危機管理室からの通知に基づき、迅速に研修を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各区における平成28～30年度における直近参集者研修が実施された時期について確認したところ、北区、大正区、天王寺区、淀川区及び生野区の5区においては、可能な限り早期に開催するという危機管理室からの通知が遵守されていない状況であった。</li> <li>・また、人事異動により直近参集者については毎年度変更となることを踏まえると、特に新規に指定された職員に対しては市の防災対策上早期に研修を実施する必要があるにもかかわらず、6区のうち5区については、危機管理室の通知から約5か月後に直近参集者研修を実施していた。</li> <li>・下記の実施時期については、1月17日に実施する大阪市震災総合訓練の事前説明会と併せて直近参集者研修を実施することが直近参集者の負担も少なく効率的と考え、12月又は1月に実施していたことである。</li> <li>・また、危機管理室においても各区が可能な限り早期に開催しているかどうかについて確認が行われていない状況であった。<br/>したがって、以下のとおり勧告する。</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北区、大正区、天王寺区、淀川区及び生野区は、平成31年度以降、可能な限り早期に直近参集者研修の実施に努めること。</li> <li>2. 5区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</li> <li>3. 危機管理室は、各区に対して明確な指示を行うとともに、各区の開催状況を把握し、必要に応じて指導すること。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 6月14日付けで直近参集職員が通知されたことに伴い、6月21日付で、研修資料を送付するとともに、習熟度確認のためのアンケートを実施し、期限までの提出を求めた。</li> <li>2. 制度所管所属や区長会議等を通じて、監査対象となっていない区との情報連携を図る。</li> </ol> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>令和元年6月21日</p> <p>令和元年7月12日</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第2号

監査の対象：平成30年度定期監査等 防災訓練に関する事務

所管所属：此花区役所

通知を受けた日：令和元年7月31日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類                             | 措置日   |
|-------|---|---|----------------------------------|---|
| 2     | <p>津波避難施設（津波避難ビル）の確保等について改善を求めたもの【危機管理室、北区、此花区、大正区及び淀川区に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北区、此花区、大正区及び淀川区においては、区全体の津波避難ビルの充足率はいずれも100%を超えているものの、区内の地域ごとに見ると充足率を満たさず偏在が発生している状況が見受けられた。</li> <li>・各区における津波避難ビルにおける看板又はステッカー等の掲示状況を確認したところ、いずれの区においても、看板又はステッカー等の掲示を行っていない施設、剥がれかけている施設、稼働時間（時間指定）の掲示がない施設が見受けられた。</li> <li>・また、津波避難ビルの所有者と締結している協定書においては看板又はステッカー等の掲示は義務化されていないことに加え、現地での確認によれば看板又はステッカー等については視認性が良好とはいえない状況であった。</li> <li>・一方、区によると、津波避難ビルの所有者にとっては、地域住民等の避難については一定理解しているものの、看板又はステッカー等の掲示による関係者以外の建物への不法侵入について懸念を持っている所有者も見受けられることから、ステッカー等の掲示について強制することができないとのことであった。</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 北区、此花区、大正区及び淀川区は、津波避難ビルの確保について地域偏在が発生している状況を踏まえ、より一層周知や働きかけを行うなど津波避難ビルの確保に努めること。</li> <li>2. 北区、此花区、大正区及び淀川区は、津波避難ビルにおける看板又はステッカー等の掲示について定期的な確認を行うこと等により、徹底すること。</li> <li>3. 4区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</li> <li>4. 危機管理室は、津波避難ビルにおける看板又はステッカー等の視認性の改善及び協定書の記載内容について検討し、実践すること。また、津波避難ビル所有者側の協力が得られるよう、方策等について検討すること。</li> </ol> | <p>【1】当区においては津波避難施設の要件を満たす建物が少ない現状の中、新築物件や建築計画などの情報を収集しながら、津波避難ビルを確保した。今後は建物のみならず、実際に区民が迅速に避難できる場所（高台や高架国道等）を「津波避難場所」として指定を検討するなど、引き続き津波避難施設の確保に努めていく。</p> <p>【2】実査での口頭指摘を受けて、区内すべての津波避難ビルの現状を把握し、マークの掲示に不備があるところについては、文書にて施設管理者あて、随時調整を進めている。また、避難可能時間についても追記を完了した。今後も定期的に現状把握に努めていく。</p> <p>【3】区長会議等を通じて内容を共有し、監査対象となっていない区との情報連携を図る。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成31年3月31日以降毎年（随時実施）</p> <p>平成31年3月31日</p> <p>令和元年7月12日実施。以降毎年随時実施</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類                  | 措置日   |
|-------|---|---|-----------------------|---|
| 4(1)  | <p>直近参集者への研修及び訓練の実施について<br/>直近参集者の実参集人員を踏まえた防災訓練について改善を求めたもの</p> <p>【北区、此花区、大正区、天王寺区、淀川区及び生野区に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回監査を実施した6区の平成30年6月18日に起こった大阪府北部地震における直近参集者の参集状況を確認したところ、参集率については42.1%から69.2%であった。</li> <li>・区の説明によると、通勤途上に発災した場合の参集先が定められていないため自所属に出勤した職員が多数いたことが参集状況が悪くなっている主な原因とのことであるが、危機管理室において算出している各区の直近参集者数については、職員の参集率を60.0%と想定して算出しており、6区中5区については60.0%を満たしていない状況であった。</li> <li>・また、直近参集者が担うべき災害対策本部の設置業務等の優先順位については災害応急対策にかかる職員マニュアル等により定めているものの、直近参集者が少ない場合を想定した訓練等は実施されていなかった。</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各区は、大阪府北部地震における参集率を踏まえ、直近参集者が少ない想定のもと優先順位に基づく効果的な訓練についても検討すること。</li> <li>2. 各区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</li> </ol> | <p>【1】 当区においては、震災総合訓練における直近参集者への効果的な訓練として、到着想定順の「指令カード」を作成のうえ直近参集者に割当て、初期初動に不可欠な区災害対策本部の設置運営を担わせるなど、発災時に直近参集者が迅速な災害応急対策を行なえるように訓練を実施済。また、「指令カード」の機能としては、実災害の際に直近参集者の出勤が少ない場合でも、「指令カード」の順番通りに対応を進めていけば区災害対策本部を立ち上げることができ、時間の経過とともに緊急区本部員や防災担当の出勤も見込まれることから初期初動対策については対応できるものと考えている。引き続き効果的な訓練体系を構築していく。</p> <p>2. 区長会議等を通じて内容を共有し、監査対象となっていない区との情報連携を図る。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成31年1月17日</p> <p>令和元年7月12日実施。以降毎年随時実施</p> |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                  | 措置日   |
|-------|---|--|-----------------------|---|
| 6     | <p>地区防災計画の策定に対する適切な支援の実施について改善を求めたもの</p> <p>【北区、此花区及び大正区に対して】<br/>危機管理室が策定している大阪市地域防災アクションプランでは、地区防災計画の策定支援として、本市と連携した防災力の向上のため、一定地区内における自発的な防災活動計画を作成する市民及び事業者の支援に努めることとしている。<br/>具体的な目標として、全地域における地区防災計画の策定を掲げており、平成27～29年度を集中取組期間とし、平成36年度を最終目標年度としている。<br/>したがって、災害はいつ何時発生するかわからず、地域防災活動の根幹となる地区防災計画は、可能な限り速やかに作成する必要があるが、各区における地区防災計画の作成状況を確認したところ、24区中8区については地区防災計画の策定状況に遅延が認められた。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 北区、此花区及び大正区は、計画的に地区防災計画が策定されるよう地域に対して適切な支援を行い、進捗を管理すること。<br/>2. 3区は、区長会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> | <p>【此花区】<br/>【1】地区防災計画については、その理念を具体化するツールとして、これまで各地域避難マップ（平成23～25年に作成）、此花区津波避難マップ（毎年更新）、市民防災マニュアル、水害ハザードマップ、非常持ち出し品・家具の固定リーフレット等の相補関係的なツールを総称して、地区防災計画と位置付けている。<br/>作成後数年経過している地域ごとの避難マップは、昨年末にアップデート作業を各地域に勧奨し、今年度の津波避難訓練に向けて実施するワークショップの中で作業を進めていくところである。</p> <p>【2】区長会議等を通じて内容を共有し、監査対象となっていない区との情報連携を図る。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成30年3月31日</p> <p>令和元年7月12日実施。以降毎年随時実施</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第2号

監査の対象：平成30年度定期監査等 防災訓練に関する事務

所管所属：危機管理室

通知を受けた日：令和元年7月22日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日      |
|-------|---|--|------|----------|
| 5     | <p>大阪府北部地震の震災総合訓練への反映状況の分析評価について改善を求めたもの（情報通信技術等の活用）<br/>【危機管理室に対して】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年1月17日実施の震災総合訓練では、特にツイッター等を活用した積極的な市民への情報発信訓練の実施及びskype web会議中継による市災害対策本部会議訓練の傍聴が新しい取組として各区で行われていた。</li> <li>しかし、危機管理室では、震災総合訓練の報告として、「訓練参加者アンケート」、「訓練評価表」、「震災総合訓練実施結果」の提出を区に求めているものの、いずれにも新たに実施したツイッターの活用状況やskype web会議中継の実施結果の課題等に関する質問内容等は含まれていなかった。</li> <li>また、監査時点において震災総合訓練における情報通信技術等の活用状況に関する課題や対応策等について各区に照会等は行われていなかった。</li> <li>区においては、SNSの送信文例など送信マニュアルが必要であることや参集者が誰でもSNSで情報発信できるように習熟が必要といった意見も監査時点において上がっていた。</li> </ul> <p>したがって、以下のとおり勧告する。</p> <p>[改善勧告]<br/>危機管理室は、大阪府北部地震を受け今回の震災総合訓練で取り入れた新たな取組であるツイッター等を活用した市民への情報発信訓練の実施及びskype web会議中継による市災害対策本部会議訓練の傍聴など情報通信技術等を活用した訓練の結果について総括を行うこと。</p> | <p>・指摘を踏まえ、改めてアンケートを実施し、この結果をもとに情報通信技術等を活用した訓練について総括を行った。<br/>これらの結果を踏まえて、今年度の防災訓練に活かしていく。</p> | 措置済  | 令和元年6月下旬 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第3号

監査の対象：平成30年度定期監査等 外国人旅行者への対応のうち、災害対策に関する事務

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和元年7月18日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|--|------|------------|
| 2     | <p>災害発生時の事業者の役割について周知するよう求めたもの<br/> 【危機管理室及び経済戦略局に対して】<br/> 経済戦略局所管の施設のうち、外国人を含む旅行者が訪れる可能性があると思定される10施設について、帰宅困難者の発生による事故等の防止に向けた一時滞在スペースの確保やその他の対策の実施状況について確認したところ、消防計画上で自衛消防組織が応急救護所を設置する等と定めているとしている施設が2施設、スペースの都合等から災害時避難所や広域避難場所等へ誘導するとしている施設が5施設となっている中、対応を検討していない施設が3施設となっていた。<br/> 大阪市防災・減災条例（以下「防災減災条例」という。）の趣旨からすると、発災後に施設の安全性を確認した上で、施設内又は施設周辺で、施設管理者の管理の行き届く範囲に利用者を留めるよう努められているが、3施設は帰宅困難者に対する対応を検討しておらず、また、災害時避難所等に誘導するとしているが、災害時避難所は、地域で被災した区民が長期間滞在するとの認識で、観光客の受入れを想定していない区もあり、事業者と区役所で認識の相違が生じている状況があった。<br/> また、本市の所有施設であっても条例の趣旨が浸透していない現状を考慮すれば、本市所有の他の集客施設や本市内の民間集客施設においても、その趣旨が浸透していないことが推察される。</p> <p>[改善勧告]<br/> 1. 経済戦略局は、局所有の集客施設の所管部署と協議して、施設管理者が防災減災条例の考え方を踏まえて、利用者に対して必要な支援を行うように周知すること。<br/> 2. 危機管理室は、経済戦略局の施設での周知や認識を踏まえて、本市所有の集客施設や民間集客施設の施設管理者に対しても、防災減災条例の考え方の啓発を行うこと。</p> | <p>1. 局所有の集客施設の施設管理者が、利用者に対して、一斉帰宅の抑制とともに、安全に移動するために必要な支援を行えるよう、施設を所管する部署に対し、大阪市防災・減災条例の考え方や、支援フローの趣旨に沿った避難誘導等の考え方を周知した。</p> | 措置済  | 平成31年4月22日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第4号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所における会計管理事務

所管所属：都島区

通知を受けた日：令和元年6月21日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日      |
|-------|---|--|------|----------|
| 1(1)  | <p>区会計管理者による調査について<br/>調査の実施について改善を求めたもの<br/>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区における平成29年度及び平成30年度の区会計管理者が実施した調査を確認したところ、金庫・現金等調査については、年4回以上実施するよう会計室がサポートしているが、都島区では2回の実施であった。<br/>金庫・現金等調査以外の調査については、都島区、鶴見区において実施していなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 会計室は、各区会計管理者が実施する調査について実態を把握・分析し、各区会計管理者に対し必要な指導を行うとともに、調査回数等を明文化し、実践させること。<br/>2. 都島区及び鶴見区の区会計管理者は、区会計管理者による金庫・現金等調査以外の調査について、他区の実施状況を把握の上、適時に実施すること。<br/>3. 会計室は、区会計管理者会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。<br/>4. 会計室は、区会計管理者による調査の実施状況を適時適切にモニタリングし、基本的な事項に対しては実施の義務化を検討するなど、必要な監理を行うこと。</p> | <p>【2】<br/>金庫・現金等調査以外の調査について、会計室から出された平成31年3月29日付け「大阪市会計規則第112条の4の規定に基づく区会計管理者による調査の調査方法等について（通知）」において示された調査を実施した。</p> | 措置済  | 令和元年6月7日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類       | 措置日                    |
|-------|--|---|------------|------------------------|
| 1(2)  | <p>調査結果の通知や措置状況等について改善を求めたもの<br/>東淀川区、鶴見区では、金庫・現金等調査で検出した指摘事項について、内容や措置状況が記録されておらず、都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区で再発防止策を作成していなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 会計室は、各区会計管理者が実施する調査について、具体的な調査方法や結果の通知、措置の取扱い等を標準化し、区会計管理者に対して明示すること。<br/>2. 4区の区会計管理者は、上記1の標準化された調査を実施すること。<br/>3. 会計室は、区会計管理者会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。<br/>4. 会計室は、区会計管理者による調査について、適時適切にモニタリングを実施し、調査状況を確認すること。</p>   | <p>【2】<br/>標準化された調査について、会計室から出された平成31年3月29日付け「大阪市会計規則第112条の4の規定に基づく区会計管理者による調査の調査方法等について（通知）」において示された調査を実施した。</p> | 措置済        | 令和元年6月11日              |
| 2(1)  | <p>支出命令情報の審査について<br/>支出命令情報の審査に係る差戻内容等の把握について改善を求めたもの<br/>区会計管理者が差戻した支出命令情報の件数及び内容の把握状況を区会計管理者に確認したところ、東淀川区、東住吉区では件数を記録していなかった。都島区、東淀川区、東住吉区では、その内容を記録しておらず、再発防止に向けた情報共有を行っていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 都島区、東淀川区及び東住吉区の区会計管理者は、審査により差戻した支出命令情報について、その件数及び内容を把握・分析すること。<br/>2. 都島区、東淀川区及び東住吉区の区会計管理者は、上記1について、区役所全体に情報共有し、再発防止に努めること。<br/>3. 会計室は、区会計管理者会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。<br/>4. 会計室は、区会計管理者の審査により差戻された支出命令情報について、把握・分析し、会計管理者及び区会計管理者の審査による差戻しの削減に努めること。</p> | <p>【1】<br/>審査により差戻した支出命令情報の件数及び内容の把握・分析を行った。<br/>【2】<br/>上記1の情報共有等について、会計通信等で区役所内全体に情報共有し、再発防止に努めた。</p>           | 措置済<br>措置済 | 平成31年4月1日<br>令和元年6月13日 |



| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等                                     | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|---|------|------------|
| 3     | <p>グループ会議の議事要旨等の記録について改善を求めたもの<br/>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区の所属するグループ会議について、議事要旨等の作成状況を確認したところ、北グループ（都島区・東淀川区）、東グループ（鶴見区）では、議事要旨等を作成していなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 会計室は、区会計管理者に対し、各グループ会議の議事要旨を適時適切に作成するよう指導すること。<br/>2. 区会計管理者は、各グループにおいて、グループ会議の議事要旨を作成し、必要に応じて各区職員や他のグループへ情報共有し、より一層会計事務の適正化を図ること。</p>   | <p>【2】<br/>グループ会議の議事要旨を作成し、業務支援チームサイトに掲載した。</p> | 措置済  | 平成31年3月28日 |
| 4     | <p>公金安全保管マニュアルの遵守及び改善を求めたもの<br/>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区における金庫・現金等調査の状況を確認したところ、都島区では保健福祉課（運営）の金庫において、現在保管していないタクシー券の記載が自主点検表に残っていた。<br/>鶴見区では、保健福祉課（子育て支援・保健）の据置金庫において、公金保管マニュアルで定められている保管チェックリストは作成されていなかった。保健福祉課（高齢者支援）の据置金庫には、遺留品である通帳2冊と印鑑が同じ封筒に保管されていた。<br/>東住吉区では、保険年金担当の金庫の鍵が壊れており同金庫内の保管金品等は管理担当の金庫に移されていたが、管理担当の自主点検表には記載していなかった。（金庫・現金等調査は平成30年12月及び平成31年3月に行われているが、上記の不備のあった期間が平成31年2月5日から12日であったため、金庫・現金等調査において発見できる内容ではなかった。）</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 都島区は、自主点検表に基づいたチェックを行う際に、現物と自主点検表を照合するなど点検内容を正確に記入し、適切に行うこと。<br/>2. 鶴見区は、保管チェックリストを作成し、保管内容の把握を行うこと。また、遺留品であっても、通帳と印鑑は、別の場所で保管すること。<br/>3. 東住吉区は、金庫が壊れ、別の金庫で金品を保管する場合であっても、その実態が把握できるよう、保管チェックリストに適切に記録すること。<br/>4. 会計室は、公金安全保管マニュアルについて、各所属が当該マニュアルを遵守し、公金保管事務を行っているかをモニタリングし、実態を踏まえ、各所属が理解した上で当該事務を行うことができるよう必要に応じて改訂すること。</p> | <p>【1】<br/>現物と自主点検票の照合を行った。</p>                 | 措置済  | 平成31年3月7日  |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                  | 措置日                               |
|-------|---|--|-----------------------|-----------------------------------|
| 5     | <p>物品の管理について改善を求めたもの</p> <p>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区において、備品登録が必要な物品が備品台帳に登録されているか確認したところ、都島区では地下会議室ラテラル、1階入口ガラスケースについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>東淀川区では、総合案内カウンター、フロアマネージャー用カウンター、総務課応接セットについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。平成29年度の物品現在高調査において、廃棄登録を行った備品のうち3件が存在しており、再登録しなければならない状況であった。</p> <p>鶴見区では、1階窓口カウンターについて、同種カウンター2台のうち1台を廃棄した際、存在する方を誤って廃棄処理を行っていた。</p> <p>東住吉区では、据置金庫、カウンターについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 4区は、備品登録されていない物品について、登録が必要である物品かどうかを明確にし適切に管理を行うこと。</p> <p>2. 4区の区会計管理者等は、調査に当たっては、備品登録がされていない備品がないかを含め、確認を行い、適切に実施すること。</p> <p>3. 会計室は、各区において登録漏れしている物品（購入予定金額が不明な場合を含む。）について登録させるよう、周知徹底すること。</p> | <p>【1】<br/>地下会議室ラテラルは、5万円未満の物品で備品登録されていない。<br/>1階入口ガラスケースは、備品登録を行った。</p> <p>【2】<br/>区会計管理者等は、区出納員あるいは、区物品取扱者とともに、備品の登録が適切に行われていることを確認した。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成31年3月5日</p> <p>令和元年5月31日</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第4号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所における会計管理事務

所管所属：東淀川区

通知を受けた日：令和元年6月21日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|---|------|------------|
| 3     | <p>グループ会議の議事要旨等の記録について改善を求めたもの<br/>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区の所属するグループ会議について、議事要旨等の作成状況を確認したところ、北グループ（都島区・東淀川区）、東グループ（鶴見区）では、議事要旨等を作成していなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 会計室は、区会計管理者に対し、各グループ会議の議事要旨を適時適切に作成するよう指導すること。<br/>2. 区会計管理者は、各グループにおいて、グループ会議の議事要旨を作成し、必要に応じて各区職員や他のグループへ情報共有し、より一層会計事務の適正化を図ること。</p> | <p>・平成31年3月以降、グループ会議の議事要旨を作成している。<br/>・各区会計管理者には、業務支援チームサイトにより情報共有し、区役所職員に対する共有すべき事案については会計通信等を活用し周知している。</p> | 措置済  | 平成31年4月24日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|---|------|-----------|
| 5     | <p>物品の管理について改善を求めたもの</p> <p>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区において、備品登録が必要な物品が備品台帳に登録されているか確認したところ、都島区では地下会議室ラテラル、1階入口ガラスケースについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>東淀川区では、総合案内カウンター、フロアマネージャー用カウンター、総務課応接セットについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。平成29年度の物品現在高調査において、廃棄登録を行った備品のうち3件が存在しており、再登録しなければならない状況であった。</p> <p>鶴見区では、1階窓口カウンターについて、同種カウンター2台のうち1台を廃棄した際、存在する方を誤って廃棄処理を行っていた。</p> <p>東住吉区では、据置金庫、カウンターについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 4区は、備品登録されていない物品について、登録が必要である物品かどうかを明確にし適切に管理を行うこと。</p> <p>2. 4区の区会計管理者等は、調査に当たっては、備品登録がされていない備品がないかを含め、確認を行い、適切に実施すること。</p> <p>3. 会計室は、各区において登録漏れしている物品（購入予定金額が不明な場合を含む。）について登録させるよう、周知徹底すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合案内カウンター、フロアマネージャー用カウンター、総務課応接セットについては、購入価格が不明な為、同等品の価格により備品登録を行った。</li> <li>・ 平成29年度の物品現在高調査において廃棄登録を行った備品のうち、実際には存在していた3件（記載台2台、保管庫1台）については再登録を行った。</li> <li>・ 3月に各担当の実務担当者を集めて実施した会計事務説明会で、改めて物品に係る事務について説明を行い、各担当においても確実に備品登録や廃棄の手続きが行われるよう周知した。</li> <li>・ 5月に会計室へ提出する物品現在高調査の完了報告において、各担当で調査した内容に不備がないか、また備品の登録もれ等がないか区会計管理者が確実に確認を行う。</li> </ul> | 措置済  | 令和元年5月31日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第4号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所における会計管理事務

所管所属：鶴見区役所

通知を受けた日：令和元年6月25日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|--|------|-----------|
| 1(1)  | <p>区会計管理者による調査について<br/>調査の実施について改善を求めたもの<br/>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区における平成29年度及び平成30年度の区会計管理者が実施した調査を確認したところ、金庫・現金等調査については、年4回以上実施するよう会計室がサポートしているが、都島区では2回の実施であった。<br/>金庫・現金等調査以外の調査については、都島区、鶴見区において実施していなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 会計室は、各区会計管理者が実施する調査について実態を把握・分析し、各区会計管理者に対し必要な指導を行うとともに、調査回数等を明文化し、実践させること。<br/>2. 都島区及び鶴見区の区会計管理者は、区会計管理者による金庫・現金等調査以外の調査について、他区の実施状況を把握の上、適時に実施すること。<br/>3. 会計室は、区会計管理者会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。<br/>4. 会計室は、区会計管理者による調査の実施状況を適時適切にモニタリングし、基本的な事項に対しては実施の義務化を検討するなど、必要な監理を行うこと。</p> | <p>2. 生活保護返還金、生活保護資金前渡金及び国保給付資金前渡金については金庫・現金等調査時に同時に調査を実施していたが、平成31年3月29日付け「大阪市会計規則第112条の4の規定に基づく区会計管理者による調査方法等について（通知）」に基づき会計室が統一した帳票により、金庫・現金調査と別日程で生活保護資金前渡金、生活保護返還金、国民健康保険資金前渡金の調査を実施した。</p> | 措置済  | 令和元年6月25日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|--|------|------------|
| 3     | <p>グループ会議の議事要旨等の記録について改善を求めたもの<br/>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区の所属するグループ会議について、議事要旨等の作成状況を確認したところ、北グループ（都島区・東淀川区）、東グループ（鶴見区）では、議事要旨等を作成していなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 会計室は、区会計管理者に対し、各グループ会議の議事要旨を適時適切に作成するよう指導すること。<br/>2. 区会計管理者は、各グループにおいて、グループ会議の議事要旨を作成し、必要に応じて各区職員や他のグループへ情報共有し、より一層会計事務の適正化を図ること。</p>   | <p>会計室が作成している区会計管理者グループ会議のモデル様式を用いて議事要旨を作成し、区会計管理者業務支援チームサイトに掲載した。また、今後必要に応じて同内容を各区職員や他のグループへ情報共有し、より一層会計事務の適正化を図る。</p>  | 措置済  | 平成31年4月24日 |
| 4     | <p>公金安全保管マニュアルの遵守及び改善を求めたもの<br/>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区における金庫・現金等調査の状況を確認したところ、都島区では保健福祉課（運営）の金庫において、現在保管していないタクシー券の記載が自主点検表に残っていた。<br/>鶴見区では、保健福祉課（子育て支援・保健）の据置金庫において、公金保管マニュアルで定められている保管チェックリストは作成されていなかった。保健福祉課（高齢者支援）の据置金庫には、遺留品である通帳2冊と印鑑が同じ封筒に保管されていた。<br/>東住吉区では、保険年金担当の金庫の鍵が壊れており同金庫内の保管金品等は管理担当の金庫に移されていたが、管理担当の自主点検表には記載していなかった。（金庫・現金等調査は平成30年12月及び平成31年3月に行われているが、上記の不備のあった期間が平成31年2月5日から12日であったため、金庫・現金等調査において発見できる内容ではなかった。）</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 都島区は、自主点検表に基づいたチェックを行う際に、現物と自主点検表を照合するなど点検内容を正確に記入し、適切に行うこと。<br/>2. 鶴見区は、保管チェックリストを作成し、保管内容の把握を行うこと。また、遺留品であっても、通帳と印鑑は、別の場所で保管すること。<br/>3. 東住吉区は、金庫が壊れ、別の金庫で金品を保管する場合であっても、その実態が把握できるよう、保管チェックリストに適切に記録すること。<br/>4. 会計室は、公金安全保管マニュアルについて、各所属が当該マニュアルを遵守し、公金保管事務を行っているかをモニタリングし、実態を踏まえ、各所属が理解した上で当該事務を行うことができるよう必要に応じて改訂すること。</p> | <p>2. 保健福祉課（子育て支援・保険）については「金庫室・据置金庫内保管及び引継ぎチェックリスト」が修正され、小口現金・切手類・被爆者用無料乗車券についても金庫管理責任者が金庫保管状況を日々把握できるように平成31年3月1日から改善されていることを確認した。<br/>保健福祉課（高齢者支援）については平成31年2月15日から、遺留品（通帳）と印鑑は別の場所で保管し、金庫に保管している金品等が「公金の安全保管に関する自主点検表」に適正に記載されていることを確認した。</p> | 措置済  | 平成31年3月1日  |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|--|------|-----------|
| 5     | <p>物品の管理について改善を求めたもの</p> <p>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区において、備品登録が必要な物品が備品台帳に登録されているか確認したところ、都島区では地下会議室ラテラル、1階入口ガラスケースについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>東淀川区では、総合案内カウンター、フロアマネージャー用カウンター、総務課応接セットについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。平成29年度の物品現在高調査において、廃棄登録を行った備品のうち3件が存在しており、再登録しなければならない状況であった。</p> <p>鶴見区では、1階窓口カウンターについて、同種カウンター2台のうち1台を廃棄した際、存在する方を誤って廃棄処理を行っていた。</p> <p>東住吉区では、据置金庫、カウンターについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 4区は、備品登録されていない物品について、登録が必要である物品かどうかを明確にし適切に管理を行うこと。</p> <p>2. 4区の区会計管理者等は、調査に当たっては、備品登録がされていない備品がないかを含め、確認を行い、適切に実施すること。</p> <p>3. 会計室は、各区において登録漏れしている物品（購入予定金額が不明な場合を含む。）について登録させるよう、周知徹底すること。</p> | <p>1. 同種同形のカウンターについては、廃棄すべき不要物の方を確実に廃棄していることを確認し、備品台帳と物品ラベルを一致させた。</p> <p>2. 物品現在高調査については、平成31年3月11日付け「所轄物品に係る物品現在高調査の実施及び完了報告について（依頼）」に基づき、備品登録がされていない備品がないかを含め、区出納員、物品取扱者ととも再点検を行った。</p> | 措置済  | 令和元年5月29日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第4号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所における会計管理事務

所管所属：東住吉区

通知を受けた日：令和元年8月28日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類                  | 措置日                              |
|-------|---|--|-----------------------|----------------------------------|
| 2(1)  | <p>支出命令情報の審査について<br/>支出命令情報の審査に係る差戻内容等の把握について改善を求めたもの</p> <p>区会計管理者が差戻した支出命令情報の件数及び内容の把握状況を区会計管理者に確認したところ、東淀川区、東住吉区では件数を記録していなかった。都島区、東淀川区、東住吉区では、その内容を記録しておらず、再発防止に向けた情報共有を行っていなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 都島区、東淀川区及び東住吉区の区会計管理者は、審査により差戻した支出命令情報について、その件数及び内容を把握・分析すること。</p> <p>2. 都島区、東淀川区及び東住吉区の区会計管理者は、上記1について、区役所全体に情報共有し、再発防止に努めること。</p> <p>3. 会計室は、区会計管理者会議等を通じて上記の内容を共有し、監査対象となっていない区においても同様の事態が生じないように情報連携を図ること。</p> <p>4. 会計室は、区会計管理者の審査により差戻された支出命令情報について、把握・分析し、会計管理者及び区会計管理者の審査による差戻しの削減に努めること。</p> | <p>[1]<br/>・平成31年3月1日より審査において差し戻した支出命令情報について、その件数及び内容（差戻し事由）を把握・分析している。</p> <p>[2]<br/>・四半期ごとに課長会での報告やチームサイトへの掲載により区役所全体に情報共有し、再発防止に努める。</p> | <p>措置済</p> <p>措置済</p> | <p>平成31年3月1日</p> <p>令和元年7月8日</p> |



| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|---|------|------------|
| 4     | <p>公金安全保管マニュアルの遵守及び改善を求めたもの<br/> 都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区における金庫・現金等調査の状況を確認したところ、都島区では保健福祉課（運営）の金庫において、現在保管していないタクシー券の記載が自主点検表に残っていた。</p> <p>鶴見区では、保健福祉課（子育て支援・保健）の据置金庫において、公金保管マニュアルで定められている保管チェックリストは作成されていなかった。保健福祉課（高齢者支援）の据置金庫には、遺留品である通帳2冊と印鑑が同じ封筒に保管されていた。</p> <p>東住吉区では、保険年金担当の金庫の鍵が壊れており同金庫内の保管金品等は管理担当の金庫に移されていたが、管理担当の自主点検表には記載していなかった。（金庫・現金等調査は平成30年12月及び平成31年3月に行われているが、上記の不備のあった期間が平成31年2月5日から12日であったため、金庫・現金等調査において発見できる内容ではなかった。）</p> <p>[改善勧告]<br/> 1. 都島区は、自主点検表に基づいたチェックを行う際に、現物と自主点検表を照合するなど点検内容を正確に記入し、適切に行うこと。<br/> 2. 鶴見区は、保管チェックリストを作成し、保管内容の把握を行うこと。また、遺留品であっても、通帳と印鑑は、別の場所で保管すること。<br/> 3. 東住吉区は、金庫が壊れ、別の金庫で金品を保管する場合であっても、その実態が把握できるよう、保管チェックリストに適切に記録すること。<br/> 4. 会計室は、公金安全保管マニュアルについて、各所属が当該マニュアルを遵守し、公金保管事務を行っているかをモニタリングし、実態を踏まえ、各所属が理解した上で当該事務を行うことができるよう必要に応じて改訂すること。</p> | <p>金庫の故障を含む公金の安全管理に係り支障等が生じた際に、速やかに担当課から総務課に報告を行うことを取り決めた。また担当課において管理する個々の金庫に係り把握した実態や処理状況が適切に記録できるよう「公金の安全保管に関する自主点検表」を改定した。</p> | 措置済  | 平成31年3月12日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日                                       |
|-------|---|--|------|---|
| 5     | <p>物品の管理について改善を求めたもの</p> <p>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区において、備品登録が必要な物品が備品台帳に登録されているか確認したところ、都島区では地下会議室ラテラル、1階入口ガラスケースについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>東淀川区では、総合案内カウンター、フロアマネージャー用カウンター、総務課応接セットについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。平成29年度の物品現在高調査において、廃棄登録を行った備品のうち3件が存在しており、再登録しなければならない状況であった。</p> <p>鶴見区では、1階窓口カウンターについて、同種カウンター2台のうち1台を廃棄した際、存在する方を誤って廃棄処理を行っていた。</p> <p>東住吉区では、据置金庫、カウンターについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 4区は、備品登録されていない物品について、登録が必要である物品かどうかを明確にし適切に管理を行うこと。</p> <p>2. 4区の区会計管理者等は、調査に当たっては、備品登録がされていない備品がないかを含め、確認を行い、適切に実施すること。</p> <p>3. 会計室は、各区において登録漏れしている物品（購入予定金額が不明な場合を含む。）について登録させるよう、周知徹底すること。</p> | <p>1. 備品登録されていない物品について、登録が必要である物品かどうかを確認し、必要な物品については登録を行い適切に管理した。</p> <p>2. 物品管理における管理マニュアルに基づき、物品現在高調査を実施した。調査の結果全ての備品が登録され管理が適切に行われていることを確認した。</p> | 措置済  | <p>1. 平成31年3月12日</p> <p>2. 平成31年4月24日</p> |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第4号

監査の対象：平成30年度定期監査等 区役所における会計管理事務

所管所属：会計室

通知を受けた日：令和元年6月19日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|--|--|------|------------|
| 3     | <p>グループ会議の議事要旨等の記録について改善を求めたもの<br/>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区の所属するグループ会議について、議事要旨等の作成状況を確認したところ、北グループ（都島区・東淀川区）、東グループ（鶴見区）では、議事要旨等を作成していなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>1. 会計室は、区会計管理者に対し、各グループ会議の議事要旨を適時適切に作成するよう指導すること。<br/>2. 区会計管理者は、各グループにおいて、グループ会議の議事要旨を作成し、必要に応じて各区職員や他のグループへ情報共有し、より一層会計事務の適正化を図ること。</p> | <p>(是正内容)<br/>・議事要旨のモデル様式を提示し、平成31年度からその様式に則って議事要旨を作成し、グループ会議終了後、速やかに区会計管理者業務支援チームサイトに付属資料とあわせて掲載すること、加えて、会議内容について区会計管理者業務支援チームサイト閲覧権限のない各区職員に対しては、共有すべき事案に応じて、区会計管理者が会計通信等により共有することを平成31年3月13日の区会計管理者連絡会において周知した。議事要旨のモデル様式については、平成31年3月28日に区会計管理者業務支援チームサイトに掲載し、活用を重ねて促した。</p> <p>(再発防止策)<br/>・各グループ会議の議事要旨が、会計室の周知内容どおりに区会計管理者業務チームサイトに掲載されているかについて、随時、モニタリングを行う。</p> | 措置済  | 平成31年3月13日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|--|------|------------|
| 5     | <p>物品の管理について改善を求めたもの</p> <p>都島区、東淀川区、鶴見区、東住吉区において、備品登録が必要な物品が備品台帳に登録されているか確認したところ、都島区では地下会議室ラテラル、1階入口ガラスケースについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>東淀川区では、総合案内カウンター、フロアマネージャー用カウンター、総務課応接セットについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。平成29年度の物品現在高調査において、廃棄登録を行った備品のうち3件が存在しており、再登録しなければならない状況であった。</p> <p>鶴見区では、1階窓口カウンターについて、同種カウンター2台のうち1台を廃棄した際、存在する方を誤って廃棄処理を行っていた。</p> <p>東住吉区では、据置金庫、カウンターについて、備品である可能性があるにもかかわらず、備品か否かを確認していなかった。</p> <p>[改善勧告]</p> <p>1. 4区は、備品登録されていない物品について、登録が必要である物品かどうかを明確にし適切に管理を行うこと。</p> <p>2. 4区の区会計管理者等は、調査に当たっては、備品登録がされていない備品がないかを含め、確認を行い、適切に実施すること。</p> <p>3. 会計室は、各区において登録漏れしている物品（購入予定金額が不明な場合を含む。）について登録させるよう、周知徹底すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の紛失や台帳登録漏れ等の物品管理上のリスクを回避するため、会計室として次の取組を実施した。</li> <li>・「所管物品に係る物品現在高調査の実施及び完了報告について（依頼）」を平成31年3月11日付け事務連絡にて通知し、次の新たな対応を措置した上で今年度も引き続き物品登録の周知徹底を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○購入予定価格が不明な物品の登録方法の周知徹底</li> <li>○登録漏れが生じた部署に対し、報告書にその原因分析、再発防止策の策定内容を回答させる様式へ改訂</li> <li>○物品管理におけるそれぞれの役割を明記した物品現在高調査についての業務フロー図の作成</li> <li>○受入登録漏れを防止するための物品購入業務フロー図の作成</li> </ul> </li> <li>・新たに以下の取組を行い、今後も継続予定。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 物品現在高調査の効率化を図るための『物品現在高調査表出力マクロ』を作成し、平成31年3月25日付けで各所属へ周知。</li> <li>(2) 購入物品の未登録データが分かる「支出負担行為一覧（物品）」を会計室において出力し、平成31年3月26日付けで各所属に送付。</li> <li>(3) 職制改正により廃止となった部署に登録されている備品リストを会計室において出力し、廃止所属に登録されたままになっている備品について異動処理を行うよう平成31年4月25日付けで通知。</li> </ol> </li> </ul> | 措置済  | 平成31年4月25日 |

# 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第5号

監査の対象：平成30年度定期監査等 業務委託契約及び履行検査の有効性

所管所属：契約管財局

通知を受けた日：令和元年8月2日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等 | 措置分類     | 措置日        |              |                            |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
|-------|---|-------------|----------|------------|--------------|----------------------------|--------------|-----|---|------------------------|------------|-----|---|-----|------------|---|--------------------|------------|-------|---|-----|----------------------------|---|-------------|------------|-----|---|-----|---------|---|---|------------|-----|---|-----|-------------------------|---|---------------|------------|----------|---|-----|---------|---|---------------|------------|----------|---|-----|----------------|---|------------------|------------|----------|---|-----|---------|---|-----------------------------|------------|-----|---|-----|---------|----|---------------------------------------|------------|-----|---|-----|------------------|----|-----------------|------------|-----|---|-----|-----------------|----|-----------------|------------|-----|---|-----|------------|----|-----------------------|------------|-------|---|-----|---------------|----|----------------------|------------|-----|---|-----|----------------------------|----|---------------------------------------|------------|-----|---|-----|----------------|----|--------------------|------------|-----|---|-----|----------------------------|----|---------------|------------|-----|---|-----|--------------------|----|------------|------------|-----|---|-----|---------------|----|------------|------------|-----|---|-----|---------------|---|-----|--|
| 2     | <p>履行検査の充実を求めるもの<br/>政策企画室及び環境局が発注する業務委託においては、次のとおり十分な検査がなされていないかった。</p> <p>[政策企画室] 委託業務：大阪市総合コールセンター運營業務委託<br/>各種記録と報告書の内容との照合による目標値の達成状況の確認が求められるところ、報告書の收受に留まり、仕様書に定める事項に対する受託者の履行状況についての確認が十分でなかった。<br/>[環境局] 委託業務：粗大ごみ収集受付センター運營業務委託<br/>仕様書において求めている応答率の達成状況について、受託者に報告を求めているいなかった。</p> <p>また、図表-11に示す業務委託においては、成果物の内容が正確であるか、満足できる成果であったかについて検査はなされているものの、どのような手法により検査を実施し、当該評価結果を導き出すに至ったかを証する記録が作成及び保存されていないかった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課別</th> <th>業務委託名称</th> <th>委託金額</th> <th>所管所属</th> <th>業務委託<br/>区分</th> <th>人員数<br/>(後年度)</th> <th>受託者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>大阪市総務センター運営事業に関する包括的業務</td> <td>602,739 千円</td> <td>人事室</td> <td>①</td> <td>3 名</td> <td>アクセスティア(株)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>大阪市総合コールセンター運營業務委託</td> <td>137,376 千円</td> <td>政策企画室</td> <td>②</td> <td>4 名</td> <td>(株) エス・アイ・アイ マークアイン<br/>ダクト</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>環境資料入力等業務委託</td> <td>632,776 千円</td> <td>総務局</td> <td>①</td> <td>3 名</td> <td>T1S (株)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>大阪市国民健康保険事業・後期高齢者保健事業・介護保険事業コールセンター運營業務委託</td> <td>167,220 千円</td> <td>福祉局</td> <td>②</td> <td>4 名</td> <td>株式会社Mシーワンプリソリューション<br/>ズ</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>小学校学力経年調査事業委託</td> <td>156,600 千円</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>②</td> <td>2 名</td> <td>(株)日本標準</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>学校給食用食料提供業務委託</td> <td>137,222 千円</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>①</td> <td>1 名</td> <td>(公財) 大阪市学校給食協会</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>大阪市立中学校給食調理等業務委託</td> <td>777,236 千円</td> <td>教育委員会事務局</td> <td>①</td> <td>1 名</td> <td>村上給食(株)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>容積包保フラスチック異物除去等業務委託(平野中継施設)</td> <td>133,906 千円</td> <td>環境局</td> <td>①</td> <td>3 名</td> <td>信和商事(株)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>【若者・女性の就労等トータルサポート事業】<br/>ワンストップ総合相談事業</td> <td>107,414 千円</td> <td>市民局</td> <td>②</td> <td>3 名</td> <td>(株)アゾク・ヒューマンセンター</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>大阪市消防機運センター業務委託</td> <td>273,600 千円</td> <td>総務局</td> <td>②</td> <td>2 名</td> <td>(株) センゾーテクノロジクス</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>大阪市認定事務センター業務委託</td> <td>430,555 千円</td> <td>福祉局</td> <td>①</td> <td>3 名</td> <td>テンブスタッフ(株)</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>防災建築物整備基金(防災関係補助)業務委託</td> <td>135,999 千円</td> <td>都市整備局</td> <td>①</td> <td>3 名</td> <td>(一財) 大阪環境技術協会</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>大阪府水運局お客さまセンター運營業務委託</td> <td>219,182 千円</td> <td>水運局</td> <td>②</td> <td>3 名</td> <td>(株) エス・アイ・アイ マークアイン<br/>ダクト</td> </tr> <tr> <td>19</td> <td>水運メータ点検及び計量・審査並びに水運料金等徴収業務委託(その<br/>1)</td> <td>573,398 千円</td> <td>水運局</td> <td>①</td> <td>4 名</td> <td>ヴェオリア・ジュネップ(株)</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>粗大ごみ収集受付センター運營業務委託</td> <td>197,381 千円</td> <td>環境局</td> <td>①</td> <td>1 名</td> <td>(株) エス・アイ・アイ マークアイン<br/>ダクト</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>自転車保管管理運營業務委託</td> <td>304,772 千円</td> <td>福祉局</td> <td>①</td> <td>1 名</td> <td>(公財) 大阪市シルバー人材センター</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>自主防災指導業務委託</td> <td>175,716 千円</td> <td>消防局</td> <td>②</td> <td>1 名</td> <td>(一財) 大阪消防振興協会</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>消防訓練指導業務委託</td> <td>143,398 千円</td> <td>消防局</td> <td>②</td> <td>1 名</td> <td>(一財) 大阪消防振興協会</td> </tr> </tbody> </table> <p>[改善勧告]<br/>契約制度を所管する契約管財局は、監督又は検査を通じた適切な履行管理となるよう、業務委託仕様書に定める内容が適切に履行されたことを検証し、当該検証の手法やプロセスを記録、保存するよう、各所属への指導を行うこと。</p> | 課別          | 業務委託名称   | 委託金額       | 所管所属         | 業務委託<br>区分                 | 人員数<br>(後年度) | 受託者 | 1 | 大阪市総務センター運営事業に関する包括的業務 | 602,739 千円 | 人事室 | ① | 3 名 | アクセスティア(株) | 2 | 大阪市総合コールセンター運營業務委託 | 137,376 千円 | 政策企画室 | ② | 4 名 | (株) エス・アイ・アイ マークアイン<br>ダクト | 3 | 環境資料入力等業務委託 | 632,776 千円 | 総務局 | ① | 3 名 | T1S (株) | 4 | 大阪市国民健康保険事業・後期高齢者保健事業・介護保険事業コールセンター運營業務委託 | 167,220 千円 | 福祉局 | ② | 4 名 | 株式会社Mシーワンプリソリューション<br>ズ | 5 | 小学校学力経年調査事業委託 | 156,600 千円 | 教育委員会事務局 | ② | 2 名 | (株)日本標準 | 6 | 学校給食用食料提供業務委託 | 137,222 千円 | 教育委員会事務局 | ① | 1 名 | (公財) 大阪市学校給食協会 | 7 | 大阪市立中学校給食調理等業務委託 | 777,236 千円 | 教育委員会事務局 | ① | 1 名 | 村上給食(株) | 8 | 容積包保フラスチック異物除去等業務委託(平野中継施設) | 133,906 千円 | 環境局 | ① | 3 名 | 信和商事(株) | 10 | 【若者・女性の就労等トータルサポート事業】<br>ワンストップ総合相談事業 | 107,414 千円 | 市民局 | ② | 3 名 | (株)アゾク・ヒューマンセンター | 11 | 大阪市消防機運センター業務委託 | 273,600 千円 | 総務局 | ② | 2 名 | (株) センゾーテクノロジクス | 14 | 大阪市認定事務センター業務委託 | 430,555 千円 | 福祉局 | ① | 3 名 | テンブスタッフ(株) | 17 | 防災建築物整備基金(防災関係補助)業務委託 | 135,999 千円 | 都市整備局 | ① | 3 名 | (一財) 大阪環境技術協会 | 18 | 大阪府水運局お客さまセンター運營業務委託 | 219,182 千円 | 水運局 | ② | 3 名 | (株) エス・アイ・アイ マークアイン<br>ダクト | 19 | 水運メータ点検及び計量・審査並びに水運料金等徴収業務委託(その<br>1) | 573,398 千円 | 水運局 | ① | 4 名 | ヴェオリア・ジュネップ(株) | 21 | 粗大ごみ収集受付センター運營業務委託 | 197,381 千円 | 環境局 | ① | 1 名 | (株) エス・アイ・アイ マークアイン<br>ダクト | 22 | 自転車保管管理運營業務委託 | 304,772 千円 | 福祉局 | ① | 1 名 | (公財) 大阪市シルバー人材センター | 24 | 自主防災指導業務委託 | 175,716 千円 | 消防局 | ② | 1 名 | (一財) 大阪消防振興協会 | 25 | 消防訓練指導業務委託 | 143,398 千円 | 消防局 | ② | 1 名 | (一財) 大阪消防振興協会 | <p>1 平成31年4月23日に実施した契約事務審査会に関する説明会（課長代理級以上対象）において、監督検査の重要性について再認識を促すとともに、書面主義の重要性や検査・監督過程の証票を残すことの意義などについても説明を行った。</p> <p>また、令和元年5月30日、31日に実施した契約事務研修（初任者対象）においても、監督・検査を通じた適切な履行管理についての説明を行った。その中で、仕様書に基づき成果物の内容が正確であったか、また、業務の目的に照らして満足できる成果をあげているかを確認し、その手法やプロセスについて、他の人が見てもわかるような形で記録・保存する必要があることを監査での指摘事例を基に説明を行い、周知を図った。</p> <p>なお、措置期間後の令和元年7月25日に実施した「消費税率の改正に伴う契約事務の取扱い等に関する説明会」においても、契約管財局が実施した調査などで明らかになった問題点などを例に挙げつつ、検査・監督業務の重要性について説明を行った。</p> <p>2 平成31年3月27日付けで「大阪市契約事務審査会運用指針」を改正し（平成31年4月1日施行）、契約事務審査会において検証を行う検査事務手続の留意点や、検証のポイント等についての記載を充実させた。</p> <p>3 業務委託契約における適正な履行について、各所属長宛て通知を行い（平成31年4月23日付け契約第3500号）、履行確認に関する基本的な考え方を周知した。</p> | 措置済 | <p>1 令和元年5月31日<br/>2 平成31年3月27日<br/>3 平成31年4月23日</p> |
| 課別    | 業務委託名称  | 委託金額        | 所管所属     | 業務委託<br>区分 | 人員数<br>(後年度) | 受託者                        |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 1     | 大阪市総務センター運営事業に関する包括的業務  | 602,739 千円  | 人事室      | ①          | 3 名          | アクセスティア(株)                 |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 2     | 大阪市総合コールセンター運營業務委託  | 137,376 千円  | 政策企画室    | ②          | 4 名          | (株) エス・アイ・アイ マークアイン<br>ダクト |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 3     | 環境資料入力等業務委託   | 632,776 千円  | 総務局      | ①          | 3 名          | T1S (株)                    |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 4     | 大阪市国民健康保険事業・後期高齢者保健事業・介護保険事業コールセンター運營業務委託   | 167,220 千円  | 福祉局      | ②          | 4 名          | 株式会社Mシーワンプリソリューション<br>ズ    |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 5     | 小学校学力経年調査事業委託   | 156,600 千円  | 教育委員会事務局 | ②          | 2 名          | (株)日本標準                    |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 6     | 学校給食用食料提供業務委託   | 137,222 千円  | 教育委員会事務局 | ①          | 1 名          | (公財) 大阪市学校給食協会             |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 7     | 大阪市立中学校給食調理等業務委託  | 777,236 千円  | 教育委員会事務局 | ①          | 1 名          | 村上給食(株)                    |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 8     | 容積包保フラスチック異物除去等業務委託(平野中継施設)   | 133,906 千円  | 環境局      | ①          | 3 名          | 信和商事(株)                    |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 10    | 【若者・女性の就労等トータルサポート事業】<br>ワンストップ総合相談事業   | 107,414 千円  | 市民局      | ②          | 3 名          | (株)アゾク・ヒューマンセンター           |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 11    | 大阪市消防機運センター業務委託   | 273,600 千円  | 総務局      | ②          | 2 名          | (株) センゾーテクノロジクス            |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 14    | 大阪市認定事務センター業務委託   | 430,555 千円  | 福祉局      | ①          | 3 名          | テンブスタッフ(株)                 |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 17    | 防災建築物整備基金(防災関係補助)業務委託   | 135,999 千円  | 都市整備局    | ①          | 3 名          | (一財) 大阪環境技術協会              |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 18    | 大阪府水運局お客さまセンター運營業務委託  | 219,182 千円  | 水運局      | ②          | 3 名          | (株) エス・アイ・アイ マークアイン<br>ダクト |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 19    | 水運メータ点検及び計量・審査並びに水運料金等徴収業務委託(その<br>1)   | 573,398 千円  | 水運局      | ①          | 4 名          | ヴェオリア・ジュネップ(株)             |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 21    | 粗大ごみ収集受付センター運營業務委託  | 197,381 千円  | 環境局      | ①          | 1 名          | (株) エス・アイ・アイ マークアイン<br>ダクト |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 22    | 自転車保管管理運營業務委託   | 304,772 千円  | 福祉局      | ①          | 1 名          | (公財) 大阪市シルバー人材センター         |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 24    | 自主防災指導業務委託  | 175,716 千円  | 消防局      | ②          | 1 名          | (一財) 大阪消防振興協会              |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |
| 25    | 消防訓練指導業務委託  | 143,398 千円  | 消防局      | ②          | 1 名          | (一財) 大阪消防振興協会              |              |     |   |                        |            |     |   |     |            |   |                    |            |       |   |     |                            |   |             |            |     |   |     |         |   |   |            |     |   |     |                         |   |               |            |          |   |     |         |   |               |            |          |   |     |                |   |                  |            |          |   |     |         |   |                             |            |     |   |     |         |    |                                       |            |     |   |     |                  |    |                 |            |     |   |     |                 |    |                 |            |     |   |     |            |    |                       |            |       |   |     |               |    |                      |            |     |   |     |                            |    |                                       |            |     |   |     |                |    |                    |            |     |   |     |                            |    |               |            |     |   |     |                    |    |            |            |     |   |     |               |    |            |            |     |   |     |               |   |     |  |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第6号

監査の対象：平成30年度定期監査等 大阪市電子申請・オンラインアンケートシステム及び大阪市生涯学習情報提供システムにおける情報セキュリティ対策に係る事務

所管所属：ICT戦略室

通知を受けた日：令和元年9月4日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日      |
|-------|---|---|------|----------|
| 2(1)ア | <p>電子申請システムについて<br/>情報セキュリティの管理体制について改善を求めたもの<br/>情報セキュリティ実施手順の本市情報セキュリティポリシーへの準拠性の不備</p> <p>「大阪市電子申請・オンラインアンケートシステム管理要綱」において、電子申請システムに関する事務の範囲を分け、4つの文書（SaaS型簡単電子申込サービス 情報セキュリティ要綱、大阪市電子申請・オンラインアンケートシステム管理要綱、総合行政ネットワーク基本規程、大阪市情報通信ネットワーク管理要綱）を電子申請システムの実施手順として取り扱うこととしているが、これら4つの文書を確認したところ、複数の事項で、本市情報セキュリティ対策基準に準拠していないものが見られた。</p> <p>[改善勧告]<br/>局等情報セキュリティ責任者は、業務管理者に指示し、現在のところ電子申請システムの実施手順の代替として運用している本市管理要綱やSaaS型簡単電子申込サービス情報セキュリティ要綱等の4つの文書について、本市情報セキュリティポリシーと比較して漏れている項目が無いかが再点検し、必要な情報セキュリティ対策が実施されるよう関係する文書を見直すこと。</p> | <p>・電子申請システムの情報セキュリティ実施手順の代替として運用している4つの文書について、本市の情報セキュリティポリシーと比較して漏れている項目がないかどうか再点検を実施するとともに、本市が求める情報セキュリティ水準が確保されるよう関係する文書を改訂することとした。</p> | 措置済  | 令和元年9月1日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|--|------|-----------|
| 2(1)イ | <p>電子申請システムについて<br/>情報セキュリティの管理体制について改善を求めたもの<br/>SLA項目の認識が一致していなかった事態</p> <p>電子申請システムでは、契約書に本市が作成したASP・SaaS型電子申請サービス仕様書（以下「本市仕様書」という。）と、クラウド事業者が作成したSaaS型簡単電子申込サービス利用規約が編綴されている。</p> <p>本市仕様書では15項目についてサービスレベルを確保することを定めている一方、SaaS型簡単電子申込サービス利用規約ではSLA8項目が示されていた。双方のSLA項目を比較したところ、内容が概ね一致する項目は稼働率、障害監視、ウィルス対策の3項目に留まっており、本市仕様書で上げた15項目のうち残る12項目についてはSLA項目として合致していなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>業務管理者は、原点に立ち返りSLAに関してクラウド事業者とすり合わせを行い、SLA項目や基準を一致させること。</p> | <p>・本市の仕様書に記載のSLA項目について、再度事業者と確認を行い、本市と事業者間でSLA項目と基準を一致させることとした。</p> | 措置済  | 令和元年6月30日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|---|--|------|-----------|
| 2(3)  | <p>電子申請システムについて<br/>情報セキュリティ対策の実施状況確認について改善を求めたもの</p> <p>ア クラウド事業者による情報セキュリティ対策の実施状況のモニタリング不足について<br/>SaaS型簡単電子申込サービス情報セキュリティ要綱では、10項目をクラウド事業者が実施するとされているが、8項目についてはクラウド事業者から口頭で実施していると聞いているのみとのことであった。そのため、業務管理者によるクラウド事業者への情報セキュリティ実施状況の点検がほとんど実施できていない状況となっていた。<br/>また、本市仕様書においては立入検査の実施が可能であることをクラウド事業者に求めていたが、ICT戦略室はサーバが所在するデータセンターが遠方にあることから、電子申請システム導入後一度も実際に立入検査を実施していなかった。</p> <p>イ 脆弱性情報への対応状況の確認不足<br/>平成29年4月から平成30年12月までのクラウド事業者からの運用実績報告書を確認したところ、要対応の脆弱性として報告された110件のうち47件は、対応予定として報告された後、対応予定時期の運用実績報告書において対応結果報告から漏れており、脆弱性への対応が完了したか確認できなかった。</p> <p>ウ 障害記録の不備について<br/>電子申請システムでは、平成29年10月にドメインに対する運用制限により利用者がアクセスできない事態が、平成30年5月には一時的な性能低下が生じた際に一部の市民の申込手続に対して、データベースへの登録処理に失敗しながらも市民に対して受付完了メールを送信していたという事態が発生していた。<br/>しかし、クラウド事業者は、これらの事案を障害として扱っておらず、本市指示で障害報告書等を作成・報告した後も、月次の運用実績報告書の修正等を行わなかった。<br/>そのため、これらの障害はクラウド事業者が月次で作成する運用実績報告書に障害として掲載されておらず、当該報告は網羅的な障害記録となっていなかった。</p> <p>エ 重大インシデントに対する原因分析の不足について<br/>前項で示した障害事案についてクラウド事業者が提出した障害報告書の内容を確認したところ、アクセス不能となった理由は関係者情報に不備があったとしてドメイン管理会社が運用制限をかけたとのことであった。しかし、障害報告書において関係者情報の不備については全く触れられていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>ICT戦略室の局等情報セキュリティ責任者及び電子申請システムの業務管理者は、情報セキュリティ対策をルールのとおり機能させるため、電子申請システムの情報セキュリティ対策の実施状況を点検できるよう、具体的な点検手法を整備するとともに、情報セキュリティ対策の実施状況に対してリスク認識を持って定期的に点検を実施すること。</p> | <p>・情報セキュリティ対策の実施状況を確実に点検できるよう、点検手法を整備し、情報セキュリティ対策の実施状況の確認に必要な情報の開示を求め、その実施状況を確実にモニタリングできるようにした。</p> | 措置済  | 令和元年7月30日 |



## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第8号

監査の対象：平成30年度定期監査等 天王寺動物園に関する事務（魅力向上事業を含む。）

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和元年6月24日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|---|------|------------|
| 3     | <p>天王寺公園エントランスエリア魅力向上事業の事業評価について改善を求めたもの</p> <p>事業評価の実施状況について確認したところ、経済戦略局及び建設局は、天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を平成30年9月14日付けで開催している。</p> <p>しかし、評価委員会では、4名の外部評価委員より専門的見地から意見を聴取しているが、その意見を踏まえた最終評価の決定及び事業者への伝達が、直ちに行われていなかった。そのため、最終評価に基づく事業者による業務改善に繋がらず、経済戦略局によるフォローアップもなされていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>経済戦略局及び建設局は、評価委員会の開催後、速やかにその結果を決定し、事業者に伝達することにより、事業者の評価結果に基づく業務改善を実施させるとともに、改善内容に対するフォローアップを行うこと。</p> | <p>【経済戦略局および建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公表までの時間の短縮を図るため、評価委員会の開催から公表までの流れを詳細に定めた。</li> <li>また、次回（H33年（2021年）開催予定）の天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業評価委員会の開催時には、現行の要綱に下記の通り追記し、評価委員会開催後、事業者への通知を速やかに行い、業務改善を実施させることとした。</li> </ul> <p>（追記案）<br/>（事業者への通知および公表）<br/>委員会は、天王寺公園エントランスエリアの魅力創造・管理運営事業の実施状況に対する評価を、委員会開催後、概ね1か月以内に事業者へ通知し、その結果を公表する。</p> | 措置済  | 平成31年4月22日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第8号

監査の対象：平成30年度定期監査等 天王寺動物園に関する事務（魅力向上事業を含む。）

所管所属：建設局

通知を受けた日：令和元年7月16日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|--|------|------------|
| 2     | <p>公費負担率の算定事務について改善を求めたもの</p> <p>平成26年度分から平成29年度分の公費負担率を算出する過程について確認したところ、次のとおり算定方法が統一されておらず、また決裁が行われていないためチェック機能も働かず、正確な公費負担率が算出されているとは言い難い状況であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から平成29年度の人件費の算定に当たり、正職員、再任用職員及び嘱託職員 について誤って古い年度（平成22年度）の単価を使用していた。</li> <li>経費の内訳のうち確認できた範囲においても、平成29年度には算定対象経費として計上されていた事務費（コピー代等）が平成28年度には算定対象とされていないなど、公費負担率の算定対象とするか否かの基準が策定されていなかった。</li> <li>公費負担率の算定対象としている経費の内訳（算定根拠）の過年度分の大部分（平成28年度以前）が確認できなかった。</li> <li>公費負担率の算出は担当職員のみで行い、経費の内訳（算定根拠）を添付した決裁が行われていなかった。</li> </ul> <p>[改善勧告]</p> <p>建設局は、公費負担率の削減目標の達成を掲げているが、まず、明確になっていない算定基準を早急に定め、その基準に基づき公費負担率を算定すること。また、算定根拠を添付した上で決裁を行うなど、正確性を担保する仕組みを構築すること。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>公費負担率の算定基準を作成し、平成31年3月29日に決裁により意思決定を行った。</li> <li>今後は、同基準に基づいて公費負担率を算出するとともに、算定根拠を添付したうえで決裁を行うことで、チェック機能を働かせていく。</li> </ul> | 措置済  | 平成31年3月29日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|--|------|------------|
| 3     | <p>天王寺公園エントランスエリア魅力向上事業の事業評価について改善を求めたもの</p> <p>事業評価の実施状況について確認したところ、経済戦略局及び建設局は、天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を平成30年9月14日付けで開催している。</p> <p>しかし、評価委員会では、4名の外部評価委員より専門的見地から意見を聴取しているが、その意見を踏まえた最終評価の決定及び事業者への伝達が、直ちに行われていなかった。そのため、最終評価に基づく事業者による業務改善に繋がらず、経済戦略局によるフォローアップもなされていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>経済戦略局及び建設局は、評価委員会の開催後、速やかにその結果を決定し、事業者に伝達することにより、事業者の評価結果に基づく業務改善を実施させるとともに、改善内容に対するフォローアップを行うこと。</p> | <p>【経済戦略局および建設局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公表までの時間の短縮を図るため、評価委員会の開催から公表までの流れを詳細に定めた。</li> <li>また、次回（H33.2021開催予定）の天王寺公園エントランスエリア魅力創造・管理運営事業評価委員会の開催時には、現行の要綱に下記の通り追記し、評価委員会開催後、事業者への通知を速やかに行い、業務改善を実施させることとした。</li> </ul> <p>（追記案）<br/>（事業者への通知および公表）<br/>委員会は、天王寺公園エントランスエリアの魅力創造・管理運営事業の実施状況に対する評価を、委員会開催後、概ね1か月以内に関係者に通知し、その結果を公表する。</p> | 措置済  | 平成31年4月22日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第9号

監査の対象：地方独立行政法人（大阪産業技術研究所及び大阪健康安全基盤研究所）に関する事務（当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。）

所管所属：経済戦略局

通知を受けた日：令和元年7月3日

| 指摘No. | 指摘等の概要   | 措置内容又は措置方針等  | 措置分類 | 措置日       |
|-------|--|--|------|-----------|
| 2     | <p>月次の財務状況報告について改善を求めたもの<br/>【技術研に対して】<br/>技術研会計規程（平成29年4月1日規程第42号）第44条では、「経理責任者は、月次の財務状況を明らかにするため、所定の書類を作成して理事長に報告しなければならない。」とされている。</p> <p>技術研全体としては、四半期ごとに損益計算書を作成し、理事会で報告を行っているとのことであるが、和泉センター（旧府産技研）については、月次の財務状況について、理事長への報告はされていたものの、森之宮センター（旧市工研）については、上記規程に定める月次の財務状況報告自体が作成されていなかった。</p> <p>[改善勧告]<br/>技術研は、森之宮センターについて、和泉センターと同様に、会計規程に定めるとおり、必要書類を毎月作成・添付して理事長に提出させ、月次の財務状況を明らかにし、状況を把握した上で経営に当たること。</p> | <p>【技術研】<br/>・当法人会計規程第44条に定めるとおり平成31年度4月分から月次の財務状況を表記した合計残高試算表をもって決裁で理事長に報告を行っている。</p> | 措置済  | 令和元年5月24日 |

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日        |
|-------|---|---|------|------------|
| 4     | <p>関係法令に基づく点検業務等の未実施について改善を求めたもの<br/> <b>【技術研に対して】</b><br/>           技術研の和泉センター（旧府産技研）については、施設の維持管理業務を委託契約に基づき業務委託している。当該契約の仕様書によると、設備関係の法定点検として、消防用設備等（機器点検・機器及び総合点検）の法定点検を年2回行うことと記載している。<br/>           ・和泉センター（旧府産技研）は、施設の維持管理業務に関する業務委託契約について、第7実験棟の供用開始に伴い、当該施設を含む内容に契約を変更したが、契約変更後に実施された消防法に基づく法定点検において、第7実験棟の点検を実施していなかった。<br/>           ・また、受託業者から消防用設備等点検結果報告書が提出されていたが、施設所管部署の担当者は第7実験棟に関する消防用設備等点検が実施されていないことを把握できておらず、今回の監査での指摘により初めて認識したとのことであった。</p> <p>[改善勧告]<br/>           1. 技術研は、和泉センター（旧府産技研）について、法定点検の実施状況及び緊急に改善が必要な設備等の不具合状況を把握した上で、必要な点検及び改善等を直ちに行うこと。<br/>           2. 技術研は、和泉センター（旧府産技研）について、責任者を定めた上で、各種法令に基づく点検が漏れなく実施されるよう、また各種点検の結果について迅速に情報を把握し、不具合箇所に対して適切に対応が行える仕組みを構築すること。<br/>           3. 技術研は、和泉センター（旧府産技研）について、施設管理業務委託の受託業者等が実施する法定点検の結果の把握、改善の進捗管理について、受託業者が責任者を定めた上で適切に実施するよう指導及びモニタリングを行うこと。</p> | <p><b>【技術研】</b><br/>           1について<br/>           必要な点検は平成30年度後期は実施したことを確認した。（2月28日付報告書受領、確認）。</p> <p>2・3について<br/>           3月28日、受託業者と施設管理担当者が協議を行い、新年度から業務確認会議を毎月末に開催し、今後の業務の予定、執行状況の報告を受け、指示の進捗・結果の確認を行う体制を構築した。<br/>           また、人事異動等による新体制においても、4月22日に確認（周知）を行った。</p> | 措置済  | 平成31年3月28日 |

## 監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監1の第9号

監査の対象：地方独立行政法人（大阪産業技術研究所及び大阪健康安全基盤研究所）に関する事務（当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。）

所管所属：健康局

通知を受けた日：令和元年6月25日

| 指摘No. | 指摘等の概要  | 措置内容又は措置方針等   | 措置分類 | 措置日      |
|-------|---|---|------|----------|
| 4     | <p>理事会の議事録等について改善を求めたもの<br/>【大安研に対して】<br/>大安研の理事会規程（平成29年4月1日規程第2号）第8条では、「理事長は、理事会の議事について議事録を作成するものとする。」とされている。<br/>今回の監査において、大安研における理事会の議事録等について確認したところ、大安研設立後の平成29年度以降の理事会の議事録や議事要旨を作成しておらず、理事会でどのような議論がなされたのか不明であった。<br/>現状では、議事録が作成されておらず、理事会規程第8条に違反する状況となっている。</p> <p>[改善勧告]<br/>大安研は、理事会の議事録を毎回必ず作成し、議事録を出席者に配付するなど、議事内容について理事等の構成員等が確認できるようにすること。</p> | <p>【大安研】<br/>・4月分と5月分の議事概要を作成し、その内容を6月5日付けで大安研HPに掲載し、その掲載先を理事会出席者及び関係者あてに同日付けのメールで通知した。</p> | 措置済  | 令和元年6月5日 |